



青森県基本計画

「選ばれる青森」  
への挑戦

支え合い、共に生きる

令和4年度

# 事業概要

(令和3年度実績)

中南地域県民局 地域健康福祉部

# 目 次

## 第1 総 括

1	管内の概況	1
2	沿革	2
3	組織図と分掌事務	5
4	令和4年度運営方針	9
5	令和4年度各総室行事予定	11
6	令和4年度相談等日程表	14
7	令和3年度歳入・歳出関係	15

## 第2 各総室の概要

### 1 保健総室（弘前保健所）

I	指導予防課	18
II	生活衛生課	43
III	健康増進課	55
IV	関係団体等名簿	85

### 2 福祉総室（中南地方福祉事務所）

I	生活保護	88
II	母子父子寡婦福祉	94
III	児童福祉	97
IV	女性相談	98
V	資料	99

### 3 こども相談総室（青森県弘前児童相談所）

I	児童相談所の業務	101
II	児童相談所の事業	110

# 第1 総括

# 第1 総括

## 1 管内の概況

所管区域は、弘前市、黒石市、平川市、中津軽郡西目屋村、南津軽郡藤崎町、大鰐町、田舎館村、北津軽郡板柳町の3市3町2村からなっている。

管内面積は1,598.23 km<sup>2</sup>で、県面積9,645.64 km<sup>2</sup>の16.57%を占めている。管内人口（令和4年5月1日現在）は269,138人で県計1,218,783人の22.08%を占めている。また、昨年同期（273,078人）に比べ3,940人減少している。

65歳以上の人口割合（令和2年）は、県計、管内ともに33.7%であり、同じ水準にある。

### □ 市町村別面積、人口

	面積 (km <sup>2</sup> )	人口 (人)
弘前市	524.20	164,848
黒石市	217.05	31,023
平川市	346.01	30,042
西目屋村	246.02	1,222
藤崎町	37.29	14,336
大鰐町	163.43	8,265
田舎館村	22.35	7,120
板柳町	41.88	12,282
管内計	1,598.23	269,138

※面積－「全国都道府県市区町村別面積」  
（令和4年4月1日現在）

〔国土交通省国土地理院〕

※人口－「令和4年青森県の人口」

（令和4年5月1日現在推計人口）

〔青森県統計分析課〕

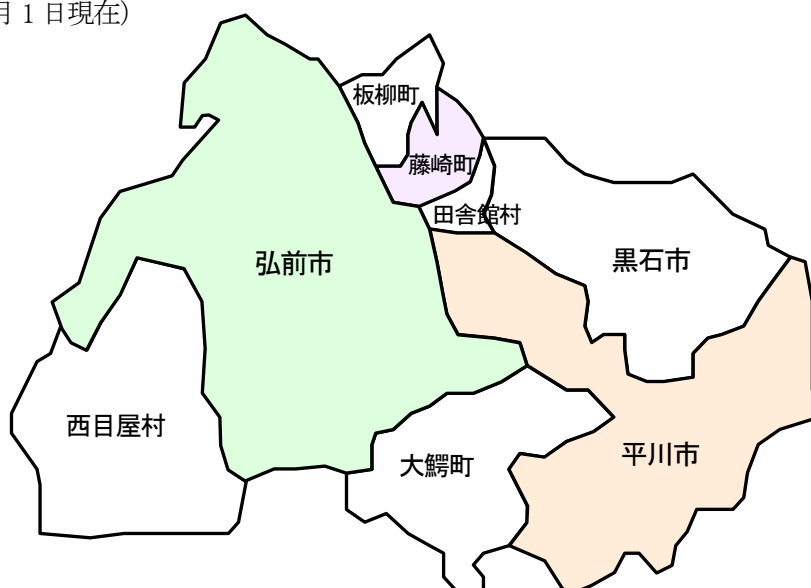
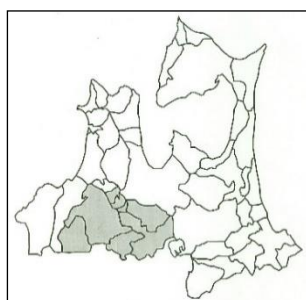
### □ 3区分別年齢割合

(%)

	管内			青森県		
	15歳未満	15歳~64歳	65歳以上	15歳未満	15歳~64歳	65歳以上
平成17年	13.3	62.8	23.9	13.9	63.4	22.7
平成22年	12.0	61.5	26.5	12.6	61.7	25.8
平成27年	11.0	58.6	30.4	11.4	58.4	30.1
令和2年	10.3	55.9	33.7	10.5	55.7	33.7

国勢調査 各年10月1日

### □ 管内の地図（令和4年4月1日現在）



## 2 沿革

### (1) 地域健康福祉部の沿革

- 平成14年 4月 1日 組織機構の統合により、弘前保健所、中南地方福祉事務所、青森県弘前児童相談所からなる中南地方健康福祉こどもセンターが新設され、総務企画室が設置される。
- 平成18年 4月 1日 地域県民局を設置する組織改正により、中南地域県民局地域健康福祉部となる。
- 平成19年 4月 1日 組織改正により、総務企画室が企画調整室となる。
- 平成20年 4月 1日 組織改正により、企画調整室が廃止される。

### (2) 各総室の沿革

#### ア 保健総室（弘前保健所）

- 昭和19年10月 1日 弘前簡易保険健康相談所と青森県立弘前健康相談所を統合して、青森県立弘前保健所として開設された。職員10名で管轄区域は1市16村となる。
- 昭和22年 7月 1日 警察行政であった衛生関係の許認可並びに監視業務が保健所に移管された。
- 昭和23年 9月23日 狭隘となったため、弘前市吉野町4-5にあった日本医療団の敷地、建物を買収して改築の上庁舎を移転した。  
職員数61名、組織は総務課、衛生課、保健予防課、普及課の4課17係制となる。
- 昭和24年 7月 1日 弘前優生結婚相談所を併設した。
- 昭和27年 4月 1日 保健所処務規程により4課10係制となる。性病診療所が併設された。
- 昭和27年 5月27日 弘前優生結婚相談所の名称を弘前優生相談所と改称した。
- 昭和28年 5月 1日 弘前肢体不自由児療育相談所が併設された。
- 昭和29年 5月 1日 保健所処務規程の一部改正により、次長を置き庶務係、医薬係、環境衛生係、予防係、保健係の5係制となった。
- 昭和29年 6月 8日 弘前肢体不自由児療育相談所の名称を、弘前身体障害児療育相談所に改称した。
- 昭和30年 3月 1日 市町村の合併によって、管轄区域1市3村となる。
- 昭和33年 8月 6日 保健所処務規程の一部改正により、総務係、環境衛生係、予防係、保健係の4係制となる。
- 昭和34年 3月31日 併設の性病診療所が廃止された。
- 昭和36年 2月 1日 岩木村が町制を施行したため、管轄区域は1市1町2村となる。
- 昭和37年 4月 1日 保健所の機構改正により、保健婦係が新設された。
- 昭和38年 7月26日 保健所整備計画により、弘前市吉野町4-5に鉄筋コンクリート2階建の新庁舎が建築された。
- 昭和43年 4月 1日 行政組織規則の一部改正により、総務課、環境衛生課、保健課、予防課、保健婦課の5課制となる。
- 昭和47年 4月 1日 行政組織規則の一部改正により、総務課、環境衛生課、保健予防課、保健婦課の4課制となる。
- 昭和53年 4月 1日 衛生指導監の職制が設けられた。
- 昭和63年12月10日 庁舎（事務室）が増築（60.959 m<sup>2</sup>）された。
- 平成 2年 4月 2日 職員公舎解体後の跡地を保健所駐車場とした。
- 平成 4年 4月 1日 県行政組織規則の一部改正により、保健婦課が健康増進課となる。また、栄養士とその業務が保健予防課から健康増進課に移管された。

- 平成 8年 9月26日 併設の弘前優生保護相談所が廃止された。
- 平成 9年 4月 1日 県行政機関設置条例の一部改正により管轄区域に板柳町が加わり、一市2町2村となる。また、次長が2人制となり、総務課、環境衛生課、保健予防課、健康増進課、試験検査課の5課制となる。なお、総務課に新たに企画調整・支援の職員が配置された。
- 平成12年 4月 1日 県行政組織規則の一部改正により健康づくり推進監の職制が設けられ総務課、環境衛生課、保健予防課、健康増進課の4課体制となった。また、環境衛生課の廃棄物、公害等の業務が環境保健センター弘前環境管理事務所へ移管された。
- 平成14年 4月 1日 県行政機関設置条例及び行政組織規則の一部改正により、黒石保健所と弘前保健所が統合され、中南地方健康福祉こどもセンター保健部（弘前保健所）となり、管轄区域も2市7町5村となる。また、次長が1人制となり、保健医長、衛生指導監の職制が設けられ、環境衛生課が生活衛生課に改称され、保健予防課、生活衛生課、健康増進課の3課体制となる。  
 なお、総務課は中南地方福祉事務所及び青森県弘前児童相談所の各総務課と統合され、総務企画室として発足した。
- 平成18年 4月 1日 地域県民局を設置する組織改正により、中南地域県民局地域健康福祉部保健総室（弘前保健所）となる。
- 平成19年 4月 1日 組織改正により、保健予防課を改称して指導予防課になる。
- 平成24年 4月 1日 庁舎の老朽化が著しいことから、弘前市西城北1丁目3-7（青森県障害者相談センター建物内）に庁舎移転し業務開始した。
- 平成27年 3月30日 青森県弘前健康福祉庁舎が完成。中南地方福祉事務所、青森県弘前児童相談所及び青森県障害者相談センターとともに同庁舎へ移転し業務開始した。

## イ 福祉総室（中南地方福祉事務所）

- 昭和26年10月 1日 社会福祉事務所設置に関する条例（昭和26年9月19日青森県条例第62号）により、「中津軽社会福祉事務所」、「南津軽社会福祉事務所」として発足。
- 昭和27年 3月31日 県条例第7条により地方福祉事務所廃止。
- 昭和29年 5月 1日 各所の統廃合により「中南地方福祉事務所」となり中郡16町村、南郡28町村を所管。
- 昭和29年 7月 1日 黒石市が誕生（黒石町、中郷村、山形村、六郷村、浅瀬石村）昭和29年からの町村合併により岩木町、相馬村、西目屋村、藤崎町、大鱈町、尾上町、浪岡町、平賀町、常盤村、田舎館村、碓ヶ関村の11町村を所管。
- 昭和36年 1月 5日 県条例第62号（S26.10.1制定）が廃止され、県条例第13号で中津軽郡、南津軽郡を所管する中南地方福祉事務所として発足。
- 昭和53年 4月 1日 新福祉事務所構想により従来の単法担当方式から福祉六法総合担当方式に移行。
- 平成 5年 4月 1日 福祉関係八法改正により、福祉四法総合担当方式に移行。
- 平成 9年 4月 1日 県行政機関設置条例の一部改正により、板柳町が所管となる。
- 平成14年 4月 1日 県行政機関設置条例の一部改正により、保健所・地方福祉事務所・児童相談所が統合し、中南地方健康福祉こどもセンター福祉部（中南地方福祉事務所）となり、福祉調整課、福祉推進課の2課体制となる。
- 平成15年 4月 1日 組織改正により、福祉推進課が生活保護単法制となる。

- 平成16年 4月 1日 組織改正により、福祉推進課が保護課と改称される。
- 平成17年 3月28日 市町村合併により、藤崎町と常盤村が合併し藤崎町となる。
- 平成17年 4月 1日 市町村合併により、浪岡町が青森市と合併し東地方健康福祉子どもセンターの管轄となる。
- 平成18年 1月 1日 市町村合併により、尾上町、平賀町、碓ヶ関村が平川市となる。
- 平成18年 2月27日 市町村合併により、岩木町、相馬村が弘前市となる。
- 平成18年 4月 1日 地域県民局を設置する組織改正により、中南地域県民局地域健康福祉部福祉総室（中南地方福祉事務所）となる。
- 平成21年 4月 1日 身体障害者手帳の交付に関すること及び、療育手帳の交付に関することを、障害者相談センターへ業務移管。
- 平成25年 4月 1日 組織改正により、社会福祉施設等の指導監査等に関すること及び児童扶養手当等に関することが東青地域県民局へ業務集約される。
- 平成27年 3月30日 青森県弘前健康福祉庁舎が完成。弘前保健所、青森県弘前児童相談所及び青森県障害者相談センターとともに同庁舎へ移転し業務開始した。

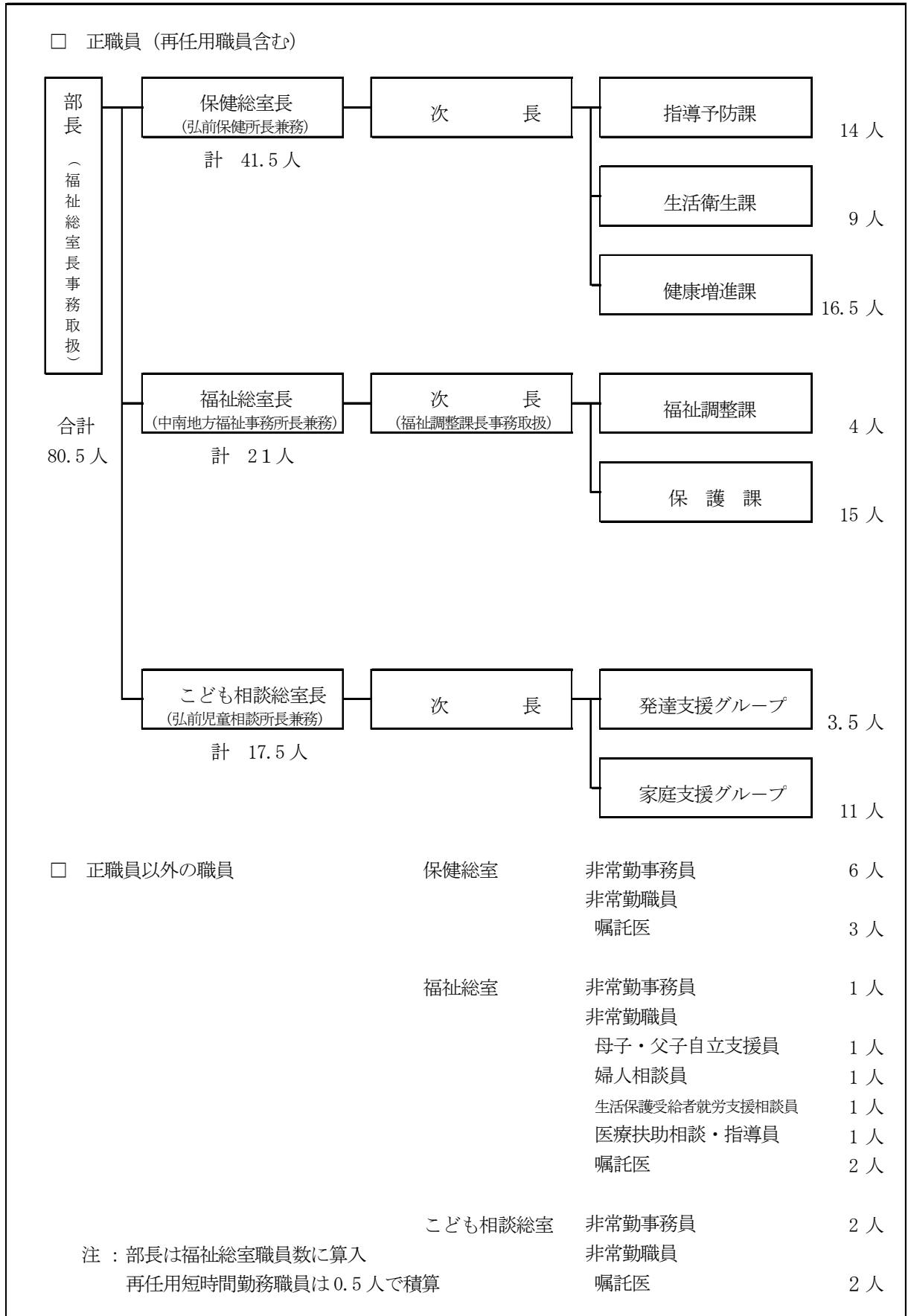
#### ウ こども相談総室（青森県弘前児童相談所）

（昭和22年12月 児童福祉法公布、昭和23年1月児童福祉法施行、  
昭和23年4月 児童福祉法全面施行）

- 昭和23年 6月 弘前児童相談所を中南地方事務所内に設置。
- 昭和23年 8月 弘前児童相談所移転（弘前労働基準監督署の一部を借用）
- 昭和25年 7月 弘前児童相談所移転（弘前市元寺町）
- 昭和29年 3月 弘前児童相談所に一時保護所を併設。
- 昭和34年 4月 次長制となる。
- 昭和39年 4月 弘前児童相談所新築移転  
（弘前市西城北、D級からC級に格付け）
- 昭和44年 次長制を廃止。中央児童相談所の一時保護所集中管理実施。
- 平成10年 4月 1日 庶務課の名称を総務課に改称。
- 平成12年 4月 1日 弘前児童相談所五所川原支所が県五所川原合同庁舎内に開設。
- 平成14年 4月 1日 保健所、地方福祉事務所、児童相談所が「地方健康福祉子どもセンター」として組織改編となり、センター子ども相談部となる。支所が五所川原児童相談所として格上げとなる。  
総務課及び業務課を廃止し、こども相談第一課、こども相談第二課を新設。
- 平成18年 4月 1日 「地方健康福祉子どもセンター子ども相談部」から、「地域県民局地域健康福祉部子ども相談総室」に組織改編となる。
- 平成19年 4月 1日 「こども相談第一課」「こども相談第二課」を廃止し、所長の下に次長制をおく。
- 平成27年 3月30日 青森県弘前健康福祉庁舎が完成。弘前保健所、中南地方福祉事務所及び青森県障害者相談センターとともに同庁舎へ移転し業務開始した。

### 3 組織図と分掌事務

#### (1) 組織図 (令和4年4月1日現在)





## (2) 分掌事務

### ① 保健総室

#### 指導予防課

- 1 地域健康福祉部内の庶務に関すること
- 2 保健、医療、公衆衛生に関する思想の普及及び向上に関すること
- 3 保健、医療、公衆衛生に関する情報の収集、整理及び活用に関すること
- 4 衛生教育に関すること
- 5 地域保健に係る統計調査に関すること
- 6 地域保健に関する調査及び研究に関すること
- 7 病院、診療所、助産所、歯科技工所、衛生検査所及び施術所に関すること
- 8 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、歯科衛生士、診療放射線技師、診療エックス線技師、歯科技工士、臨床検査技師、衛生検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師に関すること
- 9 死体解剖保存に関すること
- 10 薬局及び医薬品販売業に関すること
- 11 毒物及び劇物に関すること
- 12 麻薬、向精神薬、大麻、あへん及び覚せい剤に関すること
- 13 医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器及び再生医療等製品に関すること
- 14 感染症、結核その他の疾病の予防に関すること
- 15 検疫に関すること
- 16 予防接種に関すること

#### 生活衛生課

- 1 食品衛生に関すること
- 2 化製場等に関すること
- 3 旅館業、公衆浴場及び興行場に関すること
- 4 理容師及び美容師に関すること
- 5 クリーニング業に関すること
- 6 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関すること
- 7 墓地及び埋葬に関すること
- 8 建築物衛生一般に関すること
- 9 有害物質を含有する家庭用品の規制に関すること
- 10 水道に関すること
- 11 飲料水の改善に関すること
- 12 温泉に関すること
- 13 住宅宿泊事業に関すること

#### 健康増進課

- 1 市町村の地域保健対策の実施に関する調整及び必要な援助に関すること
- 2 精神保健及び精神障害者福祉に関すること
- 3 難病対策に関すること
- 4 健康増進に関すること
- 5 母体保護に関すること
- 6 母子保健に関すること
- 7 口こう保健に関すること
- 8 栄養士及び調理師に関すること
- 9 保健師に関すること
- 10 地域包括ケアシステムに関すること

## ② 福祉総室

### 福祉調整課

- 1 児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法に定める援護及び育成の措置に関すること
- 2 要保護女子の更生援護に関すること
- 3 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関すること
- 4 民生委員・児童委員に関すること
- 5 各種福祉統計に関すること
- 6 防災、災害救助等の連絡調整に関すること
- 7 日本赤十字事業に関すること
- 8 地域共生社会の推進に関すること

### 保 護 課

- 1 生活保護法に定める保護の措置に関すること
- 2 生活困窮者自立支援に関すること

## ③ こども相談総室

### 発達支援グループ

- 1 要保護児童（保健・障害相談）の相談、調査及び援助に関すること
- 2 障害児入所給付費支給決定事務に関すること
- 3 愛護手帳の交付等関係事務に関すること
- 4 里親の登録及び研修に関すること
- 5 里親会の育成支援に関すること
- 6 庶務事務及び経理事務に関すること

### 家庭支援グループ

- 1 市町村の児童家庭相談の支援に関すること
- 2 要保護児童（養護・非行・育成相談等）の相談、調査及び援助に関すること
- 3 児童福祉施設の入所児童及び保護者の調査及び指導に関すること
- 4 里親委託児童及び保護者の調査及び指導に関すること
- 5 一時保護業務に関すること
- 6 心理判定及び心理療法に関すること
- 7 被虐待児フォローアップ事業に関すること

(2) 内部組織別、職種別職員数 (令和4年4月1日現在)

組織	職種 課名・職名	医	歯	一	心	保	栄	獣	薬	保	診	福	農	運	合	
		師	科 医 師	般 事 務	理 判 定 員	育 士	養 士	医 師	劑 師	健 師	療 放 射 線 技 師	社	業	転 技 能 員	計	
保健総室	総室長	1													1	
	次長			1											1	
	指導予防課	主幹(課長)								1						1
		主幹			2							1				3
		主査			1					2						3
		主事			1											1
		技師								2	2					4
		技能技師													2	2
	小計			4					5	2	1			2	14	
	生活衛生課	総括主幹							1							1
		主幹							3	1				1		5
		主査								1						1
		技師							1	1						2
	小計							5	3				1		9	
	健康増進課	総括主幹									1					1
		主幹														
		主査			1			1			2					4
		主事														
		技師						1			8					9
		専門員			1											1
	主任専門員															
主幹専門員			2											2		
小計			4			2			11					17		
総室内総数	1		9			2	5	8	13	1		1	2	42		
福祉総室	総室長			1											1	
	次長			1											1	
	主幹															
	福祉調整課	主幹			3											3
		主査			1											1
		主事														
	小計			4											4	
	保護課	総括主幹			1											1
		主幹			3		1									4
		主査			4											4
主事				4								2			6	
小計			12		1						2			15		
総室内総数			18		1						2			21		
子ども相談総室	総室長			1											1	
	次長			1											1	
	市町村支援児童福祉司			1											1	
	グループ支援	主幹			1											1
		主任専門員			1											1
		主査			1											1
		専門員			0.5											0.5
	小計			3.5											3.5	
	グループ支援	主幹			1	1										2
		主任専門員														
		主査			1	2							2			5
主事					1							3			4	
小計			2	4							5			11		
総室内総数			8.5	4							5			17.5		
地域健康福祉部総数	1		35.5	4	1	2	5	8	13	1	7	1	2	80.5		

## 4 令和4年度運営方針

### (1) 基本方針

地域住民が「健やか力」の向上を目指し、住み慣れた家庭や地域で、安心して暮らせる健康なまちづくりを推進するため、市町村や関係機関、団体等と連携して、保健・医療・福祉サービスの充実を図る。

### (2) 各総室重点目標及び具体的推進事項

#### ① 保健総室

ア 地域健康福祉部内の連携による組織的な市町村支援と地域への情報発信

県民の命と暮らしを守るための政策を着実かつ効果的に推進していくことが求められており、そのためには、“地域の強み”を発掘し、最大限に活用するための取組が重要となっている。

このため、地域健康福祉部が有する専門的・技術的・広域的機能を活用しながら、支援していくこととする。

イ 「健康津軽21（第2次）」の推進

地域住民が健康で安心して暮らしていくため、市町村や関係機関等との協力体制をより緊密にし、保健・医療・福祉の総合的かつ一体的な施策を進め、計画の目標達成を図る。

ウ 感染症対策及び食品・生活衛生対策の充実

新型コロナウイルス感染症による管内の健康被害を最小限に抑えるため、住民に対して感染症対策の理解を求め、医療提供体制を確保するとともに、県・市町村等との連携を強化し、適切かつ迅速な対応を図る。

また、他の感染症や食中毒等健康被害の予防対策を推進するとともに、地域住民や関係施設管理者等に対して、感染症、食品・生活衛生に関する正しい知識の普及啓発の強化を図る。

エ 健康危機管理体制の充実

地域住民の生命や健康に影響を及ぼすおそれがある健康危機の発生時に、迅速かつ的確に対応するため関係機関等との連携を強化し、住民の健康被害の発生を最小限に抑止する。

オ 財務事務の適正執行に向けた目標を設定し、目標達成を図る。

#### ② 福祉総室

ア 保健と連携を図った福祉関係各法業務の推進

複雑・多様化かつ複合化する県民ニーズに的確に対応するため、福祉関係各法業務について、保健及び関係機関等と密接に連携して、その迅速かつ適正な実施を図る。

生活保護等各法業務を迅速かつ適正に実施する。

福祉関係各法業務に係る職員の資質向上を図る。

イ 誰もが住み慣れた地域で安心して生活できる地域福祉の推進

地域福祉の主体的な担い手である市町村をはじめ、社会福祉協議会や民生委員・児童委員等の連携を強化し、「青森県型地域共生社会」の実現に向け取り組む。

市町村地域福祉計画の推進を支援する。

郡民生委員・児童委員協議会を積極的に支援する。

管内市町村や社会福祉協議会等と連携し、保健・医療・福祉包括ケア推進に係る取組及び、多様な担い手による高齢者への生活支援サービス提供体制等の充実・強化を支援する。

ウ 母子父子寡婦福祉資金等の収入未済解消の促進

母子父子寡婦福祉資金の償還金、生活保護費の返還金等に係る収入未済解消の促進及び徴収事務等における事務処理の適正を図る。

収納対策検討会議及び債権回収業者（サービサー）の活用を図る。

エ 配偶者等暴力（DV）相談支援業務の推進

保健総室、こども相談総室及び警察署等の関係機関との緊密な連携を図る。

市町村虐待防止協議会等への参画及び支援を行う。

③ こども相談総室

ア 相談・援助活動の充実・強化

（ア）虐待相談等各種相談に対し、グループ制による迅速かつ組織的な対応と専門的な相談援助活動を促進する。

（イ）訪問活動の積極的展開及び関係機関との連携強化等により、調査・援助内容を充実させる。

（ウ）日常的なスーパービジョンの実施により、ケースの問題点を的確に捉え、迅速に対応する。

イ 相談対応職員の専門性の向上

（ア）職場内研修の開催、外部研修への参加により、職員の資質向上を促進する。

（イ）法的な問題については、弁護士等の専門家に積極的に相談する。

ウ 子どもを生き育てやすい環境づくり

（ア）市町村に対して児童家庭相談に係る情報提供及び技術的支援を行う。

（イ）市町村児童家庭相談担当職員への研修を実施する。

（ウ）市町村要保護児童対策地域協議会及び民生委員児童委員協議会等への協力・支援を行う。

エ 家庭的養護の推進

（ア）要保護児童を里親等に積極的に委託する。

（イ）フォスタリング機関と連携し、里親制度の普及・新規開拓を目的とした啓発活動、里親会の育成及び活動支援を行う。

（ウ）フォスタリング機関と連携し、里親研修の実施及び里親家庭への訪問活動により里親に対する支援を充実させる。

（エ）施設の里親支援及び里親会との連携を促進する。

（オ）施設に入所している児童・その保護者の支援及び施設との連携を強化する。

オ 児童福祉施設との連携強化

（ア）入所児童及び保護者の支援並びに施設との連携を強化する。

（イ）入所している被虐待児の心理的健康の回復及び治療的な環境づくりを目的として、被虐待児への治療的援助、保護者・施設職員への治療的及び技術的援助を行う。

カ 収入未済解消の促進

滞納理由がそれぞれのケースにより異なることから、ケースに応じた最適な方針に基づく納入指導を行うとともに、現年度の収入未済の発生防止に取り組む。

## 5 令和4年度各総室行事予定

月	保健総室	福祉総室	こども相談総室
4年4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・さくらまつり監視月間</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・課長会議（毎月）</li> <li>・各課定例会（随時）</li> <li>・母子父子寡婦福祉資金貸付審査会（随時）</li> <li>・中南郡民生委員・児童委員協議会総会（書面開催）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全体会議</li> <li>・定例会（毎月）</li> <li>・受理・判定・援助方針会議（毎週）</li> <li>・弘前地区小・中・高等学校生徒指導連絡協議会</li> <li>・弘前地区手をつなぐ育成会定時総会</li> <li>・中南郡民生委員児童委員協議会</li> </ul>
5月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・禁煙週間の普及啓発</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中南郡民生委員児童委員協議会役員会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童福祉週間(5/5～5/11)</li> <li>・平川市いじめ問題対策連絡協議会</li> <li>・弘前市教育支援委員会</li> <li>・中弘南黒里親会役員会・総会</li> <li>・平川市教育支援委員会</li> <li>・平川市要保護児童対策地域協議会</li> <li>・弘前市自閉症児者親の会定時総会</li> <li>・弘前市こどもを守る環境浄化市民会議総会</li> </ul>
6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「ダメ。ゼッタイ。」普及運動</li> <li>・国民生活基礎調査</li> <li>・薬物乱用防止指導員地区協議会（書面開催）</li> <li>・食品衛生推進員講習会</li> <li>・水道週間</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・大鰐町虐待等防止協議会</li> <li>・弘前市少年相談センター運営協議会</li> <li>・中南地区特別支援連絡協議会</li> <li>・黒石市教育支援委員会</li> <li>・弘前地区中学校生徒指導連絡協議会</li> <li>・平川市要保護児童対策地域協議会連絡会議</li> <li>・黒石市要保護児童対策地域協議会</li> <li>・藤崎町教育支援委員会</li> <li>・青森県里親連合会里親支援員研修会</li> </ul>

月	保 健 総 室	福 祉 総 室	こども相談総室
7月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会保障・人口問題基本調査</li> <li>・夏期食品一斉取締り</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中南郡民生委員児童委員協議会主任児童委員研修会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管内市町村児童家庭相談担当職員等研修会</li> <li>・黒石市要保護児童対策連絡会議</li> <li>・黒石市教育支援委員会</li> <li>・藤崎町いじめ問題対策連絡協議会</li> </ul>
8月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食品衛生月間</li> <li>・キノコ食中毒予防月間</li> <li>・津軽地区認知症協力医情報交換会</li> <li>・管内行政栄養士連絡調整会議</li> <li>・地域保健関係者研修〔新任保健師研修①〕</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・戦没者追悼式（県・市町村）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全国児童福祉主管課長・児童相談所長会議</li> <li>・全国児童相談所長会総会</li> <li>・中弘南黒里親会・西北五里親会合同交流会</li> </ul>
9月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・精神障がい者の地域移行支援検討チーム会議①</li> <li>・結核予防週間</li> <li>・キノコ食中毒予防月間</li> <li>・津軽地区認知症協力医情報交換会〔管内保健師業務連絡会議①〕</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・敬老会（各町村）</li> <li>・地方福祉事務所長会議（書面開催）</li> <li>・中南郡民生委員児童委員協議会テーマ別研修会</li> <li>・中南地区赤十字奉仕団委員長・事務担当者会議</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平川市教育支援委員会</li> <li>・中南管内生徒指導関係機関連絡協議会</li> <li>・弘前地区中学校生徒指導連絡協議会</li> <li>・弘前市教育支援委員会</li> <li>・平川市要保護児童対策地域協議会連絡会議</li> </ul>
10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・キノコ食中毒予防月間</li> <li>・精神障がい者ピアサポーター養成講座</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・里親月間</li> <li>・黒石市教育支援委員会</li> <li>・ひろさき教育創生市民会議</li> <li>・大鰐町虐待防止協議会実務者会議</li> <li>・黒石市要保護児童対策連絡会議</li> </ul>

月	保 健 総 室	福 祉 総 室	こども相談総室
11月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ノロウイルス食中毒予月間</li> <li>・医療介護連携調整実証事業市町村担当者等会議</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉大会（県、市町村）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童虐待防止推進月間</li> <li>・東北ブロック児童相談所児童福祉司研究協議会</li> <li>・黒石市教育支援委員会</li> <li>・平川市教育支援委員会</li> <li>・東北ブロック児童相談所児童心理司研究協議会</li> <li>・東北・北海道児童相談所業務研究協議会</li> <li>・黒石市いじめ問題対策連絡協議会</li> </ul>
12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年末食品一斉取締り</li> <li>・ノロウイルス食中毒予防月間</li> <li>・地域・産業保健連携推進情報交換会</li> <li>・地域保健関係者研修〔新任保健師研修②〕</li> <li>・地域移行研修会（地域生活支援広域調整会議）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中南郡民生委員児童委員協議会役員会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平川市要保護児童対策地域協議会連絡会議</li> <li>・東北・北海道児童相談所長会議</li> <li>・平川市教育支援会議</li> <li>・里親サロン</li> </ul>
5年1月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・津軽地域保健医療推進協議会</li> <li>・ノロウイルス食中毒予防月間</li> <li>・管内行政栄養士研修会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中南郡民生委員児童委員協議会会長・副会長研修会</li> <li>・生活保護法施行事務監査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・弘前市教育支援委員会</li> <li>・黒石市教育支援委員会</li> <li>・藤崎町教育支援委員会</li> <li>・中弘南里親会・西北五里親会合同研修会</li> </ul>
2月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・青森県献血推進研修会（弘前地区）</li> <li>・ノロウイルス食中毒予防月間</li> <li>・給食施設栄養管理研修会</li> <li>・精神障がい者の地域移行支援検討チーム会議②</li> <li>・管内保健師業務連絡会議②〔自殺対策地域ネットワーク会議との併催〕</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方福祉事務所長会議</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・黒石市要保護児童対策連絡会議</li> <li>・中南地区特別支援連携協議会</li> <li>・中南管内生徒指導関係機関連絡協議会</li> <li>・大鰐町虐待防止協議会実務者会議</li> </ul>
3月		<ul style="list-style-type: none"> <li>・中南郡民生委員児童委員協議会役員会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・藤崎町虐待等防止協議会</li> <li>・西目屋村虐待等防止協議会</li> </ul>



## 6 令和4年度相談等日程表

### (1) 保健総室

実施項目	実施曜日	受付時間
結核健診（QFT検査）	毎月 2回	9:00～10:30
ウイルス性肝炎検査	毎月 1回	10:30～11:30
エイズ相談 （即日検査・予約制）	毎月 第1水曜日 4月～11月 第3水曜日 12月～3月 第3水曜日	13:00～14:00 17:00～18:30 17:00～18:00
精神保健福祉相談（予約制）	偶数月 第2木曜日 第4木曜日 奇数月 第3金曜日	13:00～14:00
結核診査協議会	毎月 第2・4水曜日	14:00～

\* 日程は都合により、変更となる場合がある。

### (2) 福祉総室

各種相談受付：随時

## 7 令和3年度歳入・歳出関係

### (1) 歳入

(単位：円)

目・節・細節・区分	調定額	収入済額	不納欠損処分額	収入未済額
民生負担金	16,565,340	5,817,300	1,447,070	9,300,970
児童福祉費	6,225,640	5,025,460	0	1,200,180
児童心理治療施設等措置費	719,400	108,000	0	611,400
乳児院・助産施設措置費(こども相談総室)	517,500	380,400	0	137,100
子ども自立センターみらい費	18,700	18,700	0	0
里親・母子生活支援施設・児童養護施設措置費	4,378,710	3,963,660	0	415,050
知的障害児等措置費	591,330	554,700	0	36,630
過年度収入	10,339,700	791,840	1,447,070	8,100,790
知事部局	10,339,700	791,840	1,447,070	8,100,790
児童心理治療施設等措置費	1,327,440	0	141,880	1,185,560
乳児院・助産施設措置費(こども相談総室)	1,465,800	0	0	1,465,800
子ども自立センターみらい費	54,000	0	27,000	27,000
里親・母子生活支援施設・児童養護施設措置費	6,658,100	778,340	1,134,190	4,745,570
知的障害児等措置費	834,360	13,500	144,000	676,860
環境保健負担金	0	0	0	0
過年度収入	0	0	0	0
知事部局	0	0	0	0
未熟児等医療給付費	0	0	0	0
環境保健使用料	64,025	64,025	0	0
土地建物等	64,025	64,025	0	0
保健所	64,025	64,025	0	0
総務手数料	31,350	31,350	0	0
証明	31,350	31,350	0	0
総務学事課〔45〕	31,350	31,350	0	0
環境保健手数料	16,386,100	16,386,100	0	0
健康推進費	0	0	0	0
受胎調節認定〔0〕	0	0	0	0
医薬費	3,589,700	3,589,700	0	0
医療施設等許可〔9〕	312,000	312,000	0	0
麻薬免許〔171〕	678,500	678,500	0	0
医薬品医療機器等〔221〕	2,599,200	2,599,200	0	0
自然保護費	582,200	582,200	0	0
温泉〔19〕	582,200	582,200	0	0
生活衛生費	12,214,200	12,214,200	0	0
食品関係営業許可〔749〕	10,848,400	10,848,400	0	0
興行場営業許可〔0〕	0	0	0	0
公衆浴場営業許可〔7〕	154,000	154,000	0	0
旅館業営業許可〔4〕	58,800	58,800	0	0
理容所等開設検査〔48〕	768,000	768,000	0	0
クリーニング所開設検査〔0〕	0	0	0	0
建築物衛生管理業者登録〔11〕	385,000	385,000	0	0

(※)「目・節・細節・区分」欄の〔 〕内の数値は、証紙収入の件数を表す。

目・節・細節・区分	調定額	収入済額	不納欠損処分額	収入未済額
延滞金	525,200	29,690	2,630	492,880
過年度収入	187,940	4,670	2,630	180,640
知事部局	187,940	4,670	2,630	180,640
延滞金	337,260	25,020	0	312,240
こどもみらい課(児童入所施設負担金)	337,260	25,020	0	312,240
雑入	62,400,708	17,927,775	981,721	43,491,212
総務費	1,260	1,260	0	0
情報公開	260	260	0	0
個人情報保護	1,000	1,000	0	0
民生費	17,805,663	15,603,429	0	2,202,234
生活保護費	17,805,663	15,603,429	0	2,202,234
生活保護費(63条)	15,889,143	14,607,587	0	1,281,556
生活保護費(78条)	929,470	668,359	0	261,111
生活保護費(戻入)	987,050	327,483	0	659,567
過年度収入	44,487,549	2,218,690	981,721	41,287,138
知事部局	44,487,549	2,218,690	981,721	41,287,138
生活保護費(63条)	14,340,473	691,019	125,725	13,523,729
生活保護費(78条)	27,675,279	1,356,900	746,300	25,572,079
生活保護費(戻入)	2,469,977	170,491	109,676	2,189,810
督促手数料(措置)	1,820	280	20	1,520
雑入	106,236	104,396	0	1,840
知事部局	106,236	104,396	0	1,840
光熱水費	104,096	104,096	0	0
督促手数料(生保)	60	60	0	0
督促手数料(措置)	2,080	240	0	1,840
<b>一般会計計</b>	<b>95,972,723</b>	<b>40,256,240</b>	<b>2,431,421</b>	<b>53,285,062</b>
母子福祉資金貸付金収入	274,670,748	89,496,866	0	185,173,882
現年度収入	89,470,304	78,000,163	0	11,470,141
元金	89,464,348	77,994,449	0	11,469,899
利子	5,956	5,714	0	242
過年度収入	185,200,444	11,496,703	0	173,703,741
元金	184,739,822	11,488,422	0	173,251,400
利子	460,622	8,281	0	452,341
寡婦福祉資金貸付金収入	5,430,394	1,348,648	0	4,081,746
現年度収入	1,356,512	1,285,828	0	70,684
元金	1,356,512	1,285,828	0	70,684
利子	0	0	0	0
過年度収入	4,073,882	62,820	0	4,011,062
元金	3,860,957	60,154	0	3,800,803
利子	212,925	2,666	0	210,259
父子福祉資金貸付金収入	0	0	0	0
現年度収入	0	0	0	0
元金	0	0	0	0
利子	0	0	0	0
過年度収入	0	0	0	0
元金	0	0	0	0
利子	0	0	0	0
違約金	0	0	0	0
貸付金償還違約金	0	0	0	0

雑	入	615,960	13,000	0	602,960
現	年	度	収	入	0
過	年	度	収	入	615,960
母子父子寡婦福祉資金特別会計	計	280,717,102	90,858,514	0	189,858,588
合	計	376,689,765	131,114,694	2,431,421	243,143,650

(2) 歳出

(単位：円)

目	令達額	支出済額	残額
社会福祉総務費	136,400	16,286	120,114
福祉事務所費	3,013,160	2,870,572	142,588
地域福祉費	140,400	140,400	0
老人福祉費	258,200	96,800	161,400
婦人福祉費	131,000	31,815	99,185
児童福祉総務費	18,000	0	18,000
児童措置費	12,089,000	10,086,608	2,002,392
児童相談所費	7,140,000	6,045,731	1,094,269
障害児福祉費	5,000	0	5,000
ひとり親家庭等福祉費	80,000	42,870	37,130
生活保護総務費	4,150,000	3,840,334	309,666
扶助費	511,848,000	484,173,728	27,674,272
救助費	120,000	20,000	100,000
結核対策費	2,412,380	2,107,517	304,863
予防費	13,117,490	11,116,630	2,000,860
生活習慣病対策費	2,477,700	1,407,700	1,070,000
母子保健対策費	276,000	213,000	63,000
精神保健福祉費	2,256,880	1,673,260	583,620
食品衛生費	1,942,820	1,892,820	50,000
生活衛生総務費	758,750	758,750	0
生活衛生指導費	168,000	168,000	0
保健所費	21,456,316	19,137,352	2,318,964
医務費	695,000	108,000	587,000
薬務費	302,000	302,000	0
企画調整費	445,347	423,017	22,330
自然保護総務費	81,000	81,000	0
一 般 会 計	計	585,518,843	546,754,190
指導調査費	1,165,000	1,165,000	0
母子福祉資金貸付費	30,000,000	480,000	29,520,000
寡婦福祉資金貸付費	600,000	0	600,000
父子福祉資金貸付費	2,500,000	0	2,500,000
母子父子寡婦福祉資金特別会計	計	34,265,000	1,645,000
合	計	619,783,843	548,399,190
			71,384,653

(3) 明許繰越費

(単位：円)

目	令達額	支出済額	残額
社会福祉総務費	202,000	201,300	700
児童福祉総務費	250,000	206,926	43,074
一 般 会 計	計	452,000	408,226
合	計	452,000	43,774

## 第2 各総室の概要

# 保 健 総 室

(弘前保健所)

## 1 保健総室（弘前保健所）

### I 指導予防課

1	津軽地域保健医療推進協議会	18
2	管内の人口動態統計	19
3	医務薬務関係	25
4	感染症予防関係	31
5	結核予防関係	35
6	地域保健関係者研修	42

### II 生活衛生課

1	食品衛生関係	43
2	生活衛生関係	51
3	温泉関係	54

### III 健康増進課

1	健康づくり推進事業	55
2	母子保健事業	59
3	健康増進事業	65
4	歯科保健事業	67
5	栄養改善指導事業	67
6	精神保健福祉関係	70
7	難病関係	77
8	石綿に係る健康相談等及び被害救済制度に関する申請状況	80
9	保健師業務連絡会議	80
10	保健師の育成支援	81
11	保健協力員の育成支援事業	82
12	医療技術者等の研修・実習	84
13	医療介護連携調整実証事業	84

### IV 関係団体等名簿

1	附属機関	85
2	保健所嘱託医師	85
3	津軽地域保健医療推進協議会	86

## 第2 各総室の概要

### 1 保健総室（弘前保健所）

#### I 指導予防課

##### 1 津軽地域保健医療推進協議会

青森県保健医療計画に基づく地域における保健医療活動を効果的に推進するため、二次保健医療圏ごとに地域保健医療推進協議会を設置しており、弘前保健所管内については、津軽地域保健医療推進協議会において、当該計画の試案に反映させるべき地域の課題や取組み、計画の地域における推進に関することを協議することとしている。

また、本協議会には医療対策部会及び保健対策部会を置き、地域における医療対策及び保健対策の推進に関することについて調査協議することとしている。

なお、令和3年度津軽地域保健医療推進協議会については、新型コロナウイルス感染症の影響により開催中止となった。

#### 【開催状況】

	協議会等の名称	開催年月日及び場所	内容
1	津軽地域保健医療推進協議会	開催中止	
2	津軽地域保健医療推進協議会 保健対策部会	書面開催	〔報告事項〕 ① 健康津軽 21(第2次)の推進について 〔協議事項〕 ① 「健康増進法の一部を改正する法律」の施行に係る受動喫煙防止対策について ② 重点事業「中南地域喫煙対策から始める働く人の健康づくり推進事業」について



## 2 管内の人口動態統計

### (1) 人口動態の概況

#### ア 出生

弘前保健所管内の令和2年の出生数は1,602人で、前年比21人の増加となっている。  
また、出生率（人口千対）は5.8で、前年比0.1ポイントの増加となっている。

#### イ 死亡

弘前保健所管内の令和2年の死亡数は4,171人で、前年比14人の増加となっている。  
また、死亡率（人口千対）は15.2で、前年比0.3ポイントの増加となっている。

#### ウ 乳児死亡

弘前保健所管内の令和2年の乳児死亡数は6人（乳児死亡率3.7）で、その内新生児死亡数は6人（新生児死亡率3.7）である。

乳児死亡数は前年比1人増加し、乳児死亡率では前年比0.5ポイントの増加となっている。

#### エ 自然増加

弘前保健所管内の令和2年の自然増加数は△2,569人（自然増加率△9.4%）で、前年比7人増加し、自然増加率は0.2ポイントの増加となっている。

#### オ 死産

令和2年における管内の死産数は38件で、前年比3件の増加となっている。

#### カ 婚姻・離婚

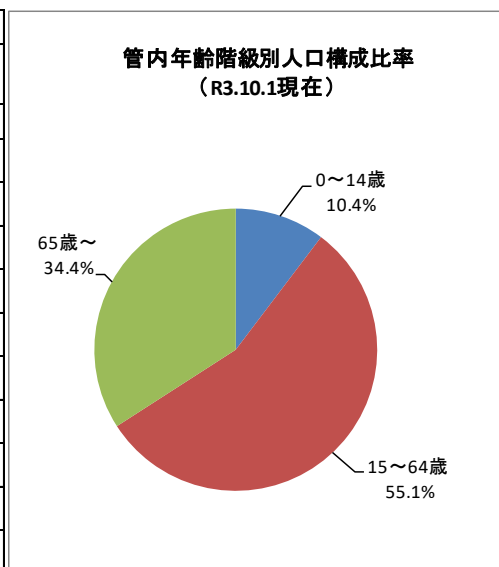
令和2年に届出のあった婚姻件数は853件で、前年比134件の減少となっている。  
また、同年中の離婚件数は413件で、前年比6件の減少となっている。

### (2) 統計表

管内の人口比率は、4年前に比べて年少人口及び生産年齢人口が減少し老年人口の比率が増加している。

#### ア 管内市町村別年齢階級別（3区分）人口構成比率（%）

時点	H29.10.1			R3.10.1		
	年少人口	生産年齢人口	老年人口	年少人口	生産年齢人口	老年人口
年齢階級	0～14歳	15～64歳	65歳～	0～14歳	15～64歳	65歳～
県計	11.1	57.1	31.8	10.4	55.1	34.4
管内計	10.7	57.5	31.8	10.3	55.6	34.1
弘前市	10.7	58.6	30.7	10.4	56.9	32.7
黒石市	10.6	57.8	31.6	9.9	55.2	34.9
平川市	11.1	55.9	33.0	10.8	53.6	35.6
西目屋村	9.8	51.2	39.0	11.7	48.6	39.7
藤崎町	11.8	56.6	31.6	11.4	55.1	33.5
大鱈町	7.8	51.4	40.8	7.1	48.8	44.1
田舎館村	11.7	54.2	34.1	11.5	52.0	36.6
板柳町	10.2	54.0	35.8	9.4	52.0	38.6



※第6表から集計(管内計だけは、市町村の年齢階級別の推計人口から算出)

(注) 青森県推計人口年報による。

イ 管内市町村別人口の推移

市町村	時 点	H29. 10. 1	H30. 10. 1	R1. 10. 1	R2. 10. 1	R3. 10. 1
県 計	人 口	1, 278, 581	1, 262, 815	1, 246, 291	1, 230, 715	1, 221, 305
	男	600, 560	593, 290	585, 461	578, 175	575, 531
	女	678, 021	669, 525	660, 830	652, 540	645, 774
	世帯数	513, 912	514, 846	515, 482	517, 105	511, 448
管 内 計	人 口	285, 537	282, 270	278, 950	275, 704	271, 849
	男	131, 178	129, 586	128, 027	126, 522	125, 117
	女	154, 359	152, 684	150, 923	149, 182	146, 732
	世帯数	109, 914	110, 193	110, 555	111, 065	108, 254
弘 前 市	人 口	174, 287	172, 447	170, 556	168, 886	166, 469
	男	79, 950	79, 010	78, 084	77, 266	76, 328
	女	94, 337	93, 437	92, 472	91, 600	90, 141
	世帯数	71, 813	71, 891	72, 037	72, 345	71, 034
黒 石 市	人 口	33, 260	32, 732	32, 284	31, 813	31, 337
	男	15, 338	15, 070	14, 888	14, 705	14, 532
	女	17, 922	17, 662	17, 396	17, 108	16, 805
	世帯数	11, 834	11, 889	11, 951	11, 993	11, 630
平 川 市	人 口	31, 398	31, 107	30, 775	30, 421	30, 283
	男	14, 484	14, 389	14, 263	14, 132	14, 084
	女	16, 914	16, 718	16, 512	16, 289	16, 199
	世帯数	10, 298	10, 358	10, 425	10, 538	10, 112
西目屋村	人 口	1, 342	1, 338	1, 360	1, 319	1, 244
	男	660	658	664	642	579
	女	682	680	696	677	665
	世帯数	476	478	502	499	434
藤 崎 町	人 口	14, 875	14, 824	14, 725	14, 541	14, 411
	男	6, 848	6, 829	6, 794	6, 693	6, 682
	女	8, 027	7, 995	7, 931	7, 848	7, 729
	世帯数	4, 992	5, 065	5, 131	5, 172	4, 973
大 鱒 町	人 口	9, 193	8, 979	8, 757	8, 544	8, 428
	男	4, 137	4, 042	3, 933	3, 840	3, 822
	女	5, 056	4, 937	4, 824	4, 704	4, 606
	世帯数	3, 377	3, 349	3, 337	3, 329	3, 197
田舎館村	人 口	7, 665	7, 569	7, 475	7, 387	7, 212
	男	3, 589	3, 544	3, 491	3, 451	3, 391
	女	4, 076	4, 025	3, 984	3, 986	3, 821
	世帯数	2, 438	2, 471	2, 500	2, 528	2, 406
板 柳 町	人 口	13, 517	13, 274	13, 018	12, 763	12, 465
	男	6, 172	6, 044	5, 910	5, 793	5, 699
	女	7, 345	7, 230	7, 108	6, 970	6, 766
	世帯数	4, 686	4, 692	4, 672	4, 661	4, 468

(注) 青森県人口移動統計調査による各年 10 月 1 日現在の推計

ウ 人口動態総覧（市町村別・年次別）

市町村	年次	出 生						死 亡							
		総数	率	男	女	2,500g未満の 出生(再掲)		総数	率	男	女	乳児死亡(再掲)			
						総数	割合					総数	率	新生児死亡(再掲)	
														総数	率
県 計	28	8,626	6.7	4,380	4,246	725	8.4	17,309	13.4	8,777	8,532	18	2.1	8	0.9
	29	8,035	6.3	4,104	3,931	709	8.8	17,575	13.8	8,868	8,707	18	2.2	13	1.6
	30	7,803	6.2	3,980	3,823	774	9.9	17,936	14.3	8,925	9,011	15	1.9	10	1.3
	元	7,170	5.8	3,682	3,488	683	9.5	18,424	14.9	9,286	9,138	23	3.2	15	2.1
	2	6,837	5.5	3,493	3,344	591	8.6	17,905	14.5	8,942	8,963	18	2.6	15	2.2
管 内 計	28	1,881	6.5	993	888	142	7.5	4,030	14.0	2,017	2,013	6	3.2	3	2
	29	1,765	6.2	889	876	140	7.9	4,031	14.1	1,996	2,035	2	1.1	2	1.1
	30	1,733	6.1	892	841	177	10.2	4,016	14.2	1,977	2,039	6	3.5	4	2.3
	元	1,581	5.7	838	743	157	9.9	4,157	14.9	2,037	2,120	5	3.2	2	1.3
	2	1,602	5.8	827	775	132	8.2	4,171	15.2	2,016	2,155	6	3.7	6	3.7
弘 前 市	28	1,226	7.0	660	566	87	7.1	2,346	13.3	1,181	1,165	3	2.4	2	2
	29	1,147	6.6	573	574	98	8.5	2,335	13.4	1,143	1,192	2	1.7	2	1.7
	30	1,110	6.4	572	538	114	10.3	2,317	13.4	1,141	1,176	3	2.7	3	3
	元	999	5.9	527	472	102	10.2	2,443	14.3	1,209	1,234	1	1.0	1	1.0
	2	1,041	6.2	535	506	92	8.8	2,435	14.5	1,187	1,248	3	2.9	3	2.9
黒 石 市	28	192	5.7	105	87	16	8.3	434	12.8	210	224	2	10.4	-	-
	29	168	5.1	86	82	11	6.5	483	14.5	240	243	-	-	-	-
	30	205	6.3	105	100	14	6.8	492	15.0	250	242	-	-	-	-
	元	188	5.8	109	79	19	10.1	468	14.5	228	240	1	5	-	-
	2	165	5.2	82	83	11	6.7	488	15.3	239	249	2	12.1	2	12.1
平 川 市	28	179	5.6	87	92	13	7.3	470	14.8	249	221	1	5.6	1	6
	29	169	5.4	95	74	13	7.7	452	14.4	231	221	-	-	-	-
	30	160	5.1	88	72	21	13.1	455	14.6	220	235	1	6	-	-
	元	166	5.4	87	79	13	7.8	455	14.8	215	240	1	6	-	-
	2	151	4.9	80	71	15	9.9	484	15.9	222	262	1	6.6	1	6.6
西目屋村	28	6	4.4	3	3	-	-	25	18.3	13	12	-	-	-	-
	29	9	6.7	4	5	-	-	36	26.8	19	17	-	-	-	-
	30	6	4.5	3	3	-	-	26	19.4	14	12	-	-	-	-
	元	7	5.1	3	4	1	14.3	19	14.0	10	9	-	-	-	-
	2	4	3.2	1	3	-	-	27	21.3	14	13	-	-	-	-
藤 崎 町	28	95	6.3	44	51	6	6.3	234	15.6	101	133	-	-	-	-
	29	104	7.0	52	52	3	2.9	222	14.9	107	115	-	-	-	-
	30	113	7.6	58	55	11	9.7	216	14.6	105	111	1	8.8	1	8.8
	元	89	6.0	46	43	6	6.7	232	15.8	113	119	-	-	-	-
	2	98	6.7	47	51	10	10.2	213	14.6	105	108	-	-	-	-
大 鱒 町	28	47	5.0	18	29	4	8.5	203	21.5	102	101	-	-	-	-
	29	42	4.6	17	25	3	7.1	195	21.2	93	102	-	-	-	-
	30	30	3.3	10	20	3	10.0	154	17.2	70	84	-	-	-	-
	元	33	3.8	13	20	4	12.1	190	21.7	90	100	1	30	-	-
	2	35	4.0	17	18	1	2.9	171	19.7	74	97	-	-	-	-
田舎館村	28	60	7.8	27	33	4	6.7	112	14.5	59	53	-	-	-	-
	29	49	6.4	25	24	5	10.2	112	14.6	65	47	-	-	-	-
	30	45	5.9	21	24	9	20.0	130	17.2	69	61	1	22	-	-
	元	37	4.9	16	21	5	13.5	137	18.3	66	71	1	27.0	1	27.0
	2	49	6.7	28	21	2	4.1	125	17.1	57	68	-	-	-	-
板 柳 町	28	76	5.5	49	27	12	15.8	206	15.0	102	104	-	-	-	-
	29	77	5.7	37	40	7	9.1	196	14.5	98	98	-	-	-	-
	30	64	4.8	35	29	5	7.8	226	17.0	108	118	-	-	-	-
	元	62	4.8	37	25	7	11.3	213	16.4	106	107	-	-	-	-
	2	59	4.7	37	22	1	1.7	228	18.0	118	110	-	-	-	-

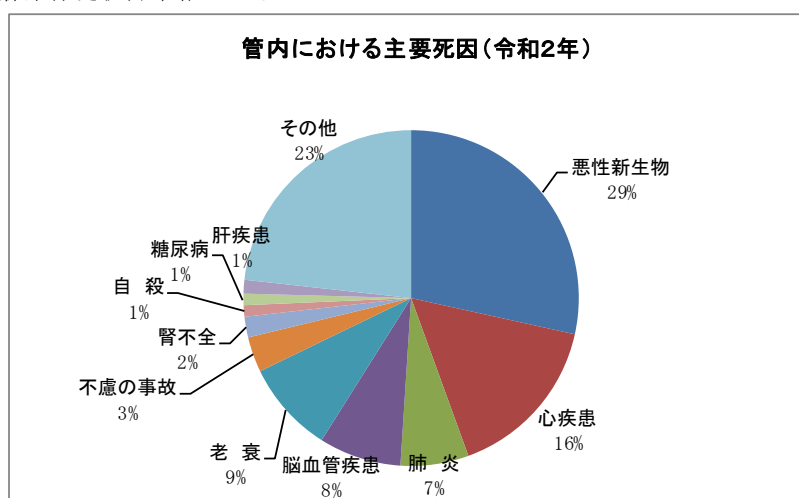
自然増加		死産						周産期死亡		婚姻		離婚	
総数	率	総数	率	自然	率	人工	率	総数	率	件数	率	件数	率
△ 8,683	△ 6.7	183	20.8	81	9.2	102	11.6	26	3.0	5,135	4.0	2,164	1.68
△ 9,540	△ 7.5	173	21.1	81	9.9	92	11.2	32	4.0	5,122	4.0	2,092	1.64
△ 10,133	△ 8.1	191	23.9	91	11.4	100	12.5	21	2.7	4,737	3.8	2,022	1.61
△ 11,254	△ 9.1	168	22.9	88	12.0	80	10.9	36	5.0	4,601	3.7	2,009	1.62
△ 11,068	△ 9.0	145	20.8	87	12.5	58	8.3	32	4.7	4,032	3.3	1,915	1.55
△ 2,149	△ 7.4	37	19.3	15	7.8	22	11.5	6	3.2	1,076	3.7	484	1.68
△ 2,266	△ 7.9	32	17.8	15	8.3	17	9.5	4	2.3	1,140	4.0	444	1.55
△ 2,283	△ 8.1	43	24.2	19	10.7	24	13.5	5	2.9	1,020	3.6	400	1.42
△ 2,576	△ 9.2	35	21.7	15	9.3	20	12.4	8	5.0	987	3.5	419	1.50
△ 2,569	△ 9.4	38	23.2	24	14.6	14	8.5	9	5.6	853	3.1	413	1.50
△ 1,120	△ 6.4	28	22.3	13	10.4	15	12.0	4	3.3	682	3.9	270	1.53
△ 1,188	△ 6.8	21	18.0	9	7.7	12	10.3	3	2.6	761	4.4	283	1.62
△ 1,207	△ 7.0	29	25.5	12	10.5	17	14.9	3	2.7	675	3.9	238	1.38
△ 1,444	△ 8.5	24	23.5	11	10.8	13	12.7	5	5.0	657	3.9	276	1.62
△ 1,394	△ 8.3	23	21.6	12	11.3	11	10.3	5	4.8	546	3.3	262	1.56
△ 242	△ 7.2	5	25.4	1	5.1	4	20.3	1	5.2	125	3.7	65	1.92
△ 315	△ 9.5	6	34.5	3	17.2	3	17.2	1	5.9	144	4.3	52	1.56
△ 287	△ 8.8	5	23.8	-	-	5	23.8	-	-	119	3.6	50	1.53
△ 280	△ 8.7	2	10.5	-	-	2	10.5	-	-	96	3.0	44	1.36
△ 323	△ 10.1	5	29.4	5	29.4	-	-	3	18.1	100	3.1	42	1.32
△ 291	△ 9.2	4	21.9	1	5.5	3	16.4	1	6	113	3.6	63	1.99
△ 283	△ 9.0	2	11.7	2	11.7	-	-	-	-	81	2.6	43	1.37
△ 295	△ 9.5	5	30.3	4	24.2	1	6.1	1	6	87	2.8	41	1.32
△ 289	△ 9.4	4	23.5	1	5.9	3	17.6	-	-	95	3.1	45	1.46
△ 333	△ 10.9	7	44.3	4	25.3	3	19.0	1	6.6	76	2.5	41	1.34
△ 19	△ 13.9	-	-	-	-	-	-	-	-	2	1.5	4	2.93
△ 27	△ 20.1	-	-	-	-	-	-	-	-	2	1.5	2	1.49
△ 20	△ 14.9	-	-	-	-	-	-	-	-	4	3.0	4	3
△ 12	△ 8.8	1	125	-	-	1	125.0	-	-	-	-	1	0.74
△ 23	△ 18.2	-	-	-	-	-	-	-	-	3	2.4	3	2.37
△ 139	△ 9.3	-	-	-	-	-	-	-	-	61	4.1	27	1.80
△ 118	△ 7.9	-	-	-	-	-	-	-	-	58	3.9	25	1.68
△ 103	△ 6.9	1	8.8	-	-	1	8.8	1	8.8	44	3.0	21	1.42
△ 143	△ 9.7	2	22	2	22	-	-	2	22.0	51	3.5	26	1.77
△ 115	△ 7.9	1	10.1	1	10.1	-	-	-	-	43	3.0	19	1.31
△ 156	△ 16.5	-	-	-	-	-	-	-	-	25	2.6	9	0.95
△ 153	△ 16.6	1	23.3	-	-	1	23.3	-	-	24	2.6	11	1.20
△ 124	△ 13.8	-	-	-	-	-	-	-	-	34	3.8	17	1.89
△ 157	△ 17.9	1	29.4	-	-	1	29.4	-	-	25	2.9	7	0.80
△ 136	△ 15.7	-	-	-	-	-	-	-	-	28	3.2	13	1.50
△ 52	△ 6.7	-	-	-	-	-	-	-	-	30	3.9	15	1.94
△ 63	△ 8.2	1	20.0	-	-	1	20	-	-	25	3.3	9	1.17
△ 85	△ 11.2	1	21.7	1	21.7	-	-	-	-	19	2.5	7	0.92
△ 100	△ 13.4	-	-	-	-	-	-	1	27.0	24	3.2	8	1.07
△ 76	△ 10.4	1	20.0	1	20.0	-	-	-	-	21	2.9	12	1.64
△ 130	△ 9.5	-	-	-	-	-	-	-	-	38	2.8	31	2.26
△ 119	△ 8.8	1	12.8	1	13	-	-	-	-	45	3.3	19	1.41
△ 162	△ 12.2	2	30.3	2	30.3	-	-	-	-	38	2.9	22	1.66
△ 151	△ 11.6	1	15.9	1	15.9	-	-	-	-	39	3.0	12	0.92
△ 169	△ 13.3	1	16.7	1	16.7	-	-	-	-	36	2.8	21	1.66

(注) 令和2年青森県保健統計年報による

エ 管内における令和2年主要死因別一覧表

種別	市町村	県計	管内計	弘前市	黒石市	平川市	西目屋村	藤崎町	大鰐町	田舎館村	板柳町
総死亡数		17,905	4,171	2,435	488	484	27	213	171	125	228
悪性新生物		4,988	1,187	703	147	125	6	57	50	41	58
心疾患		2,714	667	372	80	99	7	24	26	23	36
肺炎		1,160	274	145	23	33	0	17	11	8	37
脳血管疾患		1,455	331	187	43	35	3	20	12	10	21
老衰		1,606	370	238	27	33	2	33	16	11	10
不慮の事故		534	142	90	13	17	0	6	4	7	5
腎不全		398	83	43	10	14	-	7	1	-	8
自殺		238	46	29	6	3	0	5	1	1	1
糖尿病		209	46	30	6	2	0	0	2	1	5
肝疾患		201	55	32	6	5	1	2	3	1	5
その他		4,402	970	566	127	118	8	42	45	22	42

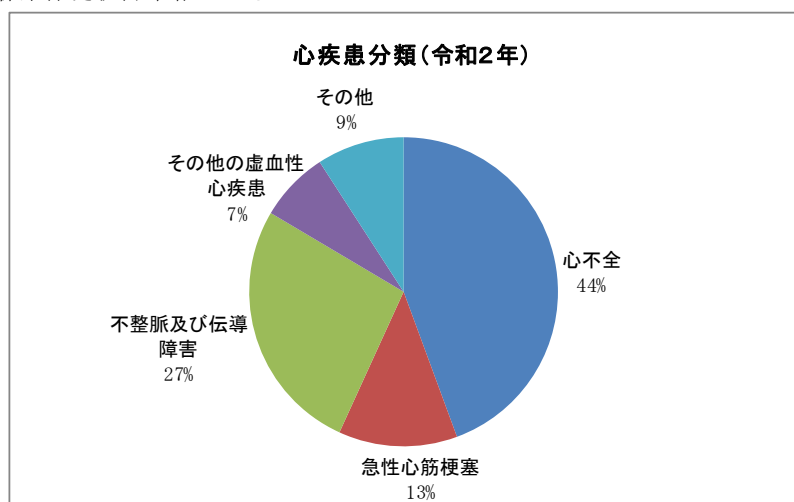
(注) 令和2年青森県保健統計年報による



オ 令和2年心疾患による市町村別死亡数

種別	市町村	総数	弘前市	黒石市	平川市	西目屋村	藤崎町	大鰐町	田舎館村	板柳町
心不全		296	172	30	45	5	11	14	15	4
急性心筋梗塞		83	45	10	14	1	2	3	0	8
不整脈及び伝導障害		178	100	20	21	1	7	2	7	20
その他の虚血性心疾患		49	21	10	12	0	1	3	0	2
その他		61	34	10	7	0	3	4	1	2
計		667	372	80	99	7	24	26	23	36

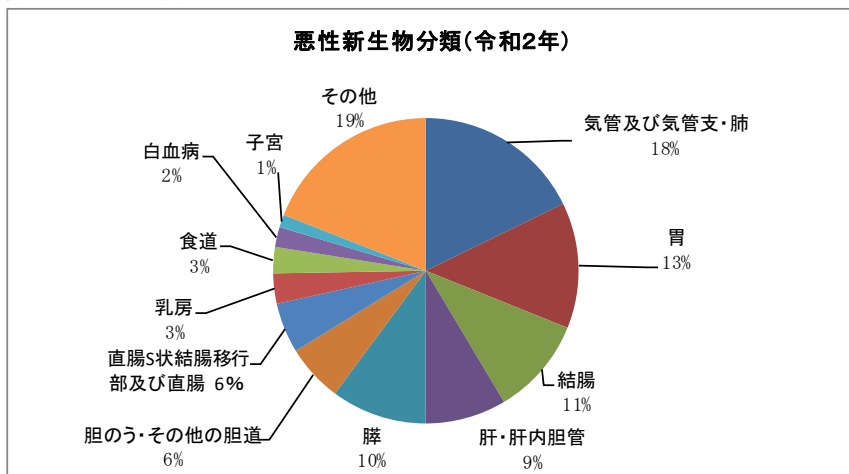
(注) 令和2年青森県保健統計年報による



カ 令和2年悪性新生物による市町村別死亡数

種別	市町村	総数	弘前市	黒石市	平川市	西目屋村	藤崎町	大鰐町	田舎館村	板柳町
気管及び気管支・肺		211	121	24	22	0	14	4	11	15
胃		158	92	20	16	1	5	10	6	8
結腸		123	78	18	11	2	2	5	3	4
肝・肝内胆管		102	55	14	15	0	3	6	2	7
膵		120	75	14	11	1	6	2	6	5
胆のう・その他の胆道		72	45	6	9	0	4	4	3	1
直腸S状結腸移行部及び直腸		63	39	10	7	0	3	2	1	1
乳房		38	24	4	5	0	3	1	0	1
食道		33	17	3	6	0	5	1	0	1
白血病		25	13	4	1	0	2	2	1	2
子宮		16	10	2	1	0	0	2	0	1
その他		226	134	28	21	2	10	11	8	12
計		1,187	703	147	125	6	57	50	41	58

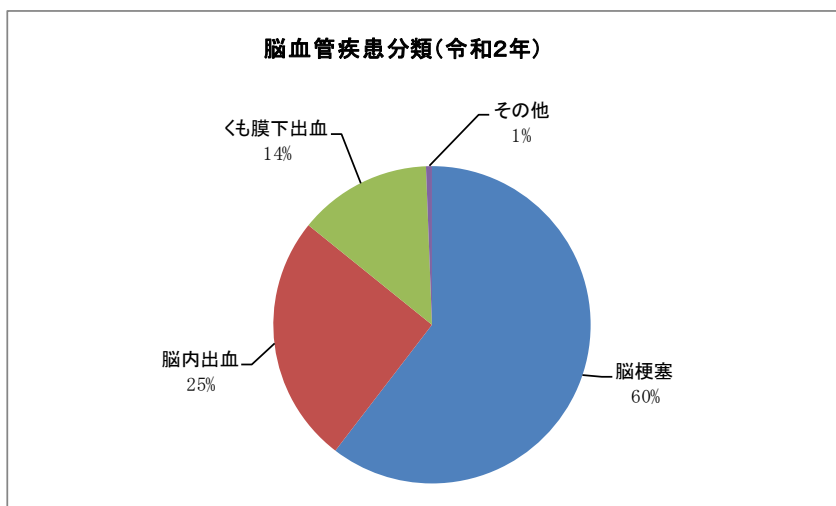
(注) 令和2年青森県保健統計年報による



キ 令和2年脳血管疾患による市町村別死亡数

種別	市町村	総数	弘前市	黒石市	平川市	西目屋村	藤崎町	大鰐町	田舎館村	板柳町
脳梗塞		200	114	24	19	1	12	7	8	15
脳内出血		84	51	9	8	2	5	2	1	6
くも膜下出血		45	22	10	7	0	3	2	1	0
その他		2	0	0	1	0	0	1	0	0
計		331	187	43	35	3	20	12	10	21

(注) 令和2年青森県保健統計年報による



### 3 医務業務関係

#### (1) 医療施設等の状況

##### ア 医療施設等数

令和4年4月1日現在、病院は1施設減となり、一般病床数は150床の減となった。

診療所は、無床診療所は2施設増、有床診療所は2施設減となり、総病床数は30床の減となった。

また、歯科診療所は3施設減となった。

助産所、歯科技工所、衛生検査所に増減はなく、施術所は2施設増となった。

区 分	総 数	弘 前 市	黒 石 市	平 川 市	西 目 屋 村	藤 崎 町	大 鱈 町	田 舎 館 村	板 柳 町
病 院	20	14	3			1	1		1
病 床 数	4,057	3,160	638			149	30		80
一 般	2,634	2,093	356			107	30		48
療 養	548	360	114			42			32
精 神	869	701	168						
結 核									
感染症	6	6							
診療所無床	174	128	13	16	1	7	5	1	3
診療所有床	40	35	1	1				1	2
病 床 数	531	447	10	19				19	36
一 般	489	405	10	19				19	36
療 養	42	42							
歯科診療所	124	92	11	9		4	2		6
助 産 所	2	2							
施 術 所	182	116	23	16		10	5	4	8
歯科技工所	36	16	12	2		1		1	4
衛生検査所	5	5							

(注) 令和4年4月1日現在

イ 医師・歯科医師・薬剤師数

(人)

区 分	総 数	弘 前 市	黒 石 市	平 川 市	西 目 屋 村	藤 崎 町	大 鰯 町	田 舎 館 村	板 柳 町
医 師	954	842	56	18	0	19	10	1	8
歯 科 医 師	186	146	12	10	0	17	3	1	7
薬 剤 師	578	474	48	20	0	19	9	0	8

(注) 令和2年青森県保健統計年報より

(2) 医療監視の状況

医療監視は、新型コロナウイルス感染症の影響により臨時の立入検査のみを行った。

年 度	令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	対 象 施設数	監視実施数 実施率 (%)	対 象 施設数	監視実施数 実施率 (%)	対 象 施設数	監視実施数 実施率 (%)
病 院	21	21	21	0	21	0
		100.0		—		—
一般診療所	221	44	215	8	214	2
		19.9		3.7		0.9
歯科診療所	133	22	128	1	124	1
		16.5		0.8		0.8
助 産 所	2	1	2	0	2	0
		50		—		—
施 術 所	186	19	180	20	182	7
		10.2		11.1		3.8

※「対象施設数」は、令和4年3月31日現在である。



### (3) 救急医療機関の状況

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令）に基づいて、医療機関の申し出を受けて知事が救急病院、救急診療所として認定している。令和4年4月現在、次の13施設が認定を受けている。

No	施設名	所在地	告示年月日	TEL
1	独立行政法人国立病院機構弘前総合医療センター	弘前市大字富野町1	R2. 4. 3	32-4311
2	弘前大学医学部附属病院	弘前市大字本町53	R2. 2. 3	33-5111
3	弘前中央病院	弘前市大字吉野町3-1	R2. 12. 15	36-7111
4	津軽保健生活協同組合健生病院	弘前市大字扇町二丁目2-2	R2. 9. 25	55-7717
5	弘前メディカルセンター	弘前市大字大町二丁目2-9	R2. 2. 3	35-1511
6	医療法人弘愛会 弘愛会病院	弘前市大字宮川三丁目1-4	R2. 2. 3	33-2871
7	医療法人元秀会 弘前小野病院	弘前市大字和泉二丁目19の1	R2. 2. 3	27-1431
8	弘前脳卒中・リハビリテーションセンター	弘前市大字扇町一丁目2の1	R2. 7. 28	28-8220
9	黒石市国民健康保険黒石病院	黒石市北美町一丁目70	R2. 2. 3	52-2121
10	ときわ会病院	藤崎町大字榊字亀田2-1	R2. 2. 3	65-3771
11	町立大鰐病院	大鰐町大字蔵館字川原田40-4	R2. 2. 3	48-2211
12	国民健康保険板柳中央病院	板柳町大字灰沼字岩井74の2	R2. 2. 3	73-3231
13	鳴海病院	弘前市大字品川町19	R2. 10. 30	32-5211

令和4年4月1日現在

(4) 医薬品販売業者等数

薬局の施設数については、医薬分業も落ち着き、横ばい状態である。医薬品販売業も同様の状態にある。

区 分	総 数	弘 前 市	黒 石 市	平 川 市	西 目 屋 村	藤 崎 町	大 鰐 町	田 舎 館 村	板 柳 町
薬 局	156	121	12	10		4	5		4
卸 売 販 売 業	34	30	2	0		1	0	1	0
旧 薬 種 商 販 売 業	2	1		1					
店 舗 販 売 業	77	47	9	10		3	2		6
配 置 販 売 業	10	9	1						
医 薬 品 製 造 業	2	2							
薬 局 医 薬 品 製 造 業	7	5	0	1		1			
化 粧 品 製 造 業	4	4							
医 療 機 器 製 造 業	7	3	2	1					1
医 療 機 器 修 理 業	27	25				1		1	
高度管理医療機器等販売業等 (合計)	175	151	13	6		1	1	1	2
高度管理医療機器等販売業	94	80	9	2			1	1	1
高度管理医療機器等販売業貸与業	81	71	4	4		1			1
再生医療等製品販売業	6	6							
管理医療機器販売業等 (合計)	683	466	74	57	1	27	20	9	29
管 理 医 療 機 器 販 売 業	618	415	68	53	1	25	18	9	29
管 理 医 療 機 器 貸 与 業	5	5							
管 理 医 療 機 器 販 売 業 貸 与 業	60	46	6	4		2	2		
毒物劇物販売業 (合計)	175	107	17	19		9	6	3	14
一 般	85	59	9	5		2	4	1	5
農 業 用 品 目	84	42	8	14		7	2	2	9
特 定 品 目	6	6							
毒物劇物製造業	4	1		2				1	
特定毒物研究者	4	1		3					
毒物劇物業務上取扱者	8	6	0	2				0	
麻 薬 卸 売 業	5	5							
麻 薬 小 売 業	144	111	12	10		3	4		4

(注) 令和4年4月1日現在

(5) 薬事監視状況

毎年度、監視目標を設定し、計画的な監視指導に努めている。

年 度 区 分	令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	対 象 施設数	監視実施数 実施率 (%)	対 象 施設数	監視実施数 実施率 (%)	対 象 施設数	監視実施数 実施率 (%)
薬 局	153	61	151	30	156	21
		39.9		19.9		13.5
卸 販 売 業	33	10	34	0	34	0
		30.3		—		—
旧 薬 種 商 業 販 売	2	0	2	0	2	0
		—		—		—
店 舗 販 売 業	73	32	73	9	77	2
		43.8		12.3		2.6
配 置 販 売 業	10	0	10	0	10	0
		—		—		—
特 例 販 売 業	0	0	0	0	0	0
		—		—		—
医 薬 品 業 製 造	2	0	2	0	2	0
		—		—		—
薬 局 医 薬 品 業 製 造	10	0	6	0	7	0
		—		—		—
化 粧 品 業 製 造	4	0	4	0	4	0
		—		—		—
医 療 機 器 業 製 造	6	0	6	0	7	0
		—		—		—
医 療 機 器 業 修 理	27	4	27	6	27	0
		14.8		22.2		—
高度管理医療機器等 販 売 業	164	53	169	23	175	11
		32.3		13.6		6.3
管 理 医 療 機 器 等 販 売 業	677	2	683	7	683	0
		0.3		1.0		—
毒 物 劇 物 業 一 般 販 売	81	27	85	9	85	4
		33.3		10.6		4.7
毒 物 劇 物 農 業 用 品 目 販 売	89	40	87	2	84	0
		44.9		2.3		—
毒 物 劇 物 特 定 品 目 販 売	7	4	7	1	6	0
		57.1		14.3		—
毒 物 劇 物 製 造 業	3	0	4	0	4	2
		—		—		50
特 定 毒 物 研 究 者	2	0	2	0	4	0
		—		—		—
毒 物 劇 物 業 務 上 取 扱 者	10	0	10	0	10	0
		—		—		—
麻 薬 取 扱 施 設	293	144	281	15	285	35
		49.1		5.3		12.3

※「対象施設数」は、年度末現在である。

## (6) 野生大麻、けしの除去状況

管内における野生大麻及びけし除去の過去3年間の実績について、令和元年度はけし除去の実績はないが、今後も啓発啓蒙活動を関係機関の協力を受けながら実施する。

### ア 野生大麻除去本数

(本/か所)

区分 \ 年度	元	2	3
	管内	0	0
県内	60,450 / 165	50,173 / 170	48,239 / 153

### イ けし除去本数

(本/か所)

区分 \ 年度	元	2	3
	管内	0/0	1,041/11
県内	4,927 / 207	9,401 / 233	10,442 / 275

## (7) 献血状況

献血思想の啓発啓蒙を地域住民に働きかけるなど献血者確保の推進に努めている。

管内における令和3年度の赤十字血液センターの移動採血車による採血実績は、3,413人となっており、目標達成率は、全血献血においては80.0%となっている。

区分 \ 市町村	令和3年度実績			令和3年度 目標(%)	令和3年度 目標達成率(%)
	全血献血(人)		確保量 (%)		
	200mL	400mL		全血	全血
弘前市	42	2,203	889.6	1,131.0	78.7
黒石市	31	330	138.2	156.6	88.3
平川市	1	296	118.6	121.8	97.4
西目屋村	0	31	12.4	17.4	71.3
藤崎町	0	161	64.4	87.0	74.0
大鱈町	0	95	38.0	52.2	72.8
田舎館村	0	102	40.8	52.2	78.2
板柳町	0	121	48.4	69.6	69.5
管内計	74	3,339	1,350.4	1,687.8	80.0
青森県	837	24,125	9,817.4	10,022.4	98.0

## 4 感染症予防関係

### (1) エイズ予防・ウイルス性肝炎検査関係

エイズ、性感染症、肝炎の予防及び蔓延防止を図るため、正しい知識の普及や電話・来所相談及び検査を実施している。

検査は、H I V抗体検査のほか、性器クラミジア抗体検査及び梅毒血清検査を実施している。H I V検査は平成23年2月より即日検査を導入した。平成27年4月からは、日中の検査を導入し、月2回体制となった。

ウイルス性肝炎検査(H B s抗体、H C V抗体)は、平成19年10月9日から有料で実施していたが、平成23年4月から無料となった。平成20年4月からは肝炎総合対策事業により、医療機関におけるウイルス性肝炎無料検査が開始されている。

年度	電話相談						検査件数					
	H I V / エイズ		その他感染症		肝炎		H I V		その他感染症		肝炎	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
3	6	1	10	4	3	1	36	21	33	21	1	1
2	10	3	9	2	1	2	49	26	47	26	0	0
元	25	10	11	4	6	4	65	32	61	28	2	4

### (2) 感染症発生状況

次ページ以下のとおり。

ア 全数報告疾患

疾患名		報告件数			疾患名		報告件数		
		3年	2年	元年			3年	2年	元年
新型インフルエンザ等感染症	新型コロナウイルス感染症 (令和2年2月1日より追加)	1275	241	-	4類	E型肝炎	0	0	0
						A型肝炎	0	0	0
1類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・エボラ出血熱</li> <li>・クリミア・コンゴ出血熱</li> <li>・痘そう</li> <li>・南米出血熱</li> <li>・ペスト</li> <li>・マールブルグ病</li> <li>・ラッサ熱</li> </ul>	0	0	0		つつが虫病	3	1	1
						レジオネラ症	5	4	3
						デング熱	0	0	1
					アメーバ赤痢	0	2	1	
					カルバペネム耐性腸内細菌感染症	0	3	10	
					急性弛緩性麻痺	0	1	0	
					急性脳炎	0	1	1	
2類	急性灰白髄炎	0	0	0	5類	クロイツフェルト・ヤコブ病	2	1	1
	結核	40	52	51		劇症型溶血性レンサ球菌感染症	5	1	5
	ジフテリア	0	0	0		後天性免疫不全症候群	3	2	0
	重症急性呼吸器症候群	0	0	0		侵襲性インフルエンザ菌感染症	0	2	1
3類	コレラ	0	0	0		侵襲性髄膜炎菌感染症	1	0	0
	細菌性赤痢	0	0	0		侵襲性肺炎球菌感染症	1	3	3
	腸管出血性大腸菌感染症	7	1	6		梅毒	2	6	9
	腸チフス	0	0	0		破傷風	0	0	1
	パラチフス	0	0	0		水痘(入院例に限る)	1	2	1

※ 4類と5類は報告があった疾患のみ記載。

イ 定点報告疾患（年次別）：5類

(ア) 週単位報告：指定医療機関（インフルエンザ 15(内科 6・小児科 9)、眼科 3、基幹 1)

疾患名	報告件数			疾患名	報告件数		
	3年	2年	元年		3年	2年	元年
インフルエンザ	3	641	3,141	ヘルパンギーナ	19	16	168
R S ウイルス感染症	125	19	215	流行性耳下腺炎	5	7	76
咽頭結膜熱	75	117	94	急性出血性結膜炎	0	1	2
A群溶血性レンサ球菌咽頭炎	86	420	550	流行性角結膜炎	9	20	8
感染性胃腸炎	232	589	964	細菌性髄膜炎	1	0	0
水痘	29	75	103	無菌性髄膜炎	0	0	0
手足口病	13	65	1,020	マイコプラズマ肺炎	1	0	8
伝染性紅斑	2	17	394	クラミジア肺炎 (オウム病を除く)	0	0	0
突発性発しん	109	135	136	感染性胃腸炎（病原体がロタウイルスであるものに限る）	0	0	2

(イ) 月単位報告：指定医療機関（STD3、基幹 1)

a STD発生状況

疾患名	報告件数		
	3年	2年	元年
性器クラミジア感染症	48	32	15
性器ヘルペスウイルス感染症	17	35	13
尖形コンジローマ	3	6	3
淋菌感染症	6	5	3

b 薬剤耐性菌発生状況

疾患名	報告件数		
	3年	2年	元年
メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症	13	27	11
ペニシリン耐性肺炎球菌感染症	0	0	0
薬剤耐性緑膿菌感染症	0	0	0
薬剤耐性アシネトバクター感染症	0	0	0

(3) 感染症審査協議会（新型コロナウイルス関係）

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 24 条に基づき、人権尊重の観点から、就業制限、入院勧告及び入院期間の延長、並びに費用の負担に関する必要な事項を審議する。

区分 年度	開催回数 (回)	届出件数 (件)
3年度	2	1 2 7 5
2年度	2	1 9 3
元年度	—	—

#### (4) 新型インフルエンザ対策

平成25年度に、新型インフルエンザ等対策特別措置法の策定、それに基づく新型インフルエンザ等対策青森県行動計画が制定された。また、平成26年10月には、県新型インフルエンザ等対策マニュアル【医療提供版】、平成27年2月には同マニュアル【社会対応版】が作成された。

これらを踏まえ、管内では、関係者が現状と課題を共有し、地域における医療の提供体制を整備することを目的として、平成25年度及び平成26年度に1回ずつ津軽地域新型インフルエンザ対策協議会を開催した。

平成27年度以降協議会の開催はないが、国や県の動向を踏まえ、今後も必要に応じ委員を招集し、協議会を開催していく。

地域医療提供体制シートについては、毎年、登録医療機関に登録内容の変更を確認し、更新している。

#### (5) 新型コロナウイルス感染症に係る医療提供体制等に関する会議

管内の病院、郡市医師会、消防本部を対象として、原則として毎週1回、Webによる会議を開催し、感染者数やクラスター発生状況等を共有し、入院患者の受入対応や地域の課題解決に向け協議を行った。(令和3年度は52回開催。)

#### (6) 青森県肝炎治療特別促進事業（肝炎治療費助成制度）

将来の肝硬変、肝がんの予防及び肝炎ウイルスの感染防止を図ることを目的に、C型ウイルス性肝炎の根治を目的として行われるインターフェロン治療及びインターフェロンフリー治療並びにB型ウイルス性肝炎に対して行われるインターフェロン治療及び核酸アナログ製剤治療に要する医療費の一部を助成している。

肝炎治療受給者証申請件数 (件)

年度	インターフェロン治療		インターフェロンフリー治療	核酸アナログ製剤治療	
	C型	B型			
令和3年度	3剤除く	0	58	新規	15
	3剤併用	0		更新	196
令和2年度	3剤除く	0	49	新規	14
	3剤併用	0		更新	2
令和元年度	3剤除く	0	92	新規	30
	3剤併用	0		更新	184
平成30年度	3剤除く	0	106	新規	31
	3剤併用	0		更新	170
平成29年度	3剤除く	0	152	新規	32
	3剤併用	0		更新	147



## 5 結核予防関係

### (1) 結核患者登録状況

医師の届出に基づいて、結核発生動向調査システムに入力する事により管内の結核患者の状況を把握し、一連の結核予防対策の実施と患者管理の充実に資している。

#### ア 新登録患者数

##### (ア) 活動性分類別、市町村別

令和3年の新登録結核患者数は27人で、前年より5人減少した。男性が11人、女性が16人となった。活動性分類で見ると、肺結核活動性患者のうち喀痰塗抹陽性患者が11人と全体の40.7%を占めている。

(人)

市町村	総数	計		活動性結核					潜在性結核感染症 (別掲)
		性別		肺結核活動性			肺外結核活動性		
		男	女	喀痰塗抹陽性		その他の結核菌陽性			
				初回治療	再治療			菌陰性その他	
弘前市	12	6	6	4	0	5	0	3	5
黒石市	4	2	2	2	0	0	2	0	0
平川市	5	1	4	2	0	1	0	2	5
西目屋村	0	0	0	0	0	0	0	0	0
藤崎町	2	0	2	2	0	0	0	0	0
大鱈町	1	1	0	0	0	0	0	1	0
田舎館村	1	1	0	1	0	0	0	0	1
板柳町	2	0	2	0	0	1	0	1	0
令和3年	27	11	16	11	0	7	2	7	11
令和2年	32	19	13	14	0	7	3	8	20
令和元年	30	15	15	10	1	8	3	8	18

(イ) 年齢階級別、市町村別

年齢階級別では、新登録結核患者27人のうち、70歳以上が15人と全体の55.6%を占めている。

(人)

市町村	年齢階級										計		
	0 ～ 4	5 ～ 9	10 ～ 14	15 ～ 19	20 ～ 29	30 ～ 39	40 ～ 49	50 ～ 59	60 ～ 69	70 以上	男	女	計
弘前市	0	0	0	0	0	3 (4)	0	1 (1)	1	7	6 (1)	6 (4)	12 (5)
黒石市	0	0	0	0	0	0	1	0	0	3	2	2	4
平川市	0	0	0	0	2 (3)	2 (2)	0	0	0	1	1	4 (5)	5 (5)
西目屋村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
藤崎町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2	2
大鰐町	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	1
田舎館村	0	0	0	0	0	1	0	0 (1)	0	0	1 (1)	0	1 (1)
板柳町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2	2
令和3年	0	0	0	0	2 (3)	6 (6)	1	1 (2)	2	15	11 (2)	16 (9)	27 (11)
令和2年	0 (1)	0	0	0	0 (2)	1 (2)	1	2 (3)	4 (4)	24 (8)	19 (9)	13 (11)	32 (20)
令和元年	0	0	0	0	3 (2)	1 (2)	1	1 (5)	1 (3)	23 (6)	15 (8)	15 (10)	30 (18)

(注) 潜在性結核感染症は( )内に別掲

イ 年末現在登録患者数

(ア) 活動性分類別、市町村別

令和3年末現在の登録患者数56人のうち、男性が29人で51.8%を占めている。  
活動性分類で見ると、活動性結核患者が13人で全体の23.2%を占めている。

(人)

市町村	総数	性別		活動性結核					不活動性結核	活動性不明	潜在性結核感染症(別掲)	
		男	女	肺結核活動性			肺外結核活動性	治療中			観察中	
				登録時喀痰塗抹陽性		登録時 その他の結核菌陽性						
				初回治療	再治療							登録時菌陰性 その他
弘前市	29	17	12	2	0	2	0	3	18	4	1	0
黒石市	6	3	3	1	1	0	0	0	4	0	0	0
平川市	5	2	3	0	0	0	1	2	2	0	0	0
西目屋村	1	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0
藤崎町	4	0	4	0	0	0	0	0	3	1	0	0
大鰐町	3	2	1	0	0	0	0	0	3	0	0	0
田舎館村	5	4	1	1	0	0	0	0	4	0	1	0
板柳町	3	1	2	0	0	0	0	0	2	1	0	0
令和3年	56	29	27	4	1	2	1	5	37	6	2	0
令和2年	61	36	25	9	0	6	3	5	35	3	10	2
令和元年	68	39	29	5	1	5	2	4	44	7	6	5

(イ) 年齢階級別, 市町村別

年齢階級別では、令和3年末現在の登録患者56人のうち、70歳以上が35人で全体の62.5%を占めている。

(人)

市町村	年齢階級										総 数		
	0 ～ 4	5 ～ 9	10 ～ 14	15 ～ 19	20 ～ 29	30 ～ 39	40 ～ 49	50 ～ 59	60 ～ 69	70 以 上	男	女	計
弘 前 市	0	0	0	0	0	2 (1)	0	2	7	18	17 (1)	12	29 (1)
黒 石 市	0	0	0	0	0	0	1	0	1	4	3	3	6
平 川 市	0	0	0	0	2	1	0	0	0	2	2	3	5
西目屋村	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	1
藤 崎 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	4	4
大 鰐 町	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	2	1	3
田舎館村	0	0	0	0	0	1	2	0 (1)	0	2	4 (1)	1	5 (1)
板 柳 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	1	2	3
令和3年	0	0	0	0	2	4 (1)	3	3 (1)	9	35	29 (1)	27 (1)	56 (2)
令和2年	0	0	0	0	1	1 (1)	3	8 (2)	5 (3)	43 (6)	36 (4)	25 (8)	61 (12)
令和元年	0 (1)	0	0	0	2 (2)	3 (1)	1	7 (1)	8 (2)	47 (4)	39 (4)	29 (7)	68 (11)

(注) 潜在性結核感染症は ( ) 内に別掲

(ウ) 結核有病率及び罹患率（人口 10 万対）

令和 3 年罹患率は 9.9 であり、前年より 1.7 ポイント減少した。有病率は 4.8 であり、前年より 3.5 ポイント減少した。

人口：10 月 1 日現在

区 分	人 口(人)	発生患者数(人)	罹 患 率 (人口10万対)	(活動性) 患 者 数(人)	有 病 率 (人口10万対)
弘 前 市	166,469	12	7.2	7	4.2
黒 石 市	31,337	4	12.8	2	6.4
平 川 市	30,283	5	16.5	3	9.9
西目屋村	1,244	0	0	0	0
藤 崎 町	14,411	2	13.9	0	0
大 鱈 町	8,428	1	11.9	0	0
田舎館村	7,212	1	13.9	1	13.9
板 柳 町	12,465	2	16.0	0	0
令和 3 年	271,849	27	9.9	13	4.8
令和 2 年	275,654	32	11.6	23	8.3
令和元年	278,950	30	10.8	17	6.1

(注 1) 罹患率：(年間新登録患者数) ÷ (人口) × (10万)

(注 2) 有病率：(年末活動性全結核患者) ÷ (人口) × (10万)

(2) 結核定期健康診断実施状況

感染症法第53条の2に基づき事業者、学校長、施設長、市町村長等が実施義務を有する。

ア 一般住民

種別 市町村別	X線検査			精密検査			指導区分			BCG接種		
	対象者数(A)	受診者数(B)	受診率(%) (B)/(A)	対象者数(C)	受診者数(D)	受診率(%) (D)/(C)	菌検査	要医療	要観察	対象者数(E)	接種者数(F)	接種率(%) (F)/(E)
弘前市	56,807	11,529	20.3	266	54	20.3	1	0	0	1,183	952	80.5
黒石市	10,934	2,435	22.3	0	0	0	0	0	0	175	160	91.4
平川市	10,998	2,406	21.9	0	0	0	0	0	0	161	183	113.7
西目屋村	541	242	44.7	5	4	80.0	0	0	0	2	2	100
藤崎町	4,820	1,877	38.9	34	13	38.2	0	0	0	92	85	92.4
大鱒町	3,911	1,151	29.4	39	31	79.5	0	0	0	24	28	116.7
田舎館村	2,736	758	27.7	1	1	100	0	0	0	45	45	100
板柳町	5,129	2,870	56.0	102	80	78.4	0	0	0	58	64	110.3
3年度	95,876	23,268	24.3	447	183	40.9	1	0	0	1,740	1,519	87.3
2年度	93,178	22,421	24.1	468	286	61.1	1	1	0	1,621	1,599	98.6
元年度	92,687	26,652	25.5	443	286	64.6	2	0	0	1,588	1,662	104.7

イ その他(事業所他)

種別 実施者	X線検査			精密検査			指導区分		
	対象数(A)	受診者数(B)	受診率(%) (B)/(A)	対象数(C)	受診者数(D)	受診率(%) (D)/(C)	菌検査	要医療	要観察
事業者	12,187	11,808	96.9	46	38	0	0	0	0
学校長	2,043	2,038	99.8	9	9	100	0	0	0
	2,746	2,577	93.8	22	19	86.3	0	0	0
施設の長	1,391	1,283	92.2	98	76	77.6	0	0	0
3年度	18,367	17,706	96.4	175	142	81.1	0	0	0
2年度	20,761	19,850	95.6	234	194	82.9	1	2	0
元年度	17,841	17,136	96.0	195	157	80.5	2	0	0

### (3) 結核診査協議会開催状況

感染症法 18 条の就業制限及び第 20 条の入院勧告、入院延長勧告並びに第 37 条、第 37 条の 2 の申請医療内容の適否について保健所長の諮問に応じ審議する。

区分 年度	開設日	開催回数	感染症法 37 条	感染症法 37 条の 2	計
3 年度	月 2 回	19 回	20	52	72
2 年度	第 2・4 水曜日	21 回	60	64	124
元年度	午後 2 時	22 回	42	68	110

### (4) 結核菌遺伝子型別分析

積極的疫学調査の一環として、医療機関や介護施設等で結核患者が発生した場合や集団感染が疑われる場合に感染源・感染経路等の究明のために結核菌遺伝子の型別分析を実施している。

分析法 年度	RFLP法 (結核研究所)	VNTR法 (結核研究所)	VNTR法 (環境保健センター)	計
3 年度	0	0	14	14
2 年度	0	0	18	18
元年度	0	0	15	15

### (5) 訪問等指導状況 (DOTS(直接服薬確認療法)事業を含む)

結核患者登録後、家庭訪問及び施設・医療機関等へ出向き、感染予防について指導を実施している。

また結核患者が確実に抗結核薬を服用することで、結核のまん延を防止するとともに多剤耐性結核の発生を予防するためDOTS事業に取り組んでいる。(感染症法第 53 条の 14)

#### ア 家庭訪問及び地域DOTS

年度	件数	延件数	実件数
3 年度		179	32
2 年度		207	61
元年度		271	62

#### イ (再掲) 薬局DOTS

平成 25 年度から管内の薬局に協力を依頼し、薬局DOTSを実施している。

年度	件数	延件数	実件数
3 年度		83	18
2 年度		77	12
元年度		17	5

## 6 地域保健関係者研修

多様化、高度化する保健ニーズを有する地域住民がより主体的に健康を高め、地域で安心して生活できるよう、その支援者である地域保健関係者が健康な地域づくりを目指して専門的な知識を習得し、生活者重視の視点にたった保健福祉サービスが提供できるように、地域保健関係者の資質向上及び関係者間の連携強化を目的として実施している。

開催年月日	テーマ	講師	対象者	受講人数
令和3年 8月17日	令和3年度 第1回保健師業務連絡会議	なし	管内市町村リーダー保健師	11
令和3年 12月13日	令和3年度新任保健師研修 ※オンライン開催	弘前大学院保健学研究科 看護学領域 教授 北宮千秋	管内市町村・保健所新採用保健師、指導保健師等	18



## II 生活衛生課

### 1 食品衛生関係

(1) 営業許可を要する業種・施設数・許可件数・監視件数等の状況

「青森県食品衛生監視指導計画」に基づき、飲食店等を重点的に監視・指導した。

ア 改正食品衛生法に基づく許可を有する食品関係営業施設

(件数)

業 種	営業施設数	許可件数		廃業施設数	監視指導件数	行政処分件数							
		継 続	新 規			営業禁止	営業停止	改善命令	物品廃棄	その他 (始末書)	注意又は 勧告件数		
											文 書	口 頭	
飲食店営業	一般食堂・レストラン	101	101		106								
	仕出・弁当	28	28		28								
	旅館	13	13		17								
	その他	242	242		250								
	臨時	43	43										
調理の機能を有する自動販売機													
食肉販売業	16	16		18									
魚介類販売業	11	11		14									
魚介類競り売り営業													
乳処理場													
食肉処理業	4	4		4									
菓子製造業	60	60		61									
アイスクリーム類製造業	3	3		2									
乳製品製造業													
清涼飲料水製造業	5	5		6									
食肉製品製造業													
水産製品製造業													
冰雪製造業													
液卵製造業	1	1		2									
食用油脂製造業													
みそ又はしょうゆ製造業	1	1		1									
酒類製造業	4	4		4									
豆腐製造業													
納豆製造業													
麺類製造業	1	1		1									
そうざい製造業	15	15		19									
複合型そうざい製造業													
冷凍食品製造業													
複合型冷凍食品製造業													
漬物製造業	12	12		9									
密封包装食品製造業	7	7		7									
食品の小分け業													
添加物製造業	2	2		2									
合計 (令和3年度)	569		569		551								

イ 旧食品衛生法に基づく許可を有する食品関係営業施設

(件数)

業 種	営業施設数	許可件数		廃業施設数	監視指導件数	行政処分件数							
		継 続	新 規			営業禁止	営業停止	改善命令	物品廃棄	その他 (始末書)	注意又は 勧告件数		
											文 書	口 頭	
飲食店営業	一般食堂・レストラン	765	9	22	108	55							
	仕出・弁当	203	1	3	33	14		1					
	旅館	107			12	10							
	その他	1,609	17	23	259	97							
	臨時	500	35	15	154	37							
菓子製造業	523	6	6	77	54								
乳処理業	1				1								
乳製品製造業	4				1								
魚介類販売業	156	2	6	212	23								
魚介類せり売営業	1												
魚肉ねり製品製造業	1												
食品の冷凍又は冷蔵業	13			14	2								
かん詰又はびん詰食品製造業	81			5	12								
喫茶店営業	60	1	1	178	4								
あん類製造業	4				12								
アイスクリーム類製造業	96	1		16	13						1		
食肉処理業	10			4	1								
食肉販売業	127		2	281	22								
食肉製品製造業	6				1								
乳酸菌飲料製造業	1												
食用油脂製造業													
みそ製造業	13			2									
しょうゆ製造業	6			1	1								
ソース類製造業	28			2	8								
酒類製造業	17			2									
豆腐製造業	8				1								
納豆製造業	4												
麺類製造業	24	1		1	9								
そうざい製造業	155	2		16	25								
添加物製造業	2			2									
清涼飲料水製造業	77	1		5	12								
氷雪製造業	3												
合計（令和3年度）	4,605	76	78	1,384	415		1				1		
令和2年度	6,471	534	480	553	1,481						0	0	
令和元年度	6,544	594	556	549	2,640		3				0	0	

## (2) 市町村別営業許可施設数

## ア 改正食品衛生法に基づく許可を有する食品関係営業施設

(施設数)

市町村 業種		弘前市	黒石市	平川市	西目屋村	藤崎町	大鰐町	田舎館村	板柳町	※その他	計
		飲食店営業	食堂・レストラン	76	10	4		3	2	1	5
	仕出・弁当	17	4	2	1		1	1	2		28
	旅館	11	1				1				13
	その他	166	27	12		8	2	2	10	15	242
	臨時									43	43
	調理の機能を有する自動販売機										
	食肉販売業	10	3	2					1		16
	魚介類販売業	7	2	1						1	11
	魚介類競り売り営業										
	乳処理場										
	食肉処理業		2	1				1			4
	菓子製造業	39	4	7	1	3	3	2	1		60
	アイスクリーム類製造業	3									3
	乳製品製造業										
	清涼飲料水製造業	3		2							5
	食肉製品製造業										
	水産製品製造業										
	冰雪製造業										
	液卵製造業		1								1
	食用油脂製造業										
	みそ又はしょうゆ製造業	1									1
	酒類製造業	2		1					1		4
	豆腐製造業										
	納豆製造業										
	麺類製造業	1									1
	そうざい製造業	7	2	3			1	1	1		15
	複合型そうざい製造業										
	冷凍食品製造業										
	複合型冷凍食品製造業										
	漬物製造業	2	1	4	2	1		1	1		12
	密封包装食品製造業	3		4							7
	食品の小分け業										
	添加物製造業	2									2
	合計（令和3年度）	350	57	43	4	15	10	9	22	59	569

(※) その他 営業場所が県内一円（青森市及び八戸市を除く。）の臨時営業及び移動営業である。

イ 旧食品衛生法に基づく許可を有する食品関係営業施設

(施設数)

市町村 業種		弘前市	黒石市	平川市	西目屋村	藤崎町	大鰐町	田舎館村	板柳町	※その他	計
		飲食店営業	食堂・レストラン	530	83	56	7	37	13	9	30
	仕出・弁当	119	23	22	3	10	9	8	9		203
	旅館	55	20	10	2	1	16	2	1		107
	その他	1,098	175	136	7	33	41	25	50	44	1,609
	臨時									500	500
	菓子製造業	297	65	75	10	21	12	13	23	7	523
	乳処理業	1									1
	乳製品製造業	3					1				4
	魚介類販売業	94	14	14	1	4	6	1	6	16	156
	魚介類せり売営業	1									1
	魚肉ねり製品製造業	1									1
	食品の冷凍又は冷蔵業	7	3	1			2				13
	缶詰又は瓶詰食品製造業	30	7	24	5	5	2	1	7		81
	喫茶店営業	41	7	5		1	2		2	2	60
	あん類製造業	3	1								4
	アイスクリーム類製造業	57	13	11	3	5	3	2	2		96
	食肉処理業	2	2		1		3	2			10
	食肉販売業	77	12	14		9	5	5	5		127
	食肉製品製造業	2					3	1			6
	乳酸菌飲料製造業	1									1
	食用油脂製造業										
	みそ製造業	2	2	5			1	1	2		13
	醤油製造業	2		1		2	1				6
	ソース類製造業	10	3	7	2	2	1		3		28
	酒類製造業	13	2		1		1				17
	豆腐製造業	3	2	1	1			1			8
	納豆製造業	2	1	1							4
	めん類製造業	16	2	2	1	2		1			24
	そうざい製造業	82	14	24	5	11	11	4	4		155
	添加物製造業	1		1							2
	清涼飲料水製造業	35	6	21	2	3		1	9		77
	氷雪製造業	2					1				3
合計（令和3年度）		2587	457	431	51	146	134	77	153	569	4605
令和2年度		3,676	643	613	63	211	191	112	221	741	6,471
令和元年度		3,683	655	617	62	210	190	121	225	781	6,544

(※) その他 営業場所が県内一円（青森市及び八戸市を除く。）の臨時営業及び移動営業である。

(3) 届出を要する食品関係営業施設の状況

「青森県食品衛生監視指導計画」に基づき、学校等給食施設や食品販売店の監視・指導を実施した。

業種別		施設数	監視指導件数
魚介類販売業(届出)		152	1
食肉販売業(届出)		217	5
乳類販売業		478	23
氷雪販売業		4	
コップ式自動販売機(届出)		134	
弁当販売業		2	2
野菜果物販売業		106	28
米穀類販売業		17	1
通信販売・訪問販売による販売業		3	
コンビニエンスストア		91	16
百貨店・総合スーパー		34	10
自動販売機による販売業(届出)		226	
その他の食料・飲料販売業		202	57
添加物製造・加工業(届出)		2	
いわゆる健康食品の製造・加工業			
コーヒー製造・加工業(届出)		3	1
農産保存食料品製造・加工業		22	6
調味料製造・加工業		3	
糖類製造・加工業			
精穀・製粉業		3	1
製茶業			
海藻製造・加工業			
卵選別包装業		3	4
その他の食料品製造・加工業		46	11
行商		12	
集団給食施設	学校	15	6
	病院・診察所	6	
	事業所	2	
	社会福祉施設等	146	6
	その他	17	
器具、容器包装の製造・加工業(届出)		3	
露店、仮設店舗等における飲食の提供(営業以外)			
その他		13	5
合計(令和3年度)		1,962	183

(4) 食品の収去検査実施状況

「青森県食品衛生監視指導計画」に基づき、流通する食品の安全性を確保するために収去検査を実施した。

検査	検査した収去検体数			理化学的検査						微生物学的検査						その他	
				良			不良			良			不良			良	不良
年度 検体名	元	2	3	元	2	3	元	2	3	元	2	3	元	2	3	3	3
魚介類	2	1	1	1						1	1	1					
冷凍食品	2	2								2	2						
魚介類加工品 (缶詰・瓶詰を除く)	4	2	3	3	1	2				1	1	1					
肉・卵類及びその加工品 (缶詰・瓶詰を除く)	8	1	7	7	1	7				2	1	1					
乳製品	3	2	1							3	2	1					
乳類加工品 (アイスクリーム類を除きマーガリンを含む)																	
アイスクリーム類・氷菓	2	2	2							2	2	1			1		
穀物及びその加工品 (缶詰・瓶詰を除く)	9	7	7	4	2	4				5	5	3					
野菜類・果物及びその加工品 (缶詰・瓶詰を除く)	27	19	12	22	14	7				5	5	5					
菓子類	15	12	14	9	9	9				6	3	5					
清涼飲料水	8	4	3	6	4	1				2		2					
酒精飲料																	
氷雪																	
缶詰・瓶詰食品		2	1		2	1											
その他の食品	9	4	8							9	4	8					
添加物	化学合成品及び製剤																
	その他の添加物																
器具及び容器・包装																	
おもちゃ																	
飲料水																	
乳類	4	4	4	6	6	6				2	2	2					
計	93	62	63	58	39	37	0	0	0	40	28	30	0	0	1	0	0

(5) 不良食品等の発見及び措置状況

不良食品を排除するための調査及び行政指導を実施した。

(件数)

区分 食品名	不良食品発見件数	消費者の届出	保健所が発見	その他の届出	発見場所		不良理由					行政措置の状況						
					県内	県外	表示違反	規格基準		カビ・異物混入	変敗・その他	回収・返品・廃棄	営業停止	設備改善	改善勧告	口頭指導	他の保健所に移送	その他
								細菌	理化									
菓子類																		
乳及び乳製品																		
食肉及び食肉製品																		
魚介類及びその加工品																		
冷凍食品																		
清涼飲料水																		
めん類																		
そうざい及びその半製品																		
漬物																		
アイスクリーム類・氷菓	1		1		1			1							1			
果実及び野菜																		
その他の食品	1	1				1				1						1		
食品添加物及びその製剤																		
器具及び容器・包装																		
合計 (令和3年度)	2	1	1		1	1		1		1					1	1		
令和2年度	1	0	0	1	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0
令和元年度	2	2	0	0	1	1	0	0	0	2	0	0	0	0	0	2	0	0

(注)「保健所が発見」の欄の数字については、他の公的機関が発見したものを含む。

(6) 行政処分等の状況

(件数)

区分 年度	違反件数(実数)	違反内容				違反条項							行政処分等措置件数							告 発	
		異物・腐敗等	規格基準	表示	無許可	その他	法第6条	法第10条	法第12条	法第13条	法第19条	法第55条	その他	営業禁止	営業停止	整備改善	物品廃棄	回収	その他命令		改善勧告等
3	2		1			1			1						1					1	
2	0																				
元	2					2	2							2							

(7) 食中毒発生の状況

番号	発 生 年月日	発 生 場 所	摂 食 者 数	患 者 数	死 者 数	原 因 食 品	病 因 物 質	血 清 型 別 等	原 因 施 設	撮 取 場 所
1	R3. 4. 3	平川市	16	10	0	施設が調整 した弁当	ノロウ イルス	GⅡ	仕出屋	事業所
合計 (3年度)		発生件数 1 件		10	0	ノロウイルス 1 件				
2年度		発生件数 0 件		0	0					
元年度		発生件数 3 件		58	0	ノロウイルス 2 件 カンピロバクター・ジェジュニ 1 件				

(8) 食品衛生関係講習会等の実施状況

区分		年度	元年度	2年度	3年度
		回数	回数	回数	回数
食品衛生責任者	回数	10	9	18	
	受講者数 (人)	552	413	687	
その他	回数	24	6	5	
	受講者数 (人)	1, 146	160	138	
計	回数	34	15	23	
	受講者数 (人)	1, 698	573	825	



## 2 生活衛生関係

### (1) 生活衛生営業施設関係

#### ア 生活衛生関係施設許可等の状況

施設区分 許可等年度		理 容 所	美 容 所	ク リ ー ニ ン グ 所 (取次所再掲)	旅館			公衆浴場		興 行 場	住 宅 宿 泊 事 業
					ホ テ ル ・ 旅 館	簡 易 宿 所	下 宿	一 般	そ の 他		
許可 確認 届出	3年度	4	44	0 (0)	0	2		1	6	2	0
					2			7			
	2年度	5	22	6 (4)	2	2		2	2	1	6
					4			4			
	元年度	3	26	4 (4)	2	17		3	4	2	5
					19			7			
廃止	3年度	3	29	8 (7)	4	0		2	1	2	1
					4			3			
	2年度	18	24	11 (4)	7	6	1	2	2	0	0
					14			4			
	元年度	20	25	9 (7)	2	12		2		3	1
					14			2			

#### イ 市町村別営業施設等数

施設区分 市町村		理 容 所	美 容 所	ク リ ー ニ ン グ 所 (取次所再掲)	旅館			公衆浴場		興 行 場	住 宅 宿 泊 事 業
					ホ テ ル ・ 旅 館	簡 易 宿 所	下 宿	一 般	そ の 他		
弘前市	241	489	108 (68)	70	45	0	26	36	17	9	
黒石市	45	85	30 (17)	21	32	0	9	2	5	3	
平川市	40	66	15 (9)	14	81	0	28	13	1	1	
西目屋村	1	3	0 (0)	2	1	0	4	1	0	0	
藤崎町	26	34	11 (7)	1	8	0	4	0	2	0	
大鰐町	16	24	4 (1)	18	16	0	7	5	1	0	
田舎館村	7	16	3 (1)	2	13	0	4	0	2	0	
板柳町	29	27	7 (5)	3	11	0	4	2	1	0	
合計 (3年度)	405	744	178(108)	131	207	0	86	59	29	13	
2年度	404	729	186(115)	135	205	0	87	54	29	14	
元年度	417	731	191(115)	140	209	1	87	54	28	8	

ウ 生活衛生関係営業施設等監視・指導の状況

施設区分 年度	理容所	美容所	クリーニンング所 (取次所再掲)	旅館			公衆浴場		興行場	住宅宿泊事業
				ホテル・旅館	簡易宿所	下宿	一般	その他		
3年度	12	46	0(0)	23	3		9	8	2	0
2年度	34	72	19(13)	34	9		24	13	2	0
元年度	90	170	40(20)	49	43		46	25	7	0

(2) 水道水及び飲料水関係  
各種水道施設数

市町村	種別 上水道	簡易水道	専用水道	小規模水道	飲用井戸		簡易専用水道	小規模受水槽
					一般	業務用		
弘前市	1	0		19				
黒石市	1	5		4				
平川市	1	2		8				
西目屋村		1				3	2	2
藤崎町	1				18	2		3
大鰐町	1	2	2	3	470	8		7
田舎館村	1				83	1		5
板柳町	1			12	14	1		2
合計 (3年度)	7	10	2	46	585	15	2	19
2年度	7	10	2	46	591	15	2	22
元年度	7	10	2	47	639	16	2	22

※表中斜線部については、平成25年度より事務移譲

(3) 建築物衛生関係

ア 特定建築物施設数及び監視指導件数

種別 市町村	興行場	百貨店	店舗	事務所	学校	旅館	その他	計
弘前市	2	5(1)	19	14(2)	13	10	6	69(3)
黒石市	2		5	1				8
平川市	1		2	3		2		8
西目屋村							1	1
藤崎町	2	1		1				4
大鰐町						6		6
田舎館村	2							2
板柳町			1	1				2
合計(3年度)	9	6(1)	27	20(2)	13	18	7	100(3)
2年度	9(2)	6	27(1)	20(6)	13(4)	18	7(1)	100(14)
元年度	9(3)	6	28(3)	19(2)	13(10)	18	7(2)	100(20)

(注) ( ) 内は監視指導件数

イ 建築物衛生に係る登録営業所数

種別 市町村	建築物 清掃業	空 気 環 境 測定業	空 気調和 用ダクト 清掃業	飲料水 水 質 検査業	飲料水 貯水槽 清掃業	排水管 清掃業	ねずみ・ こん虫等 防除業	環境衛生 総 合 管理業	計
3年度	22	4		3	25	3	11	6	74
2年度	23	5		3	25	3	11	6	76
元年度	22	5		3	25	3	11	6	75

(4) その他の施設関係

種別 市町村	遊泳用プール	火葬場	墓地	納骨堂
弘前市	11	1	281	3
黒石市	1	1	73	1
平川市	1	2	112	1
西目屋村	0	0	20	0
藤崎町	0	1	57	0
大鰐町	2	1	30	0
田舎館村	0	0	41	0
板柳町	1	1	44	0
合計(3年度)	16	7	658	5
2年度	17	7	655	5
元年度	18	7	655	4

### 3 温泉関係

#### (1) 温泉（源泉）数及び許可の状況

市町村	源泉数 ※1	掘削申請 (掘削許可)	増堀申請 (増堀許可)	動力申請 (動力許可)	利用申請 (利用許可)
弘前市	129	1 (1)		1 (1)	4 (4)
黒石市	55				10 (10)
平川市	100				2 (2)
西目屋村	4				
藤崎町	16				
大鰐町	125				
田舎館村	9				
板柳町	14				
合計（3年度）	452	1 (1)		1 (1)	16 (16)
2年度	450	3 (3)		2 (2)	18 (18)
元年度	450	1 (1)		2 (2)	29 (29)

※1 「温泉掘削工事完了届」の受理をもって台帳作成

#### (2) 源泉及び利用施設の監視指導状況

区分 年度	合計	源泉・掘削・動力（増堀）	利用施設
3年度	46	23	23
2年度	81	14	67
元年度	135	23	112

### Ⅲ 健康増進課

#### 1 健康づくり推進事業

##### (1) 「健康津軽21（第2次）」の推進

管内の早世の減少と健康寿命の延伸を目標に、住民主体の健康づくりを進めていく計画として平成13年度に「健康津軽21」を策定した。その後中間報告と見直しを経て、平成24年度に最終評価し、それを踏まえて平成25年度を初年度とする「健康津軽21（第2次）」を策定した。策定内容は、健康津軽21に引続き「肥満予防対策」、「喫煙防止対策」、「自殺予防対策」を重点課題として、以下3領域、12分野について取り組み、「管内市町村健康増進計画（第2次）」と連動させながら推進を図ってきた。

###### ① 「生活習慣の改善」の領域

栄養・食生活、身体活動・運動、飲酒、喫煙、歯の健康の5分野

###### ② 「生活習慣病の発生予防と重症化予防」の領域

がん、循環器疾患、糖尿病、COPD（慢性閉塞性肺疾患）の4分野

###### ③ 「こころの健康」の領域

こころの健康、認知症、休養（睡眠）の3分野

平成29年度に中間評価を行い、その結果、改善がみられた指標の割合は全体の55.7%となっており、分野別では、改善の割合が高いのは「飲酒」「歯の健康」「COPD（慢性閉塞性肺疾患）」「喫煙」「認知症」「循環器疾患」「糖尿病」であったが、悪化の割合が高い分野は「休養（睡眠）」「身体活動・運動」「がん」であった。

中間評価を踏まえ、上記の重点課題3領域に加え、新たに「がん対策」を重点の取組に加え、引き続き推進を図っている。

##### (2) 津軽地域 地域・職域保健連携推進事業

当圏域は、働き盛りの人たちの健康課題の解決が喫緊となっていることから、市町村や保健所等で実施している保健サービスと、職域で実施している保健事業について相互の連携を密にし、健康津軽21（第2次）計画における重点的な取組である生活習慣病の予防やメンタルヘルス対策について、効果的な保健事業を推進するものである。

#### ア 津軽地域 地域・職域保健連携推進協議会

新型コロナウイルス感染症の流行状況を踏まえ、書面開催とした。

○送付資料：①令和3年度健康津軽21（第2次）評価指標一覧

②令和1～2年度弘前保健所の健康づくりに関する取組状況

③「健康増進法の一部を改正する法律」の施行に係る受動喫煙防止対策について

④重点事業「中南地域喫煙対策から始める働く人の健康づくり推進事業」（令和3年度及び4年度の取り組み内容）

### (3) 喫煙対策事業

「健康津軽21（第2次）」の今後の目指すべき姿と取組をもとに、喫煙による健康障害に対する知識の普及啓発及び受動喫煙防止対策の推進を図る。

#### ア 研修会・機会教育等実施状況

未実施

#### イ 空気クリーン施設・車の認証拡大

##### (ア) 空気クリーン施設の認証状況の把握・情報提供

・管内市町村における空気クリーン施設・車の認証状況を把握した。

##### (イ) 喫煙の健康被害に関する知識の普及・啓発、空気クリーン施設のPR

・食品衛生協会の協力のもと食品衛生講習会の際に、空気クリーン施設認証制度のリーフレットを飲食店へ配布。

空気クリーン施設の現地調査の際、空気クリーン車のPRを実施。

新規認証数：58件（空気クリーン施設：24施設 空気クリーン車：34台）

累計1,232件

#### ウ 調査の集計・分析等

##### <市町村の喫煙対策自己点検調査>

・調査結果を分析し、経年変化が分かるように資料としてまとめ、管内市町村へデータを還元した。

##### <妊婦喫煙状況の調査>

・妊婦連絡票から、妊産婦の喫煙状況を収集・分析した。

#### エ 改正健康増進法の施行に伴う受動喫煙対策

健康増進法の一部が改正され、令和2年4月1日から建物内が原則禁煙となったことに伴う周知活動や既存特定飲食提供施設からの届出受理を行った。

##### (ア) 「食品衛生責任者講習会」を活用した周知活動

弘前地区 3回実施 参加者 合計157人

南黒地区 1回実施 参加者 38人

##### (イ) 既存特定飲食提供施設の届出数

令和3年度 届出数 67件（累計 270件）

### (4) 中南地域喫煙対策から始める働く人の健康づくり推進事業

管内事業所の受動喫煙防止対策や禁煙支援状況等を把握し、商工会議所と連携した、喫煙対策をきっかけとする職域における健康づくりの推進を図る。

#### ア 事業所における喫煙対策実施状況の把握

弘前商工会議所に加入している全事業所2,551カ所に対してアンケートを実施。対策が不十分な業種や今後の支援の方向性について把握した。

#### イ 改正法を踏まえた受動喫煙防止対策の周知

第二種施設向けリーフレットを作成し、弘前商工会議所等の協力を得ながら約5,660カ所へ配付し、改正法で義務付けられた受動喫煙防止対策を周知した。

#### ウ 事業所への支援

支援者のための禁煙支援研修会を開催した。

<1回目>

○日 時 令和3年12月22日（水）15:30～16:45

- 場 所 弘前保健所 4階 中会議室（参加者はZoomによるオンライン参加）
- 参加者 市町村職員、商工会議所職員、保健所職員 計20名
- 内 容 講義「タバコの害と禁煙治療の実際について」  
講師 ナルミ医院 院長 鳴海 晃 氏

<2回目>※コロナ対応のため中止とした。予定していた内容は下記のとおり。

- 日 時 令和4年1月17日（月）10:00～12:00
- 場 所 弘前保健所 4階 中会議室（参加者はZoomによるオンライン参加）
- 内 容 講義・演習「動機づけ面接法を活用した禁煙支援について」  
講師 青森県警察本部犯罪被害者支援室 心理専門官 富岡 拓身 氏  
ファシリテーター 弘前市健康増進課 主幹 鳴海 悦子 氏  
青森県総合健診センター 管理栄養士 佐々木 昌子 氏  
青森県中央児童相談所 主幹 鈴木 早苗 氏

(5) 特定健診・レセプトデータに関わる集計・分析（旧「市町村等「健活」推進のための地域診断事業」）

当初、令和元年度分の集計・分析予定であったが、新型コロナウイルス感染症対応のため未実施とした。

## (6) 市町村健康づくり活動への支援

### ア 市町村健康づくり推進協議会等への参加

市町村	協議会名	委員	委嘱期間	開催月日	出席者	内 容
弘前市	弘前市健康づくり審議会	所長	R2. 7. 25 ～R4. 7. 24	R3. 8. 24 R3. 11. 9	コロナ対応のため 欠席	① 弘前市健康づくり推進審議会の概要について ② 審議会の今後のスケジュールについて
黒石市	黒石市健康づくり推進協議会	所長	R3. 7. 1 ～R5. 6. 30	R3. 8. 3	コロナ対応のため 欠席	① R2年度事業実績について ② R3年度事業計画について ③ いのちを支える黒石市自殺対策行動計画の進捗状況について ④ 新型コロナウイルス感染症対策・ワクチン接種状況について
平川市	平川市健康づくり推進協議会	所長	R3. 10. 28 ～R4. 3. 24	R3. 10. 28	山谷技師	① 「第2次健康ひらかわ21」令和2年度事業実績について ② 令和2年度健康づくり事業の実績等について ③ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施について ④ 新型コロナワクチン接種状況について
				R4. 3. 24		中止
西目屋村	西目屋村健康づくり推進協議会	—	—	—	—	※実施なし
藤崎町	藤崎町健康づくり推進協議会	所長	R3. 8. 1 ～R4. 7. 31	R3. 11. 17	三上専門員 成田技師	① 健康ふじさき 21 第二次計画進捗状況について ② 令和3年度保健事業計画
大鰐町	大鰐町健康づくり推進協議会	所長	R3. 5. 12 ～R4. 9. 30	R2. 6 月		中止
				R3. 10. 18	野坂技師	① R2年度保健事業概要について ② R3年度上半期実績報告及び下半期事業計画について ③ 次期健康増進計画策定について ④ その他
				R4. 2. 16	書面開催	大鰐町自殺対策計画の進捗状況について
田舎館村	田舎館村健康づくり推進協議会	所長	R3. 3. 1 ～R5. 2. 28	R3. 11. 29	欠席	① 令和2年度保健衛生事業報告について ② 第2期保健事業実施計画(データヘルス計画)・第3期特定保健診査等実施計画の令和2年度報告について
板柳町	板柳町健康づくり推進協議会	所長	R3. 5. 1 ～R5. 4. 30	R3. 5. 7	小林技師	板柳町の健康づくりについて
				R4. 3. 30	欠席	① 「板柳町いのちを支える自殺対策計画」進捗状況 ② 「第2期保健事業実施計画(データヘルス計画)」の中間評価 ③ 板柳町保健計画「健康いたやなぎ21(第2次)」の進捗状況 ④ 高齢者の保険事業と介護予防の一体化実施事業の進捗状況



## 2 母子保健事業

### (1) 妊産婦支援体制整備事業

虐待の発生予防として、育児の孤立化、育児不安の軽減に努め、母子保健の側面から地域養育支援体制を整備することを目的とする。

#### ア 産後うつ病の予防対策推進事業

市町村及び医療機関に対し、エジンバラ産後うつ病質問票（EPDS）の普及を図り、併せて医師、児童相談所、市町村の児童福祉・母子保健関係者等関係機関との検討会を開催し、産後の抑うつ状態の早期発見を推進することを目的とする。

#### (ア) EPDSの市町村・医療機関への普及推進会議（母子保健ネットワーク会議と併催）

令和3年度版として更新した「ハイリスク妊産婦、未熟児等の連絡窓口担当者名簿」を市町村及び医療機関へ配付し、産後うつ病の予防や早期発見のための活用について、働きかけた。

#### (イ) ケース検討会議（要保護児童対策地域協議会）

検討ケース無し

#### イ 母子保健ネットワーク会議

安全な妊娠、出産、子育てができる地域づくりのために、医療と保健で連携した支援を行う必要があることから、母子保健に係る市町村、医療機関の関係者が課題を共有し、検討する機会とする。

※新型コロナウイルス感染症の影響により中止

### (2) 女性健康支援事業

#### ア 女性健康相談事業

女性はその健康状態に応じ的確に自己管理を行うことができるよう、気軽に相談できる体制を確立することにより、生涯を通じた女性の健康の保持増進を図る。

- ・相談件数：電話相談1件
- ・相談内容：不妊に関する相談

#### イ 特定不妊治療費助成事業

不妊治療のうち、体外受精及び顕微授精については、1回の治療費が高額でありその経済的負担が重いことから、治療費の一部を助成し経済的負担の軽減を図る。

- ・治療費助成承認件数：379件

### (3) 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業

小児慢性特定疾病児童等に対して、適切な療育を確保するために、その疾病の状態及び療育の状況を随時把握すると共に、その状況に応じた適切な指導を行い、日常生活における健康の保持増進及び福祉の向上を図る。

#### ア 小児慢性特定疾病医療受給者証交付と指導指示の状況 (人)

番号	疾病区分	交付数	医療意見書中指導指示有の 件数
01	悪性新生物	28	0
02	慢性腎疾患	12	0
03	慢性呼吸器疾患	12	0
04	慢性心疾患	59	0
05	内分泌疾患	45	0
06	膠原病	8	0
07	糖尿病	17	0
08	先天性代謝異常	3	0
09	血液疾患	9	0
10	免疫疾患	2	0
11	神経・筋疾患	23	0
12	慢性消化器疾患	25	0
13	染色体又は遺伝子に 変化を伴う症候群	6	0
14	皮膚疾患	2	0
15	骨系統疾患	4	0
16	脈管系疾患	2	0
合計		257	0

(令和3年度弘前保健所小児慢性特定疾病医療受給者証交付件数及び療育指導件数)

#### イ 療育指導

(ア) 所内相談 ①新規交付時面接相談：1件 ②随時相談：0件 ③電話相談：1件

(イ) 訪問指導 1件

(4) 小児慢性特定疾病医療受給者証交付状況

治療が極めて困難で長期にわたる小児の特定疾患についての治療研究を推進し、その医療の確保と普及を図るとともに、患者家族の医療費の負担軽減を図るため、当該小児に対し小児慢性特定疾病医療受給者証を交付している。

(人)

	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15	16	合計
	悪性新生物	慢性腎疾患	慢性呼吸器疾患	慢性心疾患	内分泌疾患	膠原病	糖尿病	先天性代謝異常	血液疾患	免疫疾患	神経・筋疾患	慢性消化器疾患	染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群	皮膚疾患	骨系統疾患	脈管系疾患	
弘前市	12	7	11	45	30	2	7	2	5	0	14	12	2	2	4	1	156
黒石市	2	0	0	5	7	1	4	0	2	0	2	4	2	0	0	0	29
平川市	7	3	0	5	4	1	4	1	0	1	6	3	2	0	0	0	37
西目屋村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
藤崎町	1	0	0	0	1	2	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	6
大鰐町	5	1	0	2	1	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	1	12
田舎館村	0	0	0	2	0	0	1	0	0	0	0	2	0	0	0	0	5
板柳町	1	1	1	0	2	2	1	0	1	0	1	1	0	0	0	0	11
合計	28	12	12	59	45	8	17	3	9	2	23	25	6	2	4	2	257

(令和3年度弘前保健所小児慢性特定疾病医療受給者証交付件数)

(5) 小児慢性特定疾病児童手帳（ひまわり手帳）交付事業

小児慢性特定疾病医療費助成制度の公費負担を受けている児童に対し、本人の健康状態の記録・かかりつけ医療機関の連絡先等を記入できる手帳を交付し、患児の福祉の増進に寄与している。

(人)

	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15	16	合計
	悪性新生物	慢性腎疾患	慢性呼吸器疾患	慢性心疾患	内分泌疾患	膠原病	糖尿病	先天性代謝異常	血液疾患	免疫疾患	神経・筋疾患	慢性消化器疾患	染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群	皮膚疾患	骨系統疾患	脈管系疾患	
件数	6	0	0	7	4	0	0	1	2	0	4	4	0	0	0	0	28

(令和3年度弘前保健所小児慢性特定疾病医療受給者証交付件数)

## (6) 先天性代謝異常等検査

フェニールケトン尿症等の先天性代謝異常、先天性甲状腺機能低下及び先天性副腎過形成症は、放置すると知的障害等の心身障害をきたすため、新生児期に血液によるマス・スクリーニング検査を行い、異常を早期に発見することにより、後の治療とあいまって障害の発現を防止することを目的に実施している。

令和3年度要精検者のうち、保健所から保護者への受診勧奨が必要なケースはなく、年度内に報告を受理した要精検者については、1ヶ月以内に精密検査を受診していた。

(弘前市：4件、黒石市：1件、平川市：1件、藤崎町：1件／全7件)

## (7) 妊婦連絡票等実施状況

安全な妊娠、出産環境を構築し、子どもの健全な育成に資するため、医療と保健の連携体制の一層の充実強化を図ることにより、妊娠初期から産褥期まで、妊産婦及びその家族に対し一貫した支援を行うことを目的として、妊産婦情報共有システムが構築されている。

市町村別	妊娠届出数 (A)	妊婦連絡票提出数 (B) (B÷A)	妊婦保健指導報告書 発行数 (C) (C÷B)	指導方法 合計	窓口 指導	訪問 指導	電話 指導	その他	要連絡・ 指導妊産婦 連絡票 受理数 (D)	妊産婦保健 指導結果連 絡票発行数 (E) (E÷D)	妊婦連絡票 の提出はな いが、保健 指導した数 (F) (F÷A)
弘前市	869	865 99.5%	865 100.0%	865	865	0	0	0	90	97 107%	4 0.46%
黒石市	152	151 99.3%	151 100.0%	151	150	1	0	0	18	16 100%	1 0.65%
平川市	153	153 100.0%	153 100.0%	153	153	0	0	0	12	17 141%	9 5.8%
西目屋村	6	6 100.0%	6 100.0%	6	6	0	0	0	0	1 0%	1 16.6%
藤崎町	89	89 100.0%	89 100.0%	89	89	0	0	0	6	7 116%	0 0%
大鰐町	20	20 100.0%	20 100.0%	20	20	0	0	0	1	2 200%	0 0%
田舎館村	42	42 100.0%	42 100.0%	42	41	0	1	0	4	5 125%	0 0%
板柳町	56	56 100.0%	56 100.0%	56	56	0	0	0	4	5 125%	0 0%
計	1,388	1,382 99.8%	1,352 100.0%	1,382	1,380	1	1	0	135	150 111%	15 1.0%

(令和3年度妊産婦情報共有システム実施状況報告より)

## (8) 未熟児等訪問指導状況

未熟児は、その未熟児性から疾病にもかかりやすく、心身の障害を残すことがあり、未熟児を養育する保護者の不安等も強いことから、未熟児等訪問指導を通じて養育支援を適切に進めるために関係機関との情報共有、連携体制の構築を図る。

市町村名	低出生体重児数	(再掲)未熟児養育医療申請数	未熟児等出生連絡票受理数	在胎週数別出生時体重															未熟児等訪問指導連絡票発行数
				妊娠34週未満					妊娠34～37週未満					妊娠37週以上					
				1,000g未満	1,000～1,500g未満	1,500～2,000g未満	2,000～2,500g未満	2,500g以上	1,000g未満	1,000～1,500g未満	1,500～2,000g未満	2,000～2,500g未満	2,500g以上	1,000g未満	1,000～1,500g未満	1,500～2,000g未満	2,000～2,500g未満	2,500g以上	
弘前市	75	37	49	4	2	4	1	0	0	0	4	12	3	0	0	1	15	3	54
黒石市	13	7	9	0	1	0	0	0	0	1	0	3	1	0	0	1	1	1	9
平川市	16	3	10	1	0	0	0	0	0	0	2	4	0	0	0	1	1	1	11
西目屋村	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
藤崎町	7	7	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	4
大鰐町	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
田舎館村	7	2	2	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	4
板柳町	1	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	1	2
計	122	58	79	5	3	5	1	0	0	1	6	20	4	0	0	4	22	8	86

(令和3年度未熟児情報システム実施状況報告より)

## (9) 令和3年度1歳6か月児健康診査実施状況

### ア 一般健診

受診率が管内平均より低い市町村は、西目屋村である。

	対象者数 (人)	受診者数 (人)	受診率 (%)
弘前市	1,012	946	93.5
黒石市	153	152	99.3
平川市	159	156	98.1
西目屋村	8	7	87.5
藤崎町	96	96	100.0
大鰐町	33	33	100.0
田舎館村	61	59	96.7
板柳町	65	65	100.0
管内計	1,587	1,514	95.4

イ 歯科健診

1人あたりのむし歯本数が管内平均より多い市町村は、弘前市、藤崎町である。

	対象者数 (人)	受診者数 (人)	むし歯の総数 (本)	1人あたりのむし歯本数
弘前市	1,012	876	23	0.03
黒石市	153	152	2	0.01
平川市	159	156	2	0.01
西目屋村	8	7	0	0.00
藤崎町	96	96	8	0.08
大鰐町	33	33	0	0.00
田舎館村	60	58	0	0.00
板柳町	65	65	0	0.00
管内計	1,586	1,513	35	0.02

(10) 令和3年度3歳児健康診査実施状況

ア 一般健診

受診率が管内平均より低い市町村は、弘前市、大鰐町、田舎館村である。

	対象者数 (人)	受診者数 (人)	受診率 (%)
弘前市	1,247	1,170	93.8
黒石市	153	153	100.0
平川市	182	179	98.4
西目屋村	13	13	100.0
藤崎町	114	114	100.0
大鰐町	47	43	91.5
田舎館村	52	48	92.3
板柳町	65	65	100.0
管内計	1,873	1,785	95.3

イ 歯科健診

1人あたりのむし歯本数が管内平均より多い市町村は、黒石市、藤崎町、大鰐町である。

	対象者数 (人)	受診者数 (人)	むし歯の総数 (本)	1人あたりのむし歯本数
弘前市	1,137	1,098	562	0.51
黒石市	153	153	123	0.80
平川市	182	179	94	0.53
西目屋村	13	13	0	0.00
藤崎町	114	114	76	0.67
大鰐町	43	43	34	0.79
田舎館村	52	48	26	0.54
板柳町	65	65	24	0.37
管内計	1,759	1,713	939	0.55

### 3 健康増進事業

#### (1) 各種検診等実施状況

##### ア 歯周疾患検診 (令和2年度地域保健・健康増進事業報告より) (人)

市町村名	受診者数	指導区分別人員		
		要精検	要指導	異常を認めず
弘前市	901	695	138	68
黒石市	164	54	91	14
平川市	162	67	84	11
西目屋村	4	0	3	1
藤崎町	56	17	31	6
大鱈町	27	9	11	7
田舎館村	47	20	22	5
板柳町	7	4	1	2
管内計	1,368	866	381	114

※「指導区分」には計数不詳の市町村があるため、受診者数と指導区分の計が一致しない場合がある。

##### イ 骨粗鬆症検診 (令和2年度地域保健・健康増進事業報告より) (人)

市町村名	受診者数	指導区分別人員		
		要精検	要指導	異常を認めず
弘前市	486	29	115	342
黒石市	92	9	24	59
平川市	193	14	35	144
西目屋村	8	0	1	7
藤崎町	0	0	0	0
大鱈町	80	7	37	36
田舎館村	40	4	14	22
板柳町	70	11	26	33
管内計	969	74	252	643

※「指導区分」には計数不詳の市町村があるため、受診者数と指導区分の計が一致しない場合がある。

ウ その他の健康増進事業 (令和2年度地域保健・健康増進事業報告より)

(ア) 健康教育

(人)

市町村名	個別健康教育				集団健康教育	
	高血圧	脂質異常症	糖尿病	喫煙		
	実施者数	実施者数	実施者数	実施者数	開催回数	延参加者数
弘前市	0	0	0	0	55	1,207
黒石市	0	0	0	0	124	323
平川市	0	0	0	0	31	146
西目屋村	0	0	0	0	0	0
藤崎町	0	0	0	0	6	7
大鰐町	0	0	0	0	22	65
田舎館村	0	0	0	0	27	642
板柳町	0	0	0	0	17	430
管内計	0	0	0	0	282	2,819

(イ) 健康相談

(人)

市町村名	重点健康相談		総合健康相談	
	開催回数	延参加者数	開催回数	延参加者数
弘前市	13	16	4	35
黒石市	0	0	3	6
平川市	0	0	30	705
西目屋村	0	0	28	28
藤崎町	27	105	2	2
大鰐町	16	197	56	56
田舎館村	0	0	24	300
板柳町	37	1,472	26	36
管内計	93	1,790	173	1,168

(ウ) 訪問指導

(人)

市町村名	被訪問指導実人員	被訪問指導延人員
弘前市	20	21
黒石市	3	3
平川市	105	128
西目屋村	27	41
藤崎町	31	37
大鰐町	6	7
田舎館村	279	302
板柳町	51	66
管内計	522	605



## 4 歯科保健事業

### (1) 8020運動推進特別事業

乳幼児期からの口腔保健の重要性や生活習慣病との関係性について、保健指導にあたる市町村や児童福祉施設の栄養士・管理栄養士の関心を高める。また、地域住民の歯科保健における関心を高め、歯周病の予防と適切な歯科受診につなげる。

令和3年度は実績無し。

### (2) 親と子のよい歯のコンクール

子や保護者及び地域社会の歯科保健への関心を高めるため、健康な歯を持つ親と子を表彰し、地域の親子歯科保健の推進を図る。

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大により中止)

## 5 栄養改善指導事業

### (1) 給食施設栄養管理指導事業

特定給食施設等に対し、喫食者に適切な栄養管理が実施されるよう施設を巡回して必要な指導及び助言を行う。また、給食従事者に対し研修会を開催する。

#### ア 巡回指導

3年度	指定給食施設		特定給食施設		特定多数人に対して継続的に食事を供給する施設 (特定給食施設を除く)		総計
	有	無	有	無	有	無	
栄養士の配置の有無	有	無	有	無	有	無	
巡回指導対象施設数	3	0	73	4	122	23	225
巡回指導延施設数	0		3	0	17	2	22
指導率 (%)	0		4.1	0	13.9	8.7	9.8
施設来所延指導数	0		0	0	0	0	0
電話による相談数	0		6	0	12	2	20

#### イ 研修会

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため開催を中止した。

### (2) 市町村栄養改善業務支援事業

市町村健康増進計画等の企画・立案及び地域住民を対象とした栄養相談等の栄養改善業務に従事する管理栄養士等による連絡調整や情報交換、研修を行う。

ア 連絡調整会議

開催日時	令和3年8月20日（金）13：30～15：30
対象者	管内市町村行政栄養士
参加者数	11人
参加者内訳	市町村行政栄養士5市町村8人、保健所職員3人
内 容	<p>&lt; 会議及び情報交換 &gt;</p> <p>① 令和3年度の新規事業・重点事業、栄養改善業務の進捗状況等について</p> <p>② 情報交換</p>

イ 研修会

新型コロナウイルス感染症対応のため開催を中止した。

ウ その他市町村事業に対する支援

市町村名	具体的な内容
藤崎町	藤崎町食生活改善推進員養成講座講師（1回） 講師：健康増進課 阿保主査 参加者：4人
田舎館村	田舎館村食生活改善推進員養成講座講師（1回） 講師：生活衛生課 原主査 健康増進課 阿保主査 参加者：6人

### (3) 食生活改善推進員の育成

#### ア 弘前保健所管内食生活改善推進員連絡協議会

管内市町村食生活改善推進員の活動について、連絡調整や情報交換、研修を行い、地域における食生活改善活動の効果的な実施を推進する。

#### イ 管内市町村食生活改善推進員会 会員数

市町村名	会員数 (人)	
	令和3年6月1日現在	令和2年6月1日現在
弘前市	136	156
黒石市	135	144
平川市	113	124
西目屋村	11	11
藤崎町	22	30
大鱈町	47	54
田舎館村	32	27
板柳町	28	30
合計	524	576

#### ウ 管内市町村食生活改善推進員養成講座実施状況

弘前市、平川市、藤崎町、田舎館村

### (4) 青森のおいしい健康応援店認定事業

平成12年から実施してきた外食栄養成分表示店定着促進事業を廃止し、平成27年2月から県内（青森市除く）で新規事業として実施している。本事業は、「肥満予防」、「食塩摂取量の減少」、「野菜摂取量の増加」に配慮した食事メニューの提供を行う飲食店、惣菜店から申請があった場合に「青森のおいしい健康応援店」として認定し、県民が外食等を利用する際に適切なメニューを選択できる食環境の整備を推進する。

認定店舗数 25件

### (5) 健康増進法及び食品表示法に基づく表示の指導及び相談

栄養成分表示や特別用途表示、誇大表示の禁止等、健康増進法及び食品表示法に基づき、事業者による食品または広告等の表示に対し相談・指導を行う。

指導及び相談件数 延べ 92件

## 6 精神保健福祉関係

### (1) 通報状況

(人)

区 分	申請 通報	調査により診察 の必要がないと 認めた者		診 察 を 受 け た 者		
		入院	その他	精 神 障 害 者		精神障害者で なかった者
				法第 29 条該当 症状の者	法第 29 条該当 症状でなかった 者	
一 般 の 申 請	1	0	0	1	0	0
警 察 官 の 通 報	32	0	6	23	3	0
検 察 官 の 通 報	5	0	3	2	0	0
保 護 観 察 所 長 の 通 報	0	0	0	0	0	0
矯 正 施 設 の 長 の 通 報	5	0	5	0	0	0
病 院 の 管 理 者 の 届 出	0	0	0	0	0	0
医 療 観 察 法 の 対 象 者	0	0	0	0	0	0
合 計 (令 和 3 年 度)	43	0	14	26	3	0

### (2) 措置入院患者の状況

#### ア 措置入院患者

(人)

令和 2 年度末患者数	令和 3 年度新規患者	令和 3 年度解除患者	令和 3 年度末患者数
7	26	29	4

#### イ 新規措置入院患者数の推移

(人)

年 度	H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 1	R 2	R 3
新規措置入院患者	5	10	5	20	27	26

### (3) 医療状況(管内精神病院の入院患者数)

#### ア 入院形態別患者年度末人数 (精神科病院月報から)

(人)

区分 年度	入 院				合 計
	措 置	医 療 保 護	任 意	そ の 他	
R 3	4	497	170	10	681
R 2	7	500	227	0	734
R 1	4	495	247	1	747

## イ 病名別患者年度末人数 (精神科病院月報から)

(人)

区分	年度	R 3	R 2	R 1
F 0 症状性を含む器質性精神障害		185	213	231
F 0 0 アルツハイマー病型認知症		113	125	137
F 0 1 血管性認知症		21	21	11
F 0 2 - 0 9 上記以外の症状性を含む器質性精神障害		51	67	83
F 1 精神作用物質による精神及び行動の障害		18	15	15
F 1 0 アルコール使用による精神及び行動の障害		18	15	14
覚醒剤による精神及び行動の障害		0	0	0
アルコール、覚醒剤を除く精神作用物質使用による精神及び行動の障害		0	0	1
F 2 統合失調症、統合失調症障害及び妄想性障害		374	408	397
F 3 気分(感情)障害		38	48	52
F 4 神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現障害		9	14	12
F 5 生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群		1	2	2
F 6 成人のパーソナリティおよび行動の障害		0	2	2
F 7 精神遅滞(知的障害)		26	19	21
F 8 心理的発達の障害		12	6	10
F 9 小児期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害及び特定不能の精神障害		2	2	1
てんかん (F 0 に属さない計上)		3	4	4
その他		13	1	0
計		681	734	747

(4) 通院医療状況

疾病別患者数では、統合失調症（F2）が全体の30.7%、気分障害（F3）が27.5%で、この2つで全体の6割を占めている。(人)

市町村別	F0 症状性を含む器質性精神障害	F1 精神作用物質使用による精神及び行動の障害	F2 統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害	F3 気分障害	F4 神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現障害	F5 生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群	F6 成人の人格及び行動の障害	F7 精神遅滞	F8 心理発達障害	F9 小児期及び青年期に通常発症する行動の障害等	G40 てんかん	その他 分類不明	合計
弘前市	178	106	1,070	1,023	250	16	40	69	261	102	293	133	3,541
黒石市	52	11	171	145	52	2	3	11	31	19	48	24	569
平川市	43	13	170	134	43	2	3	18	37	16	46	32	557
西目屋村	2	1	7	1	3	0	0	1	1	1	1	0	18
藤崎町	23	6	81	69	19	0	2	3	18	5	21	11	258
大鰐町	10	4	53	37	6	1	2	9	3	3	10	5	143
田舎館村	6	3	30	27	5	3	0	2	13	2	5	5	101
板柳町	22	4	82	52	16	0	3	4	10	3	20	15	231
合計	336	148	1,664	1,488	394	24	53	117	374	151	444	225	5,418

令和4年3月31日現在

(5) 精神障害者保健福祉手帳所持者数

所持者数の割合で見ると、1級23.5%、2級63.1%、3級13.4%となっている。

(人)

市町村別	1級	2級	3級	計
弘前市	479	1,390	290	2,159
黒石市	69	212	46	327
平川市	90	188	45	323
西目屋村	5	6	—	11
藤崎町	45	101	23	169
大鰐町	22	54	8	84
田舎館村	17	40	4	61
板柳町	36	62	18	116
合計	763	2,053	434	3,250

令和4年3月31日現在

(6) 精神保健福祉相談（定期・随時・電話・訪問）

相談内容は、受診及び入院に関する相談が多かった。

ア 相談開設日及び従事者

	定期相談【予約制】	定期外相談・電話相談
開設日	偶数月 第2木曜日、第4木曜日 奇数月 第3金曜日 ※受付 13:00～14:00	随時
従事者	嘱託医 ・弘前愛成会病院 院長 田崎 博一 ・藤代健生病院 副院長 千石 利広 ・聖康会病院 院長 齋藤 文男 保健師	保健師

## イ 相談内容

(人)

令和3年度	相談件数	主な相談内容														令和2年度	
		受診・入院について	通院・服薬指導について	生活指導について	経済的問題について	性格・行動上について	患者への接し方について	アルコールについて	薬物について	人間関係について	施設入所について	社会復帰について	福祉サービスについて	ひきこもりについて	自殺関連		その他
合計	759	171	31	60	18	15	22	10	0	26	6	3	1	6	22	368	917
定期	27 (17)	7	2	0	0	1	9	3	0	0	0	1	0	1	3	0	20 (12)
随時	28 (25)	11	1	0	2	0	2	2	0	1	0	0	0	1	6	2	56 (30)
電話	565	121	18	30	16	13	11	3	0	25	6	1	1	4	9	307	695
訪問	139	32	10	30	0	1	0	2	0	0	0	1	0	0	4	59	146

\* ( ) 内の数値は実数

## ウ 定期・随時相談の相談者内訳 (延数)

令和3年度 相談件数	本人	家族等				
		配偶者	父・母	同胞	子	その他
55	9	3	15	2	7	19

## エ 定期・随時相談の相談経路 (件数)

令和3年度 相談件数	自発来所	関係機関の紹介				その他
		市町村	医療機関	警察署	その他	
55	25	4	1	10	9	6

## (5) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業

精神障害者本人及び家族が、住み慣れた地域で自分らしい生活を実現できる地域を目指し、保健・医療・福祉等の支援関係者が連携し、長期入院者の地域移行を進めるための支援体制を構築する。

## ア 精神障がい者の地域移行支援検討チーム会議 (1回)

開催年月日	令和3年8月31日(火) ※当初は年2回開催予定だったが、新型コロナウイルス感染症対応のため1回のみ開催。
場所	オンライン開催
出席者	精神科病院5カ所、一般相談支援事業所11カ所、管内8市町村障害福祉所管課等、弘前保健所
内容	管内の精神障がい者の地域移行支援の推進に向けた取り組みについての協議等

イ 精神障がい被害者の地域移行に関する研修会（地域生活支援広域調整会議）

※下記のとおり開催予定であったが、新型コロナウイルス感染症対応のため中止とした。

開催年月日	出席者	内 容
令和3年 12月23日 (木)	管内精神科病院、 相談支援事業所、 市町村（障害・保 健・介護・生活福 祉）、包括支援セ ンター、他保健所 等  約50人	1 情報提供 「長期入院患者の現状と当圏域の取り組みについて」 弘前保健所 健康増進課 2 講演「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築と 地域移行支援の具体的展開 ～高齢精神障害者の地 域移行支援から生活支援へ～」 講師 地域生活支援センターすみよし 主任相談支援専門員 山口麻衣子 3 ビデオ上映 「前略 退院しました ～精神障がいをもちながら 自分らしい生活を取り戻した私たち～」 4 ピアサポーターの語り 「ピアサポーターとして活動する私たちの語り ～心の病 を持つ私たちから支援者へのメッセージ～」 語り手 弘前ピアサポーター「だんだん」の会 5 意見交換・情報共有 「参加した感想や日頃感じていること、課題等の共有」 助言者 地域生活支援センターすみよし 主任相談支援専門員 山口麻衣子

ウ 精神障がい者ピアサポーター活動

(ア) 精神障がい者ピアサポーター養成講座

開催年月日	出席者	内 容
令和3年 10月30日 (土)、31日 (日)	当事者23人 支援者9人 計32人 (当事者両日 参加は20人)	① 講義「ピアの基礎知識とリカバリーについて」他 ② グループワーク等 ファシリテーター 密着アドバイザー 川村和康 講師 健生病院サポーターセンター副センター長 三浦暢子 相談支援センターなごみ相談支援専門員 川村 志穂 弘前愛成会病院 作業療法士 小山内 啓

(イ) 精神障がい者ピアサポーターミーティング

回数	出席者	内 容
奇数月第2（金） 17:30～19:00 計3回 (1月、3月は中止)	ピアサポーター養成講座 受講者や支援者等	ピアサポーター活動についての話し合い 等



## (6) 自殺対策事業

### ア 自殺対策地域ネットワーク会議

各地域の特性に応じた包括的な自殺対策の推進に向け、関係機関のネットワークを強化することで、社会全体の自殺リスクを低下させることを目的に実施している。

※ 新型コロナウイルス感染症対応のため中止

### イ 自殺及び自殺未遂者調査

消防署の協力を得て、自殺及び自殺企図者の実態を把握し、自殺対策に役立てることを目的に実施している。

### ウ 個別支援

- ・対応ケース：訪問3件（実数2人）、電話9件（実数7人）
- ・事例検討会：実施なし

### エ 管内市町村自殺対策計画策定に対する支援等

管内市町村名	参加回数	会議名称
弘前市	1回	弘前市自殺対策連絡会議
黒石市	0回	
平川市	0回	
西目屋村	0回	
藤崎町	0回	
大鰐町	0回	
田舎館村	0回	
板柳町	0回	

## (7) 連携組織に対する支援

### 精神障害者家族会等

家族会等組織が自立した活動を継続できるよう、地域家族会に対し、自主的な会運営の推進のために、随時相談等に対応した。

## (8) ケース処遇に関する会議

### ア 精神障害者地域ケア会議

精神障害者及びその家族に対し、その状態に応じた適切な支援をするために医療機関・福祉事務所等その他関係機関と処遇について検討や協議を行った。

- ・開催回数：18回（14ケース）

### イ 心神喪失者等医療観察法に係るケア会議

心神喪失者等医療観察法に基づく処遇、退院後の処遇等について、医療機関、青森保護観察所、市町村等の関係機関と協議、検討を行う。

- ・開催回数：2回（1ケース）

## (9) 精神科病院に対する実地指導について

新型コロナウイルス感染防止の観点から実地審査については実施せず、障害福祉課において5医療機関に対して書面（自己点検票等）による調査・指導が行われた。

## (10) 津軽地域精神科救急医療システム稼働状況

救急当番病院は当地域には4病院あり、休日・夜間の精神科救急に対応している。受診にあたってはかかりつけ医療機関を優先として実施している。精神疾患のため緊急に医療を必要としている精神障害者が受療しているが、診察の結果16.5%が入院医療を必要としている。

病 院 名	令和3年度	内 訳			令和2年度
		電話のみ	来 院	入 院	
弘前愛成会病院	463	366	35	62	466
藤代健生病院	68	0	41	27	65
聖康会病院	3	0	3	0	0
黒石あけぼの病院	23	17	3	3	16
合 計	557	383	82	92	547

## (11) 津軽地域精神科救急医療システム連絡調整委員会

津軽地域の救急医療システムの円滑な運営を図るために、医師会、医療機関、警察署、消防本部をメンバーとする連絡調整委員会を開催している。

弘前保健所管内において、新型コロナウイルスの感染拡大が続いていたことから、会議開催を中止した。

開催予定年月日	構成委員	内 容
令和4年 2月16日(水)	医師会・医療機関 6人 警察署 3人 消防本部 1人	議題（予定） (1) 津軽地域精神科救急医療システム事業実績について (2) 精神科救急医療システムの運営に係わる現状と課題 について

## 7 難病関係

### (1) 指定難病の医療費助成制度

難病のうち、治療方法が確立していないなど治療が極めて困難で、症状も慢性に経過し、後遺症を残すことが少なくなく、そのうえ社会復帰が難しく医療費も高額なため、経済的な問題や介護等家庭的にも精神的にも負担の大きい疾病であり症例が少ないことから、全国的規模での研究が必要な疾病を特定疾患と定義し、そのうち56疾病を公費負担の対象としていた。

平成27年1月からは「難病の患者に対する医療等に関する法律」(難病法)が施行され、医療費助成の対象となる指定難病はこれまでの56疾病から110疾病へとなり、平成27年7月からは306疾病、平成29年4月からは330疾病、平成30年4月からは331疾病、令和元年7月からは333疾病、令和3年11月からは338疾病となっている。

<令和3年度弘前保健所指定難病受給者証交付件数>

次ページのとおり。

疾患名	弘前市	黒石市	平川市	西目黒村	藤崎町	大鰐町	田舎館村	板柳町	総計
IgA 腎症	18	2	2					1	23
IgG4関連疾患	4		1	1	1				7
α1-アンチトリプシン欠乏症	1								1
アイカルディ症候群	1								1
ウィルソン病	2	1							3
エーラス・ダンロス症候群		1							1
オスラー病	3	1	1						5
クッシング病	1	1				1			3
クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群	1	1							2
クローン病	68	11	8		7	5	6	3	108
サルコイドーシス	38	11	7		2	3			61
シェーグレン症候群	12	4	4	2	1	1		2	26
シャルコー・マリー・トゥース病	1								1
ステイーンブンス・ジョーンソン症候群			1						1
パーキンソン病	194	43	48	2	16	16	7	16	342
パージャヤ病	2	1							3
ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症	2								2
ファロー四徴症							1		1
フラグダー・ウィリ症候群	1								1
ペーチェット病	44	8	7		2	4	5	2	72
マルファン症候群						2			2
ミトコンドリア病	2								2
もやもや病	12	1	2			1	1		17
ライソゾーム病	1				1				2
リンパ脈管筋腫症	1		1						2
悪性関節リウマチ	10	1	1			2		2	16
遺伝性ジストニア		1							1
一次性ネフローゼ候群	22	4	3		1	3	1	2	36
一次性膜性増殖性糸球体腎炎	1	1							2
遠位型ミオパチー	1		1						2
黄色靭帯骨化症	6		2		1	1			10
下垂体性ADH分泌異常症	6	1				1	1		9
下垂体性PRL分泌亢進症	4								4
下垂体性TSH分泌亢進症	1								1
下垂体性成長ホルモン分泌亢進症	11				1	1		2	15
下垂体前葉機能低下症	38	11	4		2	4	1		60
家族性地中海熱	2							1	3
完全大血管転位症	1								1
球脊髄性筋萎縮症	6								6
巨細胞性動脈炎	2								2
強直性脊椎炎	7	1	1				1	1	11
筋ジストロフィー	10	7				1	4		22
筋萎縮性側索硬化症	18	5	1						24
結節性硬化症	1								1
結節性多発動脈炎	1	2				1			4
顕微鏡的多発血管炎	12	1				1	1	1	16
原発性抗リン脂質抗体症候群		1				1			2
原発性側索硬化症	2								2
原発性胆汁性胆管炎(原発性胆汁性肝硬変)	17	3	2	1	1	2		1	27
原発性免疫不全症候群	1		1						2
後縦靭帯骨化症	92	14	13	1	7	8	1	8	144
後天性赤芽球癆	3	1	1						5
好酸球性消化管疾患	2								2
好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	13	1	1		1	1			17
好酸球性副鼻腔炎	59	11	13	3	8	2		4	100
広範脊柱管狭窄症	2	1						1	4
抗糸球体基底膜腎炎	1								1
高安動脈炎	7	3	1		1				12
混合性結合組織病	16	6	5				1	2	30
再生不良性貧血	13	2	4	1		1			21
再発性多発軟骨炎		1					1		1
自己免疫性肝炎	5					1			6
自己免疫性後天性凝固因子欠乏症	1								1
若年性特発性関節炎	4								4
若年発症型両側性感音難聴	1								1
修正大血管転位症								1	1
重症筋無力症	26	5	6		2			2	41
色素性乾皮症								1	1
神経細胞移動異常症					1				1
神経線維腫症	3		2	1					6
進行性核上性麻痺	7	1	2		1	1	1	1	14
進行性骨化性線維異形成症	1								1
成人スチル病	11	1	1		1		1		15
脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く)	55	10	4		5		4	6	84
先天性副腎皮質酵素欠損症	2								2
前頭側頭葉変性症		1							1
全身性アミロイドーシス	7	1	1			1			10
全身性エリテマトーデス	112	20	20		3	4	3	6	168
全身性強皮症	43	8	11	1	4	3	2	5	77
多系統萎縮症	13	2	1		2				20
多発血管炎性肉芽腫症	1	1						1	3
多発性硬化症/視神経脊髄炎	38	4	8		6	2	3		61
多発性囊胞腎	17	2			1	1	1		22
大脳皮質基底核変性症	5	1						1	7
大理石骨病						1			1
単心室症	1	2						1	4
胆道閉鎖症	2								2
潰瘍性大腸炎	174	33	28	2	11	4	11	18	281
天疱瘡	5	1	2					1	9
特発性拡張型心筋症	11	1	6		4	1	1	2	26
特発性間質性肺炎	24	2	5		4	1	1	1	38
特発性基底核石灰化症	1								1
特発性血小板減少性紫斑病	25	2	3			1		2	33
特発性後天性全身性無汗症	1	1						1	2
特発性多中心性キリンシスルマン病			1		2				3
特発性大腿骨頭壊死症	15	4	4		1		1	3	28
脳表ヘモジデリン沈着症			1						1
膿疱性乾癬(汎発型)	3	1	1				2		6
肺動脈性肺高血圧症	3	2			1				6
肺胞低換気症候群		1							1
肺胞蛋白症(自己免疫性又は先天性)	1								1
皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症	2								2
皮膚筋炎/多発性筋炎	37	4	9		2	2	1	2	57
肥大型心筋症	4		1			1			6
非特異性多発性小腸潰瘍症	1								1
表皮水疱症	1								1
封入体筋炎	1	2						1	4
副甲状腺機能低下症	1								1
副腎白質ジストロフィー	1								1
慢性炎症性脱髄性多発神経炎/多発性運動ニューロパチー	9	3	1					1	14
慢性血栓塞栓性肺高血圧症	6	1	1			1			9
慢性再発性多発性骨髄炎	1								1
網膜色素変性症	23	3	2			1	1	2	32
両大血管右室起始症			1						1
類天疱瘡(後天性表皮水疱症を含む)	3	1	1		1				8
<b>総計</b>	<b>1,504</b>	<b>286</b>	<b>258</b>	<b>16</b>	<b>106</b>	<b>90</b>	<b>64</b>	<b>109</b>	<b>2,433</b>

## (2) 難病患者等相談事業

### ア 医療相談

難病患者やその家族が抱える医療及び日常生活上の相談に対し、専門医等による指導・助言等や、当事者同士の交流を通じたピアサポートにより、生活の質（QOL）の向上を図ると共に、在宅療養の推進を図りながら、関係者間での連携を強化し、安心・安全に療養できるためのネットワークの構築を図る。

○医療相談 新型コロナウイルス感染症対応のため中止

### イ 訪問相談

医療相談に参加できない難病患者やその家族の抱える医療及び日常生活上の相談に対し、相談員等による日常生活上の相談、指導、助言及び精神的支援を行い、生活の質（QOL）の向上を図ると共に、在宅療養の推進を図る。

#### (ア) 訪問相談

	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度
保健所保健師（件）	67	71	71	53	26	23
訪問相談員（件）	104	83	51	62	48	36
計	171	154	122	115	74	59

#### (イ) 打ち合わせ会

開催年月日	令和3年 4月22日（木）
内 容	・「相談員の証」交付 ・訪問相談計画 ・地区分担について

※2 回目は新型コロナウイルス感染症対応のため中止

## (3) 新規特定医療受給者証交付時相談及び継続申請時相談

新規に難病と診断された患者やその家族が抱える医療及び日常生活に関する悩みに対し、特定医療受給者証の交付時を利用した相談・指導・助言及び精神的支援を行い、難病患者の在宅療養の推進を図る。

	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度
受給者証交付時相談 （件）	88	100	86	80	36	32
継続申請時相談（件）	5	2	6	12	0	0
電話相談（件）	13	4	6	3	76	22
計	106	106	98	95	109	54

※平成22年度から継続申請時の相談を行ってきたが、平成29年度以降は希望により相談に応じる体制とした。

#### (4) 難病在宅ケア推進ネットワーク会議

難病患者の在宅療養の特殊性を踏まえた包括的な支援体制の構築により、難病患者とその家族が安心して療養生活を継続できるように、支援関係者間の連携の促進を図る。

令和3年度は新型コロナウイルス感染症対応のため中止

#### (5) 患者会支援

同じ疾患をもつ患者やその家族が、治療や療養生活上の悩みを共有し、難病を抱えながら生活していくための仲間づくりや交流するための活動を支援する。

ア 新規特定疾病医療受給者証交付時相談や随時相談、及び難病訪問相談員や所内保健師訪問時の情報提供

イ 患者会活動について対象者への周知の協力。(パーキンソン病等)

#### (6) 青森県重症難病患者在宅療養支援事業

- ・対象：人工呼吸器を装着し、在宅療養している方
- ・内容：①一時入院、②看護人派遣
- ・登録者：2人（実際の利用には至らず）

### 8 石綿に係る健康相談等及び被害救済制度に関する申請状況

石綿による健康被害の特殊性にかんがみ、石綿による健康被害を受けた者及びその遺族に対し、医療費等を支給するための措置を講ずることにより、石綿による健康被害の迅速な救済を図る。

#### (1) 石綿健康被害救済制度に係る申請受付状況

令和3年度においては、認定申請1件

### 9 保健師業務連絡会議

管内市町村・事業所等に勤務する保健師を対象として、保健活動に関する情報交換及び学習会を開催し、業務の円滑化を図る。

開催年月日	参加者	内 容
令和3年 8月17日 (火)	市町村8人 保健所3人 計11人	(1) 情報交換 令和3年度保健師活動の重点目標について (2) 情報提供 ①令和3年度保健所健康増進課事業等について ②その他
中止		※第2回保健師業務連絡会議を2月に予定していたが、新型コロナウイルス感染症対応のため中止とした

## 10 保健師の育成支援

### (1) 保健所保健師等育成支援事業（トレーナー保健師事業）

行政機関で保健活動を経験したことのある退職保健師がトレーナー保健師として、保健所の新採用保健師が行う保健活動について支援するものである。

ア 対象者：所内新採用保健師1人

イ トレーナー保健師1人（在宅保健師 梅庭 牧子）

ウ 事業日数：12.0日

エ 内容

種別	日数	件数		内訳
		実件数	延件数	
家庭訪問	7.5	12	13	難病10件（実9件）、小慢1件（実1件）、母子2件（実2件）
コーディネート （ケア会議等）	2.0	3	3	ケース連絡（難病1件） ケア会議（精神2件）
打合せ等評価会	2.5	/	/	事前打合せ会（6/8）、中間評価会 （11/25）、最終評価会（2/4中止）、活動 打合せ（ケース検討、地域診断等）、保健 所主催新任保健師研修参加
計	12.0	15	16	

### (2) 青森県新任等保健師育成支援事業

行政機関で保健活動を経験したことのある退職保健師がトレーナー保健師として、市町村の新任保健師が行う保健活動について支援するものである。

ア 対象者 1人（黒石市保健師1人）

イ トレーナー保健師 1人（黒石市1人）

ウ 事業日数 黒石市14日

エ 内容

	打合せ	家庭訪問	その他
黒石市	事業打合せ1回 中間評価会1回 最終評価会1回	成人（延べ8件）	健康診査、保健指導

#### オ 事業打合せ、評価会

	事業 打合せ	中間 評価会	最終 評価会	場所	出席者	内容
黒石市	R3.6.8	R3.10.19	R4.2.25	黒石市庁舎 （事業打ち 合わせのみ 弘前保健福 祉庁舎）	トレーナー保健師、新任保 健師、市保健師、県国 民健康保険団体連合 会、県がん・生活習慣 病対策課、保健所	事業内容の確認、 進捗状況評価、結 果評価と次年度 の課題等につい て意見交換

### (3) 新任保健師研修（弘前保健所主催）

新任保健師が、保健師の専門能力を發揮し、地域保健活動を展開できるよう、対人支援や保健事業実施のための基本的な実践能力を習得するとともに、人材育成の体制づくりを推進する。

#### ア 対象者

(人)

	弘前市	黒石市	平川市	西目屋村	藤崎町	大鱈町	田舎館村	板柳町	保健所	計
対象者	6	5	2	0	4	3	0	3	3	26
(再掲： 新採用)	1	2	0	0	1	1	0	0	1	6
(再掲： A-1)	1	3	0	0	2	2	0	2	2	12
(再掲： A-2)	5	2	2	0	2	1	0	1	1	14

#### イ 内容

1回開催

(人)

開催年月日 会場	プログラム	新 採 用	A - 1	A - 2	指 導 保 健 師 等	計
中止 (1回目)	※新型コロナウイルス感染症対応のため中止	/	/	/	/	/
令和3年12月 13日(月) 13:30-15:00 オンライン開催	(1) 講義 テーマ：地域診断に基づいた地区活動、保健所業 の展開 講 師：弘前大学大学院保健学研究科看護学領域 教授 北宮 千秋 氏 (2) まとめ	5	1	4	6	16

## 1.1 保健協力員の育成支援事業

市町村等が所管し育成している保健協力員等組織を対象に、活動に関する情報交換と地域の健康問題についての学習、意見交換等を行い、管内の保健協力員等の活動の活性化及び健康水準の向上に寄与することを目的に支援した。

### (1) 実施状況

#### ア 研修会

※新型コロナウイルス感染症対応のため中止

(ア) 日 時：令和3年8月26日(木)

(イ) 場 所：青森県武道館

(ウ) 内 容

テーマ 「健康寿命で長生きのために、今からできること」



《講演 1》

テーマ 「高血圧を防ぎ、血管を守るお話」

講師 弘前大学大学院 循環器腎臓内科学講座 教授 富田泰史 氏

《講演 2》

テーマ 「コツコツと骨を元気にするお話」

講師 青森県健康・体力づくり協会 健康運動指導士 奈良岡 匠氏

イ 役員会

開催年月日	内 容	出席者
令和3年 6月2日(火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年度事業及び決算報告について</li> <li>・令和3年度事業計画及び予算(案)について</li> <li>・研修計画、活動報告、その他</li> </ul>	※新型コロナウイルス感染症の感染拡大により書面開催
令和4年 1月26日(水)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年度事業及び決算報告について</li> <li>・令和4年度事業計画、研修計画について</li> <li>・その他</li> </ul>	※新型コロナウイルス感染症の感染拡大により書面開催

(2) 管内市町村保健協力員等の設置状況

(令和3年4月現在)

市町村名	名称	人数			任期/組織名	担当部局
		(人)	男	女		
弘前市	健康づくりパートナー	294	45	249	2年/健康づくりパートナー連絡協議会	健康増進推進課
黒石市	保健協力員	224	8	216	2年/保健協力員会	健康推進課
平川市	保健協力員	195	7	188	2年/保健協力員会	子育て健康課
西目屋村	保健協力員	21	0	21	2年/保健協力員会	住民課
藤崎町	健康推進員	125	4	121	2年/健康推進員会	福祉課
大鱈町	保健協力員	60	0	60	2年/保健協力員会	保健福祉課
田舎館村	保健協力員	61	0	61	2年/保健協力員会	厚生課
板柳町	保健衛生協力委員	89	43	46	2年/(組織なし)	健康推進課
計		1,069	107	962		

(青森県保健協力員会等連絡協議会調べ)

## 1 2 医療技術者等の研修・実習

養成機関等の依頼により、看護学生等が、保健所の機能と役割を理解し、地域保健活動及び公衆衛生看護活動、または、公衆栄養活動の実際を学ぶことを目的として実施している。

大学名	研修期間	日数 (日)	人数 (人)
柴田学園大学 生活創生学部 健康栄養学科	令和3年8月2日(月)	1	19
計 1校1学部		延1	延19

※弘前大学は電子メールによる質疑応答のみ

## 1 3 医療介護連携調整実証事業

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、関係機関が連携し、多職種協働により在宅医療・介護を一体的に提供できる体制を構築するため、市町村の在宅医療・介護連携推進事業の取組の支援として、当管内における入退院ルールを平成27年度より策定し運用している。同ルールの安定した運用体制を維持・促進するため、入退院調整ルールの運用状況の把握、地域課題の整理を行い、ルールの修正及び周知を行っている。

### (1) 実施状況

#### ア 医療介護連携調整実証事業市町村担当者等会議

- ・新型コロナウイルス感染症対応のため開催せず。

#### イ 病院・ケアマネ協議

- ・入退院調整ルールの運用状況調査がない年度には基本的には開催しない方針。

(入退院調整ルールの運用状況調査は3年毎実施のため、次回開催は令和5年度予定。)

#### ウ 認知症情報連携ツール打合せ

- ・当初、医療介護連携調整実証事業市町村担当者等会議において取り扱う予定であった認知症情報連携ツールの圏域での運用統一に向けた打合せを認知症疾患医療センター並びに弘前市担当者と実施した。

①日時：令和4年1月7日(金) 11:00～12:00

②場所：認知症疾患医療センター(弘前愛成会病院)

③内容：(i) 情報共有

(ii) 今後の取組について

## IV 関係団体等名簿

### 1 附属機関

弘前保健所には2つの附属機関が設置されており、その組織等については青森県附属機関に関する条例（昭和36年青森県条例第14号）で定められている。

#### (1) 弘前保健所結核診査協議会

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下、「法」という。）に基づき、就業制限通知（法第18条第1項）、入院勧告（法第20条第1項）及び入院延長（法第20条第4項）ならびに医療費の公費負担申請（法第37条の2第1項）に関する必要な事項について、知事の諮問に応じ審議するほか、知事からの報告（法第18条第6項及び第19条第7項）に対して意見を述べるものであり、次の委員により原則として月2回開催されている。

委員	現職	備考
中川 英之	独立行政法人国立病院機構 弘前総合医療センター 呼吸器内科部長	委員長
鳴海 晃	ナルミ医院 院長	
小笠原 大記	小笠原法律事務所 弁護士	

任 期 令和3年4月1日から令和5年3月31日まで

#### (2) 弘前保健所感染症診査協議会

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下、「法」という。）に基づき、就業制限通知（法第18条第1項）、入院勧告（法第20条第1項）及び入院延長（法第20条第4項）に関する必要な事項について、知事の諮問に応じ審議するほか、知事からの報告（法第18条第6項及び第19条第7項）に対して意見を述べるものであり、次の委員により必要に応じて開催されるものである。

委員	現職
齋藤 紀先	弘前大学大学院医学研究科 臨床検査医学講座准教授
柿崎 良樹	かきざき小児科アレルギー科クリニック 院長
佐藤 美津子	人権擁護委員

任 期 令和3年4月1日から令和5年3月31日まで

### 2 保健所嘱託医師

氏名	担当科	勤務先（職名）
千石 利広	精神保健福祉相談	藤代健生病院 副院長
田崎 博一	精神保健福祉相談	弘前愛成会病院 院長
齋藤 文男	精神保健福祉相談	弘前愛成会病院 副院長

令和4年4月1日現在

### 3 津軽地域保健医療推進協議会

#### (1) 津軽地域保健医療推進協議会委員名簿

(任期：令和4年7月1日～令和6年6月30日)

区分	所属団体名	役職名	氏名	備考
保健医療福祉に従事している者	一般社団法人弘前市医師会	会長	澤田 美彦	
	一般社団法人南黒医師会	会長	関場 慶博	
	一般社団法人弘前歯科医師会	会長	渡邊 康一	
	南黒歯科医師会	会長	芦田 豊昭	
	一般社団法人弘前薬剤師会	会長	磯木 雄之輔	
	独立行政法人国立病院機構弘前総合医療センター	院長	大熊 洋揮	
	黒石市国民健康保険黒石病院	院長	齋藤 太郎	
	津軽保健生活協同組合健生病院	院長	伊藤 真弘	
	医療法人ときわ会ときわ会病院	院長	永山 淳造	
	津軽地域精神科救急医療システム調整委員会	委員長	田崎 博一	
	公益社団法人青森県看護協会 中弘南黒支部	支部長	宇野 美和子	
学識経験を有する者	弘前大学大学院医学研究科 (消化器外科学講座)	教授	袴田 健一	
関係団体の役職員	弘前労働基準監督署	署長	加藤 秀樹	
	弘前地区消防事務組合(消防本部)	警防課長補佐	渡邊 繁隆	
行政機関の職員	弘前市健康こども部	部長	一戸 ひとみ	
	中南津軽郡町村会 (藤崎町福祉課)	課長	葛西 昭仁	

委員数：16人（令和4年7月1日現在）

(2) 津軽地域保健医療推進協議会保健対策部会名簿

(任期：令和4年7月1日～令和6年6月30日)

所属団体名	役職名	氏名	備考
津軽地域精神科救急医療システム調整委員会	委員長	田崎 博一	
産業医	ナルミ医院院長	鳴海 晃	
弘前労働基準監督署	署長	加藤 秀樹	
中南地方保健協力員連絡会	会長	横山 恵子	
青森県栄養士会弘前地区運営委員会	運営委員長	佐藤 史枝	
弘前保健所管内食生活改善推進員連絡協議会	会長	斎藤 明子	
一般社団法人弘前地区労働基準協会	事務局次長	岩見 純一	
弘前商工会議所	総務財政課長	池田 俊也	
つがる弘前農業協同組合	総務課長	佐藤 詳	
弘前食品衛生協会	副会長	葛西 静男	
株式会社みちのく銀行	弘前営業部長	木村 一	
NPO法人スポネット弘前	理事長	鹿内 葵	
弘前市健康こども部	部長	一戸 ひとみ	
中南津軽郡町村会 (藤崎町福祉課)	課長	葛西 昭仁	

部会員数：14人（令和4年7月1日現在）

# 福祉総室

(中南地方福祉事務所)

## 2 福祉総室（中南地方福祉事務所）

### I 生活保護

1	被保護世帯数	88
2	被保護人員	88
3	保護率	88
4	扶助別人員	88
5	令和3年度生活保護統計	89

### II 母子父子寡婦福祉

1	母子父子寡婦福祉資金の貸付、償還状況	94
2	母子父子寡婦福祉相談実施状況	94

### III 児童福祉

### IV 女性相談

### V 資料

1	令和3年度民生委員・児童委員の活動状況	99
2	各種福祉団体	100
3	市町村社会福祉協議会	100

## 2 福祉総室（中南地方福祉事務所）

### I 生活保護

#### 1 被保護世帯数

管内の被保護世帯数は、昭和60年度に1,120世帯だったのが逡減し、平成5年度からは600世帯台で推移したが、平成9年度に板柳町が編入したことに伴い800世帯台となった以後年々増加し、平成13年度には1,000世帯を超えた。平成16年度は藤崎町と常盤村が町村合併され（H17.3.28 藤崎町：藤崎町、常盤村）、平成17年度は6町村が市町村合併され（H17.4.1 青森市：浪岡町、青森市 H18.1.1 平川市：平賀町、尾上町、碓ヶ関村 H18.2.27 弘前市：岩木町、相馬村、弘前市）、平成17年度月平均被保護世帯数601世帯と半数近くに減少した。その後は増加が続き、平成26年度の783世帯をピークに減少傾向となっていた。平成30年度月平均被保護世帯数は758世帯と前年度より若干増加したが、令和元年度以降は再び減少傾向にあり、令和3年度は727世帯となっている。

世帯類型別では依然として高齢者世帯の占める比率が高く、令和3年度は全体の73.9%と、県平均の63.8%を大きく上回っている。また、母子世帯は0.7%、傷病・障害者世帯は14.7%、その他の世帯は10.7%と、いずれも県平均の母子世帯2.1%、傷病・障害者世帯21.4%、その他世帯12.7%を下回っている。

労働力類型別では、非稼働世帯の占める比率が依然として高く、令和3年度においては91.2%（県平均は91.5%）である。

#### 2 被保護人員

平成17年度は管内町村の市町村合併により、平成17年度月平均被保護人員810人と減少したが、以後増加が続き、平成26年度月平均被保護人員は981人となった。平成27年度から減少傾向にあり、平成30年度月平均被保護人員は901人と前年度より若干増加したが、令和元年度以降再び減少傾向にあり、令和3年度は841人となっている。

#### 3 保護率

管内の保護率（人口千人に対する被保護人員の割合）は、平成7年度は7パーミル台であったが、被保護人員の増加により年々保護率が上昇し、平成13年度は11パーミル台、平成16年度は13.56パーミルとなり、市町村合併後の平成17年度の保護率は14.78パーミルに上昇し、以後さらに上昇して平成24年度以降は19パーミル台で推移しており、令和3年度の保護率は19.08パーミルとなっている。

#### 4 扶助別人員

令和3年度の月平均扶助別人員は、医療扶助が779人で被保護人員全体841人の92.6%を占め、以下、生活扶助が732人（87.0%）、住宅扶助が479人（57.0%）、介護扶助が350人（41.6%）、教育扶助が2人（0.2%）、などとなっている。



## 5 令和3年度生活保護統計

(I-1)被保護世帯数、被保護人員、保護率の推移

(単位：世帯、人、ポイント、パーミル)

区分		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
西目屋村	被保護世帯数	実数	14	16	16	17	17
		指数	100.0	114.3	114.3	121.4	121.4
	被保護人員	実数	14	16	18	19	20
		指数	100.0	114.3	128.6	135.7	142.9
	保護率		11.48	10.67	13.11	13.93	15.91
藤崎町	被保護世帯数	実数	204	207	206	207	210
		指数	100.0	101.5	101.0	101.5	102.9
	被保護人員	実数	258	255	252	249	249
		指数	100.0	98.8	97.7	96.5	96.5
	保護率		17.28	17.18	17.07	17.06	17.21
大鰐町	被保護世帯数	実数	157	163	164	160	149
		指数	100.0	103.8	104.5	101.9	94.9
	被保護人員	実数	192	198	197	190	175
		指数	100.0	103.1	102.6	99.0	91.1
	保護率		20.67	21.85	22.17	21.99	20.55
田舎館村	被保護世帯数	実数	75	79	87	85	91
		指数	100.0	105.3	116.0	113.3	121.3
	被保護人員	実数	81	84	92	91	98
		指数	100.0	103.7	113.6	112.3	121.0
	保護率		10.49	11.01	12.25	12.27	13.46
板柳町	被保護世帯数	実数	296	294	282	268	261
		指数	100.0	99.3	95.3	90.5	88.2
	被保護人員	実数	351	348	324	309	299
		指数	100.0	99.1	92.3	88.0	85.2
	保護率		25.82	26.05	24.74	24.04	23.80
合計	被保護世帯数	実数	747	758	755	737	727
		指数	100.0	101.5	101.1	98.7	97.3
	被保護人員	実数	896	901	882	857	841
		指数	100.0	100.6	98.4	95.6	93.9
	保護率		19.13	19.51	19.36	19.13	19.08

(注) 月平均

県の保護率	23.38	23.40	23.45	23.42	23.15
国の保護率	16.7	16.6	16.4	16.3	16.3

国の保護率：令和3年度は令和4年3月分参考

## (I-2) 世帯類型別世帯数

(単位：世帯、%)

区分	高齢者世帯		母子世帯		傷病・障害者世帯		その他の世帯	
	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比
平成29年度	500	67.0	7	0.9	134	18.0	105	14.1
平成30年度	522	68.8	7	0.9	137	18.1	93	12.3
令和元年度	535	70.9	7	0.9	127	16.8	86	11.4
令和2年度	535	72.7	6	0.8	114	15.5	81	11.0
令和3年度	537	73.9	5	0.7	107	14.7	78	10.7

(注) 月平均・小数点以下四捨五入のため、計が一致しない場合もある

〔令和3年度〕

(単位：世帯、%)

区分	高齢者世帯		母子世帯		傷病・障害者世帯		その他の世帯	
	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比
西目屋村	13	76.5	0	0.0	1	5.9	3	17.6
藤崎町	148	70.5	0	0.0	38	18.1	24	11.4
大鰐町	111	74.0	1	0.7	15	10.0	23	15.3
田舎館村	74	81.3	0	0.0	9	9.9	8	8.8
板柳町	192	74.1	4	1.5	42	16.2	21	8.1
合計	537	73.9	5	0.7	107	14.7	78	10.7

(注) 月平均・小数点以下四捨五入のため、計が一致しない場合もある

## (I-3) 労働力類型別世帯数

(単位：世帯、%)

区分	働いている者のいる世帯							働いている者のいない世帯	
	世帯主が働いている世帯				世帯員のみ が働いてい る世帯	合計		世帯数	構成比
	常用	日雇	内職	その他		世帯数	構成比		
平成29年度	35	3	1	18	24	81	10.8	666	89.2
平成30年度	37	3	1	18	22	81	10.7	676	89.3
令和元年度	38	1	2	16	22	79	10.7	677	89.6
令和2年度	33	1	2	15	21	72	9.8	666	90.2
令和3年度	32	1	0	13	18	64	8.8	664	91.2

(注) 月平均・小数点以下四捨五入のため、計が一致しない場合もある

〔令和3年度〕

(単位：世帯、%)

区分	働いている者のいる世帯							働いている者のいない世帯	
	世帯主が働いている世帯				世帯員のみ が働いてい る世帯	合計		世帯数	構成比
	常用	日雇	内職	その他		世帯数	構成比		
西目屋村	0	0	0	2	0	2	11.8	15	88.2
藤崎町	7	0	0	2	6	15	7.2	194	92.8
大鰐町	7	1	0	3	5	16	10.7	133	89.3
田舎館村	0	0	0	0	1	1	1.1	90	98.9
板柳町	17	0	0	6	6	29	11.1	232	88.9
合計	32	1	0	13	18	64	8.8	664	91.2

(注) 月平均・小数点以下四捨五入のため、計が一致しない場合もある

## (I-4)生活保護新規申請・廃止処理状況

(単位：世帯、人)

区分	申請		開始		取下	却下	翌年度への繰越	廃止	
	前年度からの繰越	年度内	世帯数	人員				世帯数	人員
平成29年度	3	120	82	95	13	25	3	87	90
平成30年度	3	137	100	113	4	28	7	82	87
令和元年度	7	132	100	91	10	39	10	86	91
令和2年度	10	120	73	84	17	35	5	96	101
令和3年度	5	130	75	86	9	44	6	100	104

〔令和3年度〕

(単位：世帯、人)

区分	申請		開始		取下	却下	翌年度への繰越	廃止	
	前年度からの繰越	年度内	世帯数	人員				世帯数	人員
西目屋村	0	3	2	3	0	1	0	2	2
藤崎町	1	34	17	19	3	13	2	22	22
大鰐町	1	17	9	9	2	7	0	21	23
田舎館村	2	29	18	22	2	10	1	18	20
板柳町	1	47	29	33	2	13	3	37	37
合計	5	130	75	86	9	44	6	100	104

(I-5) 扶助別人員

(単位：人、ポイント)

区分	被保護世帯		被保護人員		保護率 (%)	生活扶助		住宅扶助		教育扶助		介護扶助		医療扶助		医療扶助人員の内訳						その他の扶助 (月平均)		
	世帯数	指数	実人員	指数		人員	指数	人員	指数	人員	指数	人員	指数	人員	指数	入院			入院外			出産扶助	生業扶助	葬祭扶助
																精神	その他	小計	精神	その他	小計			
平成29年度	747	100.0	901	100.0	19.51	807	100.0	497	100.0	15	100.0	324	100.0	818	100.0	17	36	51	25	741	767	0	7	1
平成30年度	758	101.5	901	100.0	19.51	810	100.4	508	102.2	15	100.0	343	105.9	822	100.5	17	30	47	26	749	775	0	7	1
令和元年度	755	101.1	882	97.9	19.36	785	97.3	499	100.4	9	60.0	352	108.6	807	98.7	13	29	42	26	738	765	0	8	1
令和2年度	737	98.7	857	95.1	19.13	758	93.9	488	98.2	4	26.7	345	106.5	780	95.4	14	28	42	36	703	738	0	7	1
令和3年度	727	97.3	841	93.3	19.08	732	90.7	479	96.4	2	13.3	350	108.0	779	95.2	13	35	48	36	695	731	0	7	1

(注) 月平均・小数点以下四捨五入のため、計が一致しない場合もある

[令和3年度]

(単位：人)

区分	生活扶助	住宅扶助	教育扶助	介護扶助					医療扶助		その他の扶助			
				介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護医療院	地域密着型介護老人福祉施設	居宅	計	入院	外来	出産扶助	生業扶助	葬祭扶助
西目屋村	15	6	0	1	2	0	0	6	9	1	17	0	0	0
藤崎町	218	153	2	4	5	0	0	94	103	21	207	0	1	0
大鰐町	145	88	0	4	5	0	2	55	66	7	154	0	2	0
田舎館村	88	58	0	0	2	0	1	50	53	6	84	0	0	0
板柳町	266	174	0	11	3	0	0	106	120	14	268	0	4	0
合計	732	479	2	20	17	0	3	310	350	48	731	0	7	1

(注) 月平均・小数点以下四捨五入のため、計が一致しない場合もある

## (I-6)扶助費支給状況

(単位:円)

区 分	生 活	住 宅	教 育	介 護	医 療	出 産	生 業	葬 祭	就労自立給付金	進学準備給付金	施 設 事 務 費	合 計
平成 2 9 年度	412,124,562	105,099,523	2,469,312	64,906,803	688,188,975	0	1,679,771	1,910,706	0		16,469,555	1,292,849,207
平成 3 0 年度	403,694,374	110,560,898	2,083,302	69,992,309	695,619,362	0	1,175,290	1,816,092	41,314	0	13,889,298	1,298,872,239
令 和 元 年 度	387,081,477	113,538,842	1,143,625	69,901,224	695,364,729	0	1,678,866	2,484,903	138,178	100,000	13,958,517	1,285,390,361
令 和 2 年 度	358,979,582	107,525,410	474,893	61,246,381	684,385,489	0	1,487,743	2,163,856	79,385	200,000	12,457,946	1,229,000,685
令 和 3 年 度	352,618,762	107,313,030	193,976	64,143,845	657,687,933	363,480	1,369,584	1,919,178	73,511	300,000	12,049,189	1,198,032,488

〔令和3年度〕

区 分	生 活	住 宅	教 育	介 護	医 療	出 産	生 業	葬 祭	就労自立給付金	進学準備給付金	施 設 事 務 費	合 計
西 目 屋 村	6,653,728	873,955	0	0	222,810	0	0	246,700	0	0	0	7,997,193
藤 崎 町	104,384,075	31,661,395	193,640	1,650	1,464,695	0	121,544	347,509	25,851	0	0	138,200,359
大 鰐 町	69,085,953	23,742,768	0	1,760	2,326,759	0	465,010	428,447	22,960	0	4,070,518	100,144,175
田 舎 館 村	37,794,397	12,973,493	0	0	1,244,200	0	34,690	7,890	24,700	0	0	52,079,370
板 柳 町	134,700,609	38,061,419	336	146,858	2,564,286	363,480	748,340	888,632	0	300,000	7,978,671	185,752,631
国 保 連 支 払 基 金	0	0	0	63,993,577	649,865,183	0	0	0	0	0	0	713,858,760
合 計	352,618,762	107,313,030	193,976	64,143,845	657,687,933	363,480	1,369,584	1,919,178	73,511	300,000	12,049,189	1,198,032,488

## II 母子父子寡婦福祉

### 1 母子父子寡婦福祉資金の貸付、償還状況

管内（市部を含む）における令和3年度の母子福祉資金の貸付状況（令和2年度以前から貸付を継続しているものを含む。父子福祉資金、寡婦福祉資金についても同様）をみると、件数4件、金額480,000円となっている。

資金種類別では、修学資金が全件数を占めている。前年度と比べると、件数は34件減少し、金額は3,885,600円減少している。

償還率は32.6%で、前年度に比べ0.7ポイント下回っている。

父子福祉資金については、令和3年度は貸付実績がなく、また、収入未済額もない。

寡婦福祉資金については、令和3年度は貸付実績がなく、また、償還率は24.8%で、前年度に比べ1.2ポイント下回っている。

### 2 母子父子寡婦福祉相談実施状況

経済的、社会的に弱い立場にある母子・父子及び寡婦世帯の自立助長を図るため、母子父子寡婦福祉資金の貸付と母子・父子自立支援員による生活一般等の相談、助言を行っている。

令和3年度の相談件数は1,755件で、相談内容別にみると、生活一般相談が789件となっており、全体の45%を占めている。次いで母子父子寡婦福祉資金を中心とする経済的支援・生活援護相談が741件で、全体の42.2%となっている。

#### （II-1）母子父子寡婦福祉資金貸付状況

（単位：件、円）

区 分	母子福祉資金		父子福祉資金		寡婦福祉資金	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
平成29年度	75	37,299,535	0	0	1	600,000
平成30年度	49	27,325,600	1	120,000	0	0
令和元年度	29	16,197,000	0	0	0	0
令和2年度	38	4,365,600	0	0	0	0
令和3年度	4	480,000	0	0	0	0

〔令和3年度資金種類別内訳〕

区 分	母子福祉資金		父子福祉資金		寡婦福祉資金	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
事業開始資金						
事業継続資金						
修学資金	4	480,000				
技能習得資金						
修業資金						
就職支度資金						
医療介護資金						
生活資金						
住宅資金						
転宅資金						
就学支度資金						
結婚資金						
合 計	4	480,000	0	0	0	0

## (II-2) 母子父子寡婦福祉資金償還状況

〔母子福祉資金〕

令和4年5月31日現在 (単位:円、%)

区 分		現年度				過年度				合 計			
		調定額	収入済額	収入未済額	償還率	調定額	収入済額	収入未済額	償還率	調定額	収入済額	収入未済額	償還率
管内	平成29年度	114,254,636	97,967,072	16,287,564	85.7	154,686,222	9,777,932	144,908,290	6.3	268,940,858	107,745,004	161,195,854	40.1
	平成30年度	106,763,499	89,753,910	17,009,589	84.1	161,195,854	7,338,570	153,857,284	4.6	267,959,353	97,092,480	170,866,873	36.2
	令和元年度	105,119,175	88,003,590	17,115,585	83.7	170,866,873	7,428,305	163,438,568	4.3	275,986,048	95,431,895	180,554,153	34.6
	令和2年度	97,028,555	83,120,904	13,907,651	85.7	180,554,153	9,261,360	171,292,793	5.1	277,582,708	92,382,264	185,200,444	33.3
	令和3年度	89,470,304	78,000,163	11,470,141	87.2	185,200,444	11,496,703	173,703,741	6.2	274,670,748	89,496,866	185,173,882	32.6
県	令和3年度	227,181,877	208,697,050	18,484,827	91.9	254,391,064	19,512,299	234,878,765	7.7	481,572,941	228,209,349	253,363,592	47.4

〔父子福祉資金〕

区 分		現年度				過年度				合 計			
		調定額	収入済額	収入未済額	償還率	調定額	収入済額	収入未済額	償還率	調定額	収入済額	収入未済額	償還率
管内	平成29年度	170,250	170,250	0	100.0	0	0	0	—	170,250	170,250	0	100.0
	平成30年度	40,500	40,500	0	100.0	0	0	0	—	40,500	40,500	0	100.0
	令和元年度	20,250	20,250	0	100.0	0	0	0	—	20,250	20,250	0	100.0
	令和2年度	0	0	0	—	0	0	0	—	0	0	0	—
	令和3年度	0	0	0	—	0	0	0	—	0	0	0	—
県	令和3年度	1,670,974	1,581,769	89,205	94.7	94,839	0	94,839	0.0	1,765,813	1,581,769	184,044	89.6

〔寡婦福祉資金〕

区 分		現年度				過年度				合 計			
		調定額	収入済額	収入未済額	償還率	調定額	収入済額	収入未済額	償還率	調定額	収入済額	収入未済額	償還率
管内	平成29年度	1,538,997	1,458,658	80,339	94.8	4,215,890	245,772	3,970,118	5.8	5,754,887	1,704,430	4,050,457	29.6
	平成30年度	1,911,198	1,817,577	93,621	95.1	4,050,457	110,766	3,939,691	2.7	5,961,655	1,928,343	4,033,312	32.3
	令和元年度	1,440,848	1,343,128	97,720	93.2	4,033,312	41,980	3,991,332	1.0	5,474,160	1,385,108	4,089,052	25.3
	令和2年度	1,415,318	1,351,718	63,600	95.5	4,089,052	78,770	4,010,282	1.9	5,504,370	1,430,488	4,073,882	26.0
	令和3年度	1,356,512	1,285,828	70,684	94.8	4,073,882	62,820	4,011,062	1.5	5,430,394	1,348,648	4,081,746	24.8
県	令和3年度	3,529,092	3,431,241	97,851	97.2	4,861,074	216,434	4,644,640	4.5	8,390,166	3,647,675	4,742,491	43.5

## (Ⅱ-3) 母子父子寡婦福祉相談実施状況

〔母子父子寡婦福祉相談〕

(単位：件)

区 分		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
生活一般	住宅			58	20	10
	医療・健康	1		26	20	22
	家庭紛争	1		11	7	6
	就労	43	86	125	228	195
	結婚			11	7	5
	養育費	3	5	18	21	9
	借金	2	3	6	20	28
	その他		3	105	420	514
	小 計	50	97	360	743	789
児童	養育	1		10	21	15
	教育		4	68	82	84
	非行					
	就職		1	22	21	5
	その他		3	83	163	120
	小 計	1	8	183	287	224
経済的支援・生活援護	母子福祉資金貸付金	570	218	395	592	427
	父子福祉資金貸付金	6	16	9	6	4
	寡婦福祉資金貸付金	1		1	0	1
	公的年金			3	1	5
	児童扶養手当	6	3	23	38	28
	生活保護		2	7	5	7
	税	1	1	4	9	24
	生活福祉資金		1	2	0	0
	その他	8	4	48	193	245
小 計	592	245	492	844	741	
その他	売店設置					
	たばこ販売					
	母子世帯向公営住宅				1	
	父子世帯向公営住宅					
	母子・父子福祉施設の利用					
	母子生活支援施設			4		1
	小 計	0	0	4	1	1
合 計	643	350	1,039	1,875	1,755	



### Ⅲ 児童福祉

児童相談については、こども相談総室が主体となって当たっており、福祉総室では児童福祉法に規定されている事務として、「助産の実施に関する事務」及び「母子保護の実施に関する事務」を行っている。

## IV 女性相談

女性相談に関しては婦人相談員1名を配置し、対応しているところである。

平成13年10月には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が施行され、当所も、平成14年4月から「配偶者暴力相談支援センター」としての業務を開始した。

婦人保護相談全体の相談者数は28人（男性の相談者も含む）で、延57件の相談があった。

うち配偶者からの暴力（ドメスティック・バイオレンス＝DV）に関するものは、19人の相談者から延47件の相談があった。

### (IV-1) 婦人保護相談実施状況(令和3年度)

#### (1) 相談経路

(単位:人)

相談経路	本人自身	警察関係	法務関係	他の婦人相談所	他の婦人相談員	福祉事務所	他の相談機関	社会福祉施設等	医療機関	教育機関	労働関係	民間シエルター	知人縁故関係	その他	合計
実人員	18	0	0	0	5	0	2	0	0	0	0	0	2	1	28

#### (2) 主訴

(単位:人)

主訴	人間関係									経済関係	医療関係	住居問題	帰住先なし	不純異性交遊	売春強要	ヒモ・暴力団関係	5条違反	人身取引	合計	
	夫等	子ども	親族	交際相手	その他の者の暴力	男女問題	ストーカー被害	家庭不和	その他											
実人員	17	2	2	2	0	2	0	0	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	28
うちDV相談実人員	17	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	19

### (IV-2) 配偶者からの暴力等に関する相談延件数(令和3年度)

(単位:件)

	件数	被害者の年齢別								加害者との関係別				
		20未満	20代	30代	40代	50代	60以上	不明	配偶者			離婚済	交際相手	
									届出あり	届出なし	不明			
来所	21	0	3	8	4	3	2	1	12	2	0	6	1	
電話	25	0	1	1	20	2	1	0	21	0	0	3	1	
その他	1	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	
計	47	0	4	9	24	6	3	1	34	2	0	9	2	

## V 資料

### 令和3年度民生委員・児童委員の活動状況

(定数は平成28年12月1日現在) (単位:人、件、回、日)

区分	西目屋村	藤崎町	大鰐町	田舎館村	板柳町	合計	
定数	8	39	35	25	43	150	
うち主任児童委員	2	2	2	2	3	11	
内容別相談・支援件数	在宅福祉	1	7	9	15	14	46
	介護保険	1	4	13	8	3	29
	健康・保健医療	0	63	25	13	14	115
	子育て・母子保健	0	0	23	0	0	23
	子どもの地域生活	0	4	46	1,759	0	1,809
	子どもの教育・学校生活	0	0	36	28	2	66
	生活費	0	18	19	3	2	42
	年金・保険	0	1	0	2	1	4
	仕事	0	2	4	0	16	22
	家族関係	0	7	19	11	5	42
	住居	0	5	16	4	3	28
	生活環境	1	33	97	41	14	186
	日常的な支援	0	93	152	624	206	1,075
	その他	0	44	327	57	80	508
	合計	3	281	786	2,565	360	3,995
分野別相談・支援件数	高齢者に関すること	3	134	567	695	285	1,684
	障害者に関すること	0	51	11	52	38	152
	子どもに関すること	0	4	128	1,795	2	1,929
	その他	0	92	80	23	35	230
	合計	3	281	786	2,565	360	3,995
その他の活動件数	調査・実態把握	0	445	518	352	313	1,628
	行事・事業・会議への参加協力	29	267	235	1,946	164	2,641
	地域福祉活動・自主活動	11	394	62	56	243	766
	民児協運営・研修	64	83	1,221	2,486	155	4,009
	証明事務	1	20	27	8	7	63
	要保護児童の発見の通告・仲介	0	2	2	0	0	4
回数 訪問	訪問・連絡活動	122	4,735	2,740	1,998	1,065	10,660
	その他	54	1,415	1,191	395	955	4,010
回数 連絡調整	委員相互	20	214	501	1,321	77	2,133
	その他の関係機関	51	630	1,655	795	200	3,331
活動日数	294	1,996	3,613	3,321	1,499	10,723	

## 2 各種福祉団体

団体名	会長(代表者名)	所在地
津軽広域社会福祉協議会連絡協議会	山形 正臣	弘前市宮園 2 丁目 8 - 1 弘前市社会福祉センター内 TEL 33-1161
中南郡民生委員児童委員協議会	工藤 泰子	弘前市下白銀町 1 4 - 2 中南地域県民局地域健康福祉部 福祉総室内 TEL 35-1622
中南郡老人クラブ連合会	館山 新一	藤崎町西豊田 1 - 3 TEL 75-3232
津軽地区身体障害者福祉協議会	須藤 強	田舎館村大袋樋田 1 7 2 - 1 TEL 58-3634

## 3 市町村社会福祉協議会

社会福祉協議会名	会長(代表者名)	所在地
弘前市社会福祉協議会	山形 正臣	弘前市宮園 2 丁目 8 - 1 TEL 33-1161 FAX 33-1163
黒石市社会福祉協議会	鳴海 勝文	黒石市境松 1 丁目 1 - 1 黒石市社会福祉センター内 TEL 52-2674 FAX 53-2756
平川市社会福祉協議会	外川 三千雄	平川市柏木町藤山 1 6 - 1 平川市健康センター内 TEL 44-5937 FAX 44-4574
西目屋村社会福祉協議会	三上 ヤス子	西目屋村田代稲元 1 4 3 TEL 85-2255 FAX 85-2265
藤崎町社会福祉協議会	山内 敏	藤崎町常盤富田 7 0 - 1 常盤老人福祉センター内 TEL 65-2056 FAX 69-5262
大鱈町社会福祉協議会	山田 金治	大鱈町蔵館川原田 3 7 - 6 大鱈町総合福祉センター内 TEL 47-5151 FAX 47-5153
田舎館村社会福祉協議会	湯口 太津男	田舎館村八反田古館 2 0 6 - 1 TEL 43-8111 FAX 58-3675
板柳町社会福祉協議会	三戸 武	板柳町福野田実田 1 1 - 7 板柳町公民館内 TEL 72-1161 FAX 72-1170

# こども相談総室

(青森県弘前児童相談所)

### 3 こども相談総室（青森県弘前児童相談所）

#### I 児童相談所の業務

- 1 相談業務 ..... 101
- 2 判定業務 ..... 108
- 3 一時保護業務 ..... 109

#### II 児童相談所の事業

- 1 子ども虐待防止対策 ..... 110
- 参考 児童福祉施設等措置状況 ..... 112

### 3 こども相談総室（青森県弘前児童相談所）

#### I 児童相談所の業務

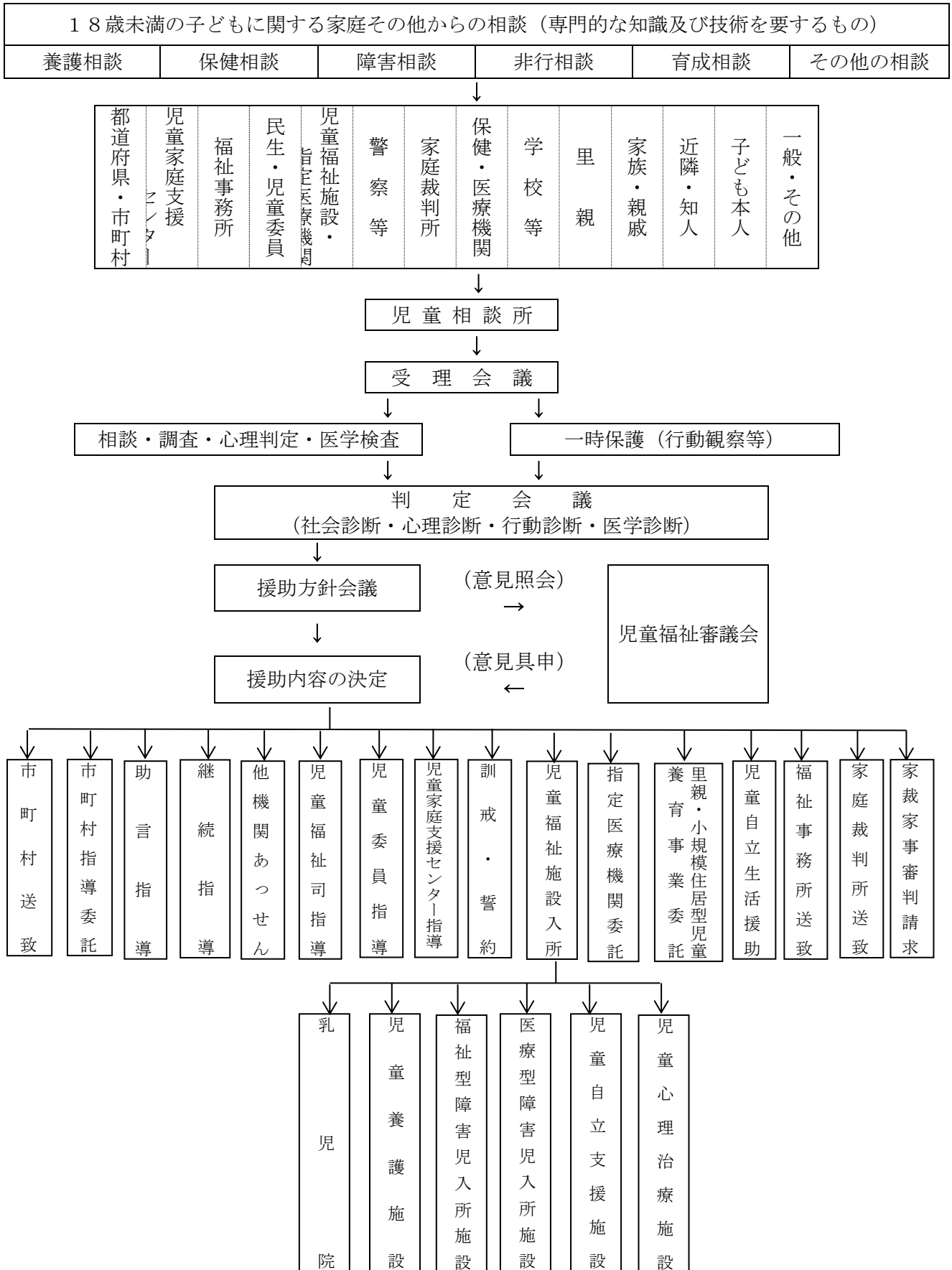
##### 1 相談業務

###### （1）相談の種類と主な内容

養護相談	養護相談	父又は母等保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、稼動及び服役等による養育困難児、棄児、迷子、虐待を受けた子ども、親権を喪失した親の子、後見人を持たぬ児童等環境的問題を有する子ども、養子縁組に関する相談
保健相談	保健相談	未熟児、虚弱児、内部機能障害、小児喘息、その他の疾患（精神疾患を含む）等を有する子どもに関する相談
障害相談	肢体不自由相談	肢体不自由児、運動発達の遅れに関する相談
	視聴覚障害相談	盲（弱視を含む）、ろう（難聴を含む）等視聴覚障害児に関する相談
	言語発達障害等相談	構音障害、吃音、失語等音声や言語の機能障害をもつ子ども、言語発達遅滞を有する子ども等に関する相談（ことばの遅れの原因が知的障害、自閉症、しつけ上の問題等他の相談種別に分類される場合は、それぞれのところに入れる）
	重症心身障害相談	重症心身障害児（者）に関する相談
	知的障害相談	知的障害児に関する相談
	発達障害相談（※）	自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等の子どもに関する相談（自閉症スペクトラム障害を含む）
非行相談	ぐ犯等相談	虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱等のご犯行為若しくは飲酒、喫煙等の問題行動のある子ども、警察署からぐ犯少年として通告のあった子ども、又は触法行為があったと思料されても警察署から法第 25 条による通告のない子どもに関する相談
	触法行為等相談	触法行為があったとして警察署から法第 25 条による通告のあった子ども、犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあった子どもに関する相談（受け付けた時には通告がなくとも調査の結果、通告が予定されている子どもに関する相談についてもこれに該当する）
育成相談	性格行動相談	子どもの人格の発達上問題となる反抗、友達と遊べない、落ち着きがない、内気、緘黙、不活発、家庭内暴力、生活習慣の著しい逸脱等性格若しくは行動上の問題を有する子どもに関する相談
	不登校相談	学校及び幼稚園並びに保育所に在籍中で、登校（園）していない状態にある子どもに関する相談（非行や精神疾患、養護問題が主である場合等にはそれぞれのところに分類する）
	適性相談	進学適性、職業適性、学業不振等に関する相談
	育児・しつけ相談	家庭内における幼児のしつけ、子どもの性教育、遊び等に関する相談
その他	その他の相談	上記のいずれにも該当しない相談

※H26 年度から、「自閉症等相談」が「発達障害相談」に改められたもの。（福祉行政報告例の分類による）

(2) 業務の流れ



※児童福祉法の改正により、児童相談所から市町村への事案送致が新設された。また、「情緒障害児短期治療施設」が「児童心理治療施設」に名称変更となった。（平成29年4月1日施行）



(3) 相談の状況

ア 受付状況

令和3年度に当所が受け付けた相談の総件数は851件で、令和2年度の887件に比べて、36件の減少となった。養護相談が380件で前年度から75件の減少、障害相談が347件と前年度の278件と比べて69件の増加となり、育成相談が70件で前年度の90件と比べて20件の減少となっている。

構成比においては、養護相談が380件で44.7%（前年度51.3%）と4割を占めている。その他の主な割合は、障害相談が40.8%（前年度31.3%）、育成相談が8.2%（前年度10.1%）、非行相談が1.5%（前年1.7%）となっている。

相談の経路別の主な受付状況については、家族・親戚からの相談が331件で一番多く、次いで警察等からの相談が170件、市町村関係機関からの相談が97件、県関係機関からの相談が58件、学校等からの相談が33件、近隣・知人からの相談が40件となっている。

① 年度別・相談種類別児童受付数 (単位：件 (構成比：%))

相談種類		年度	R元	R2	R3	
					件数	構成比
養護	児童虐待		251	285	283	33.2
	その他		144	170	97	11.4
保	健		2	0	0	0
障 害	肢体不自由		0	0	0	0
	視聴覚障害		0	0	0	0
	言語発達障害等		0	1	2	0.2
	重症心身障害		4	1	0	0
	知的障害		268	254	323	38.0
	※発達障害		24	22	22	2.6
非 行	ぐ犯行為等		10	12	7	0.8
	触法行為等		6	3	6	0.7
育 成	性格行動		66	72	47	5.5
	不登校		5	6	8	0.9
	適性		23	6	2	0.2
	育児・しつけ		0	6	13	1.5
その他			36	49	41	5.0
計			839	887	851	100.0

(注) 構成比は、小数点第2位以下を四捨五入しているため、計が一致しない場合もある。  
以下の表についても同様である。

② 令和3年度市町村別・相談種類別児童受付数

(単位：件)

相談種別 市町村名	養 護		保 健	障 害						非 行		育 成				そ の 他	計
	児 童 虐 待	そ の 他		肢 体 不 自 由	視 聴 覚 障 害	言 語 発 達 障 害 等	重 症 心 身 障 害	知 的 障 害	発 達 障 害	ぐ 犯 行 為 等	触 法 行 為 等	性 格 行 動	不 登 校	適 性	育 児 ・ し つ け		
弘 前 市	57	21	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	78
黒 石 市	7	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	2	0	7	0	21
平 川 市	16	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	4	3	0	0	1	27
西 目 屋 村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
藤 崎 町	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10
大 鱧 町	6	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8
田 舎 館 村	4	0	0	0	0	0	0	1	5	0	0	1	1	0	0	0	12
板 柳 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
管 外	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
不 明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	100	27	1	0	0	0	0	1	5	0	0	8	6	0	7	1	156

③ 令和3年度年齢別・相談種類別児童受付数

(単位：件 (構成比：%))

相談種別 年齢区分	養 護		保 健	障 害						非 行		育 成				そ の 他	計	構 成 比
	児 童 虐 待	そ の 他		肢 体 不 自 由	視 聴 覚 障 害	言 語 発 達 障 害 等	重 症 心 身 障 害	知 的 障 害	発 達 障 害	ぐ 犯 行 為 等	触 法 行 為 等	性 格 行 動	不 登 校	適 性	育 児 ・ し つ け			
0～5歳	112	36	0	0	0	2	0	54	14	0	0	0	0	0	8	6	232	28.0
6～11歳	97	34	0	0	0	0	0	97	4	1	4	19	3	1	5	16	281	33.7
12～14歳	41	6	0	0	0	0	0	58	3	3	3	16	3	1	0	5	139	16.7
15～17歳	30	11	0	0	0	0	0	52	1	3	1	9	1	0	0	7	115	13.8
18歳以上	0	1	0	0	0	0	0	56	0	0	1	0	0	0	0	7	65	7.8
年齢不詳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	280	88	0	0	0	2	0	317	22	7	9	44	7	2	13	41	832	100.0

## ④ 令和3年度経路別受付数

(単位：件(構成比：%))

相談経路		件数・構成比	件数	構成比
都道府県	児童相談所		26	3.1
	福祉事務所		2	0.2
	その他		30	3.6
市町村	福祉事務所		43	5.2
	児童委員		0	0
	保健センター		0	0
	その他		54	6.5
児童福祉施設 ・ 指定医療機関	保育所		1	0.1
	児童福祉施設		13	1.6
	指定医療機関		0	0
児童家庭支援センター			2	0.2
認定こども園			0	0
警察等			170	20.4
家庭裁判所			4	0.5
保健所及び 医療機関	保健所		0	0
	医療機関		13	1.6
学校等	幼稚園		3	0.4
	学校		31	3.7
	教育委員会等		19	2.3
里親			0	0
児童委員(通告の仲介を含む)			0	0
家族・親戚			331	39.8
近隣・知人			40	4.8
子ども本人			9	1.1
その他			41	4.9
計			832	100.0
(再掲)	巡回相談		0	
	電話相談		109	

## イ 養護相談

養護相談に至った原因及び処理内容については、下表のとおりである。主な原因としては、家庭環境(虐待、経済的理由等)から生じた問題が356件と94.7%を占めている。

## 養護相談の理由別処理件数

(単位：件)

処 理	理由別				家庭環境		その他	計
	家出	死亡	離婚	傷病	虐 待	その他		
児童福祉施設入所	0	0	0	0	2	4	0	6
里親委託	0	1	0	0	0	2	0	3
面接指導	0	0	1	10	238	54	0	303
その他	0	0	0	4	43	13	4	64
計	0	1	1	14	283	73	4	376
構成比(%)	0	0.3	0.3	3.7	75.3	19.4	1.0	100.0

(注) 面接指導には、児童福祉司指導、継続指導等が含まれている。

※ 里親制度について

平成 21 年 4 月に里親制度が大幅に改正され、従来の養育里親、親族里親、専門里親の他、養子縁組里親が新たに制度化されている。

里親制度は、家庭的に恵まれない子どもを里親として登録された家庭に預け、温かい愛情と家庭的雰囲気の中で育てようとする制度である。

当所管内の委託状況は下表のとおりである。

当所管内の里親、里子の状況(令和 4 年 3 月 31 日現在)

(単位：登録里親世帯数、委託里親世帯数は世帯、委託率は%、委託里子数は人)

登録里親世帯数	委託里親世帯		委託里子数
	実数	委託率(%)	
29	6	20.7	6

ウ 処理(措置)状況

令和 3 年度中の処理件数は 850 件(前年度 872 件)である。内訳は、助言指導で処理したものが 657 件で 77.3%(前年度 691 件 79.2%)、市町村送致が 32 件で 3.8%(前年度 40 件 4.6%)、継続指導が 8 件で 0.9%(前年度 15 件 1.7%)、児童福祉施設等入所措置 8 件で 0.9%(前年度 14 件 1.6%)、児童福祉司指導措置 8 件で 0.9%(前年度 5 件 0.6%)、などとなっている。

令和 3 年度相談処理数

(単位：件(構成比：%))

処 理	件数・構成比	件 数	構 成 比
助 言 指 導		657	77.3
継 続 指 導		8	0.9
他 機 関 あ っ せ ん		5	0.6
児 童 福 祉 司 指 導		8	0.9
児 童 委 員 指 導		0	0
児童家庭支援センター指導委託		0	0
市 町 村 指 導 委 託		0	0
市 町 村 送 致		32	3.8
福祉事務所送致又は通知		0	0
訓 戒 ・ 誓 約		0	0
児 童 福 祉 施 設 入 所		8	0.9
指 定 医 療 機 関 委 託		0	0
里 親 委 託		3	0.4
法 27-1-4 による家庭裁判所送致		0	0
障 害 児 施 設 へ の 利 用 契 約		0	0
そ の 他		129	15.2
計		850	100.0

エ 非行相談

非行相談については暴力が3件、自家金銭持出が3件と最も多く、全体の50.0%を占めており、次いで窃盗が2件で、これらで全体の66.6%を占めている。

なお、これらの件数は主なる問題行動の内容を1件として計上しており、通常は問題行動の内容が複数であることがしばしばである。

非行問題の理由別処理件数

(単位：件)

理由別 処 理	ぐ犯等相談								触法行為等相談				計
	暴 力	虚 言 癖	浪 費 癖	家 出 ・ 浮 浪	自 家 金 銭 持 出	シ ン ナ ー 等 吸 引	性 的 逸 脱	そ の 他	窃 盗	傷 害 ・ 恐 か つ	放 火 ・ 弄 火	そ の 他	
児童福祉施設入所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
面 接 指 導	3	0	0	0	3	0	1	1	1	1	0	0	10
そ の 他	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	2
計	3	0	0	1	3	0	1	1	2	1	0	0	12

(注) 面接指導には、児童福祉司指導、継続指導等が含まれている。

## 2 判定業務

相談別判定件数、医学的・心理学的検査状況、判定書（証明書等）の交付状況、心理療法・カウンセリングの状況については、下表のとおりである。

相談別判定件数

(単位：件)

養護	保健	肢体不自由	視聴覚障害	言語発達障害等	重症心身障害	知的障害	発達障害等	ぐ犯行為等	触法行為等	性格行動	不登校	適性	育児・しつけ	その他	計
25	0	0	0	0	0	184	9	4	5	10	1	7	0	0	245

医学的・心理学的検査状況

(単位：件)

検査 対象者	医学的診断指導				心理診断指導					
	診察指導	医学的検査	その他	計	知能検査	発達検査	人格検査	その他の検査	面接・観察・指導	計
児童	25	4	0	29	79	7	0	0	1	87
保護者	24	3	7	34	6	0	0	3	54	63
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	49	7	7	63	85	7	0	3	55	150

判定書（証明書等）の交付状況

(単位：件)

特別児童扶養手当	愛護手帳	障害児保育意見書	その他 (福祉手当・障害証明書)	計
5	184	0	120	309

心理療法・カウンセリングの状況

(単位：件)

対象者	実施者				計
	医師	児童心理司等	児童福祉司等	その他の職員	
児童	0	0	4	0	4
保護者	0	0	8	0	8
その他	0	0	3	0	3
計	0	0	15	0	15

### 3 一時保護業務

#### (1) 一時保護の状況

令和3年度に当所で一時保護（保護委託を含む）した児童の実人員は45人、延人員は870人であり、延人員は昨年度より増加している。（昨年度比83.3%（実人員）、104.1%（延人員））

また、相談種類別では、「養護」、「非行」となっている。

#### ア 実人員及び延人員

（単位：人）

保護の内容 年度・人員		中央児相の 一時保護	所内保護	保護委託	計
令和元	実人員	8	16	28	52
	延人員	501	16	1,696	2,213
令和2	実人員	6	17	31	54
	延人員	253	19	564	836
令和3	実人員	5	11	29	45
	延人員	182	11	677	870

#### イ 相談種類別一時保護児童数

（単位：人）

種 類 人 員	養 護	保 健	障 害 (言語障害、 知的障害等)	非 行 (ぐ犯・触法 行為等)	育成その他 (性格行動、 不登校等)	計
実人員	38	0	0	2	0	40
延人員	673	0	0	15	0	688

#### (2) 委託一時保護の状況

#### ア 相談種類別委託一時保護児童数

（単位：人）

種 類 人 員	養 護	保 健	障 害	非 行	育成その他	計
実人員	28	0	0	1	0	29
延人員	663	0	0	14	0	677

#### イ 委託先別委託一時保護の状況

（単位：人）

委託先 人 員	児童福祉 施設	病 院	里 親	警 察	その他	計
実人員	27	0	2	0	0	29
延人員	675	0	13	0	0	688

## II 児童相談所の事業

### 1 子ども虐待防止対策

#### (1) 児童相談所法律相談実施事業

保護者が、自らの虐待行為を認めない場合の法的介入又は処遇にあたり、法的手続上専門的な助言を必要とする場合などにおいて、迅速かつ適切な対応ができるよう、児童相談所における相談担当弁護士を確保することにより、相談体制の強化を図っている。

令和3年度の実績8件

#### (2) 子ども虐待ホットライン

虐待の防止と早期発見・早期対応を図ることを目的とし、子どもへの虐待に関する通告・通報を受けるホットライン(フリーダイヤル)を設置している。

通告者(相談者)別の受付状況は下表のとおりである。

(単位:件)

家 族	警 察	学 校 等	本 人	福 祉 事 務 所	市 町 村	近 隣 ・ 知 人	保 健 所	医 療 機 関	民 生 児 童 委 員	児 童 福 祉 施 設	親 戚	不 明 ・ そ の 他	計
0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1

#### (3) 被虐待児フォローアップ事業

虐待経験をもつ児童やその保護者への治療的援助、虐待経験を有する児童を指導している児童福祉施設職員への援助等を目的としてフォローアップ事業を平成13年度から実施している。

令和3年度の実績は下表のとおりである。

##### ・児童福祉施設職員指導

訪問施設数	訪問指導回数	職員実人数	延指導回数	スーパービジョン 参加職員数
1	12	2	12	0

##### ・被虐待児個別心理治療指導

児童数	延指導回数	スーパービジョン 参加職員数
13	80	49

##### ・被虐待児の親への指導

親数	延指導回数
34	175

##### ・被虐待児集団心理治療指導

児 童 集 団 指 導		
指導回数	児 童 数	延指導回数
0	0	0

#### (4) 虐待相談処理件数

虐待相談件数は全国でも県全体でも増加傾向にあり、当管内でも同様の傾向となっている。

年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
件 数	252	275	283



## (5) 処理状況

処理の状況では、助言指導が大きな割合を占めている。

年 度	助言指導	継続指導	児童福祉 司指導	市町村 送致	児童福祉 施設入所	里親委託	その他	計
2年度	223	1	3	40	4	0	4	275
3年度	230	1	8	32	2	0	10	283

## (6) 相談種別

相談種別では心理的虐待が増加している。

年 度	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	保護の怠慢 ・拒否	計
2年度	46	1	200	28	275
3年度	61	7	184	31	283

## (7) 相談経路

相談経路では、警察等が最も多く、次いで近隣・知人、学校等、家族からの相談が占めている。

区 分 年 度	家 族	親 戚	近 隣 ・ 知 人	児 童 本 人	福 祉 事 務 所	児 童 委 員 所	保 健 所	医 療 機 関	児 童 福 祉 施 設 等	警 察 等	家 庭 裁 判 所	学 校 等	市 町 村	そ の 他	計
2年度	10	1	37	0	0	0	0	5	9	179	0	20	1	13	275
3年度	15	2	30	5	1	0	0	7	2	161	0	25	13	22	283

## (8) 虐待者

虐待者は、実父が最も多く、全体の46%を占めている。

年 度	実 父	実父以 外の父	実 母	実母以 外の母	親 戚	その他	不詳	計
2年度	158	16	99	0	0	2	0	275
3年度	133	19	126	0	0	5	0	283

(参 考)

児童福祉施設等措置状況（令和4年4月1日現在）

（単位：人）

種別		市町村名										
		弘前市	黒石市	平川市	西目屋村	藤崎町	大鰐町	田舎館村	板柳町	管外	計	
乳児院	弘前乳児院											
児童養護施設	藤聖母園	6									6	
	弘前愛成園	13	3	2		1		3	2	24		
	幸樹園	5				1				6		
福祉型 障害児施設 入所施設	八甲学園											
	弘前市弥生学園					2	1		1	4		
	森田学園											
	もみじ学園			1						1		
医療型 障害児施設 入所施設	あすなる療育福祉センター（入所）											
	あすなる療育福祉センター（重心）											
	さわらび療育福祉センター											
	八戸病院											
	青森病院											
児童自立 支援施設	子ども自立センター みらい	1								1		
	国立きぬ川学院											
	国立武蔵野学院											
児童心理治療施設	青森おおぞら学園	2								2		
桂木ホーム（ファミリーホーム）		1								1		
里親		4	1	1						6		
計		32	4	4		4	1		3	3	51	

## 中南地域県民局 地域健康福祉部

ホームページ <https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kenmin/ch-kenfuku/>

### ◇保健総室（弘前保健所）

〒036-8356 弘前市大字下白銀町1-4-2 青森県弘前健康福祉庁舎 2階

電話 0172-33-8521

FAX 0172-33-8524

ホームページ [https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kenmin/hi-hoken/hi-hoken\\_top.html](https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kenmin/hi-hoken/hi-hoken_top.html)

### ◇福祉総室（中南地方福祉事務所）

〒036-8356 弘前市大字下白銀町1-4-2 青森県弘前健康福祉庁舎 4階

電話 0172-35-1622

0172-33-3211

FAX 0172-34-6201

ホームページ <https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kenmin/ch-fukushi/index.html>

### ◇子ども相談総室（青森県弘前児童相談所）

〒036-8356 弘前市大字下白銀町1-4-2 青森県弘前健康福祉庁舎 3階

電話 0172-32-5458

0172-36-7474

FAX 0172-36-8726

ホームページ <https://www.pref.aomori.lg.jp/life/family/hiro-jiso.html>